

第13章 その他の関係法

第13章 その他の関係法

第1節 航空法（昭和27年法律第231号）

1 航空機の騒音基準等

(1) 騒音の基準

ア-1 航空機（ターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2006年1月1日前になされたものに限る。）の騒音の基準は下記の左に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ右に掲げるとおりとする。

航空機の区分 (最大離陸重量別)	騒音の基準(単位 EPNdB)		
	側方測定点における 離陸中の騒音値	進入測定点における 着陸中の騒音値	離陸測定点における 離陸中の騒音値
35,000kg以下の 航空機	94以下であること。	98以下であること。	次の算式により得られる 値以下であること。ただし、 この値が89以下である 場合は、89以下である こと。 $A - \frac{4}{\log_{10} 2}$ $\times \log_{10} \frac{385,000}{W}$
35,000kgを超え 280,000kg以下の 航空機	次の算式により得られる 値以下であること。 $\frac{9}{\log_{10} \frac{80}{7}} \times$	次の算式により得られる 値以下であること。 $\frac{7}{3 \log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{W}{35,000}$ +98	
280,000kgを超え 385,000kg以下の 航空機	$\log_{10} \frac{W}{35,000} + 94$	105以下であること。	
385,000kgを超え 400,000kg以下の 航空機			
400,000kgを超える 航空機	103以下であること。		A以下であること。

- 備考 1 航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。
- 2 側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から450mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。
- 3 進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000mの距離にある点をいう。
- 4 離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に6,500mの距離にある点をいう。
- 5 Wは、当該航空機の最大離陸重量(単位 kg)とする。
- 6 Aは、当該航空機の発動機の数、2基以下の場合にあつては101、3基の場合にあつては104、4基以上の場合にあつては106とする。

ア-2 側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか1又は2の測定点における騒音値がア-1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、ア-1の基準にかかわらず、当該航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

- ① その超える騒音値の当該超える部分がいずれも2EPNdB以下であること。
- ② その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が3EPNdB以下であること。

③ それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値がア－1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

イ－1 航空機(最大離陸重量が 55,000kg 以上のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2006 年 1 月 1 日以後 2017 年 12 月 31 日前になされたもの若しくは最大離陸重量が 55,000kg 未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2006 年 1 月 1 日以後 2020 年 12 月 31 日前になされたものに限る。)の騒音の基準は上記ア－1の表に定めるとおりとする。

イ－2 イ－1 に掲げる航空機は次に掲げる基準に適合しなければならない。

① 側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値とア－1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が 10 E P N d B 以上であること。

② 側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれの 2 の測定点における騒音値とア－1の表の備考のそれぞれに対応する 2 の測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が 2 E P N d B 以上であること。

イ－3 ア－1 に掲げる航空機であってイ－1 の適用を受けようとするものにあつては、イ－2 の基準に適合しなければならない。

ウ－1 航空機(最大離陸重量が 55,000kg 以上のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2017 年 12 月 31 日以後になされたもの若しくは最大離陸重量が 55,000kg 未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2020 年 12 月 31 日以後になされたものに限る。)の騒音の基準は下記の左に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ右に掲げるとおりとする。

航空機の区分 (最大離陸重量別)	騒音の基準 (単位 E P N d B)		
	側方測定点における 離陸中の騒音値	進入測定点における 着陸中の騒音値	離陸測定点における 離陸中の騒音値
2,000kg 以下の 航空機	88.6 以下であること。	93.1 以下であること。	80.6 以下であること。
2,000kg を超え 8,618kg 以下の 航空機	次の算式により得られる 値以下であること。 $\frac{51 \log_{10} \frac{4,309}{1,000}}{27} \times \log_{10} \frac{W}{2,000} + 88.6$	次の算式により得られる 値以下であること。 $10 \log_{10} \frac{4,309}{1,000} \times \log_{10} \frac{W}{2,000} + 93.1$	次の算式により得られる 値以下であること。 $89 - \frac{4}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{8,618}{W}$
8,618kg を超え 35,000kg 以下の 航空機	94 以下であること。	98 以下であること。	次の算式により得られる 値以下であること。ただし、 この値が 89 以下であ

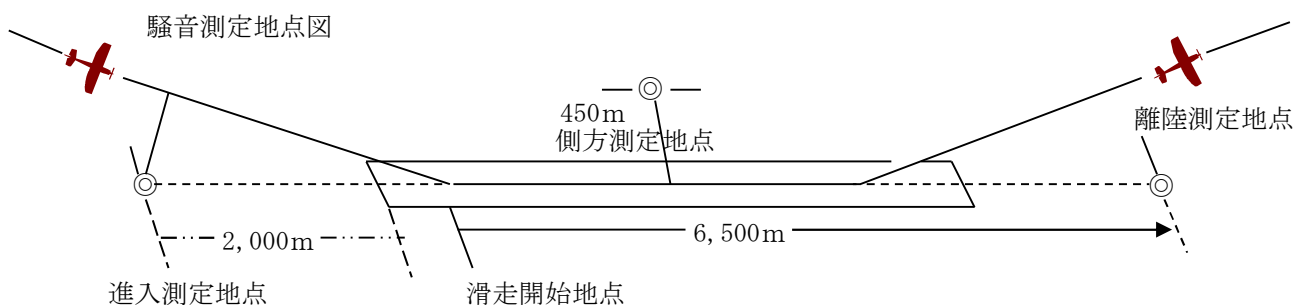
35,000kg を超え 280,000kg 以下の 航空機	次の算式により得られる 値以下であること。 $\frac{9}{\log_{10} \frac{80}{7}} \times \log_{10} \frac{W}{35,000} + 94$	次の算式により得られる 値以下であること。 $\frac{7}{31 \log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{W}{35,000} + 98$	る場合は、89以下である こと。 $A - \frac{4}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{385,000}{W}$
280,000kg を超え 385,000kg 以下の 航空機			
385,000kg を超え 400,000kg 以下の 航空機		105以下であること。	A以下であること。
400,000kg を超える 航空機	103以下であること。		

- 備考 1 航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はE P N d B とする。
- 2 側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から450mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。
- 3 進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000mの距離にある点をいう。
- 4 離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に6,500mの距離にある点をいう。
- 5 Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。
- 6 Aは、当該航空機の発動機の数、2基以下の場合にあつては101、3基の場合にあつては104、4基以上の場合にあつては106とする。

ウー2 ウー1に掲げる航空機は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- ① 側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値とウー1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が17E P N d B以上であること。
- ② 側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値とウー1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差がいずれも1E P N d B以上であること。

ウー3 アー1、イー1に掲げる航空機であつてウー1の適用を受けようとするものにあつては、ウー2の基準に適合しなければならない。



第2節 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）

1 対策地域の指定要件（法第3条第1項）

(1) 農用地土壌汚染対策地域の指定要件（昭和46年 政令第204号）

（最近改正 平成22. 6. 16）

特定有害物質	指 定 要 件	
カドミウム（Cd） 及びその化合物	1 米1kgにつきカドミウムの量が0.4mgを超えると認められる地域 2 1の近傍地域のうち、イ、ロの要件に該当する地域であって、米1kg当たりのCdの量が0.4mgを超えるおそれが著しいと認められる地域 イ 1の地域内の農用地の土壌に含まれるCdの量と同程度以上であること。 ロ 1の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること	米について 0.4ppm超過
銅（Cu）及びその化合物	田の土壌1kgにつき銅の量が125mg以上と認められる地域	土壌について 125ppm以上
砒素（As）及びその化合物	田の土壌1kgにつき砒素の量が15mg（特別の場合、都道府県知事が土壌1kgにつき10mg～20mgの範囲内で定める別の値）以上と認められる地域	土壌について 15ppm以上

(2) 土性の分類基準（次官通達昭和46. 6. 30 農政第3341号）

土 性 区 分	分 類 基 準
1 微 粒 質	土層（作土0～5cm）の粘土含量25%以上
2 細 粒 質	〃 15～25%
3 中 粒 質	〃 （ただし、砂含量85%以下） 0～15%
4 粗 粒 質	〃 （ただし、砂含量85%以上） 0～15%

（注） この表中の粘土および砂の定義ならびにそれらの含量の測定方法は、国際土壌学会の定めた方法による。

2 対策地域の指定状況

現在、対策地域の指定はありません

3 参考

農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準値（昭和59. 11. 8 環水土第149号環境庁水質保全局長通知）

土壌（乾土） 1kgにつき亜鉛120mg

第3節 下水道法（昭和33年法律第79号）

1 処理施設の構造の技術上の基準（法第7条第1項の政令で定めるもの）

(1) 水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法（当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法を含む。）により下水を処理する構造とすること。

（最近改正 平成24. 4. 1）

計画放流水質			方 法	
生物化学的 酸素要求量 〔BOD〕 (mg/L 5日間)	窒素含有量 〔N〕 (mg/L)	磷含有量 〔P〕 (mg/L)		
10以下	10以下	0.5以下	循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）又は嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法	
		0.5を超え 1以下	循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）、嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法	
		1を超え 3以下	循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）、嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法	
			循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法、嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法	
	10を超え 20以下	1以下	嫌気無酸素好気法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法	
		1を超え 3以下	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法	
			嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法に急速濾過法を併用する方法	
			1以下	嫌気無酸素好気法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
			1を超え 3以下	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法
				標準活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法

計画放流水質			方 法
生物化学的 酸素要求量 〔BOD〕 (mg/L 5 日間)	窒素含有量 〔N〕 (mg/L)	磷含有量 〔P〕 (mg/L)	
10を超え 15以下	20以下	3 以下	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）
			嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法
		3 以下	嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法
			標準活性汚泥法

(2) 前項の「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は磷含有量に係る水質であって、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。

2 放流水の水質の技術上の基準（法第8条の政令で定めるもの）

（最近改正 令和6.1.4 施行 令和7.4.1）

(1) 法第8条に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の表のとおりとする。検定方法は、国土交通省令・環境省令で定める方法による。

水素イオン濃度 〔pH〕 (水素指数)	大腸菌数 (CPU/mL)	浮遊物質量 〔SS〕 (mg/L)	生物化学的酸素要求量、 窒素含有量及び磷含有量 〔BOD〕〔N〕〔P〕 (mg/L)
5.8以上 8.6以下	800以下	40以下	1の2)に規定する計画 放流水質に適合する数値

(2) 合流式の下水道からの放流水についての技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、1リットルにつき5日間に40ミリグラム以下であることとする。

(3) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により、第1項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

(4) 前3項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第8条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例により、水質排出基準が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第1項に規定するダイオキシン類の量に係る水質の基準とする。

3 下水道法の規定に基づく下水排除基準

対象者対象物質又は項目		終末処理場を設置している公共下水道の使用者			備考			
		特定事業場		非特定事業場				
排水量 (m ³ /日)		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満					
条例で定める基準	環境項目等	温度	45℃ (40℃) 未満	45℃ (40℃) 未満	45℃ (40℃) 未満	注5		
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 (125) 未満	380 (125) 未満	380 (125) 未満	注5, 7		
		水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	注5, 10		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 (300) 未満	600 (300) 未満	600 (300) 未満	注5, 10		
		浮遊物質 (SS)	600 (300) 未満	600 (300) 未満	600 (300) 未満	注5, 10		
		汚濁物質消費量	220未満	220未満	220未満			
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5以下	5以下	5以下	注10	
			動植物油類含有量	30以下	30以下	30以下		
		窒素含有量	240 (150) 未満	240 (150) 未満	240 (150) 未満	注4, 5, 6, 10		
		燐含有量	32 (20) 未満	32 (20) 未満	32 (20) 未満	注4, 5, 6, 10		
		フェノール類	5以下	5以下	5以下	注8, 9		
		銅及びその化合物	3以下	3以下	3以下	注8, 9		
		亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	2以下	注8, 9		
		鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	10以下	注8, 9		
		マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	10以下	注8, 9		
		クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下	注8, 9		
		政令の基準	健康項目	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	0.03以下	注8
				シアン化合物	1以下	1以下	1以下	注8
				有機リン化合物	1以下	1以下	1以下	注8
				鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	注8
六価クロム化合物	0.2以下			0.2以下	0.2以下	注8		
砒素及びその化合物	0.1以下			0.1以下	0.1以下	注8		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下			0.005以下	0.005以下	注8		
アルキル水銀化合物	検出されないこと			検出されないこと	検出されないこと	注8		
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下			0.003以下	0.003以下	注8		
トリクロロエチレン	0.1以下			0.1以下	0.1以下	注8		
テトラクロロエチレン	0.1以下			0.1以下	0.1以下	注8		
ジクロロメタン	0.2以下			0.2以下	0.2以下	注8		
四塩化炭素	0.02以下			0.02以下	0.02以下	注8		
1, 2-ジクロロエタン	0.04以下			0.04以下	0.04以下	注8		
1, 1-ジクロロエチレン	1以下			1以下	1以下	注8		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4以下			0.4以下	0.4以下	注8		
1, 1, 1-トリクロロエタン	3以下			3以下	3以下	注8		
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06以下			0.06以下	0.06以下	注8		
1, 3-ジクロロプロペン	0.02以下			0.02以下	0.02以下	注8		
チウラム	0.06以下			0.06以下	0.06以下	注8		
シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下	注8				
チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下	注8				
ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	注8				
セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	注8				
ほう素及びその化合物	10 (230) 以下	10 (230) 以下	10 (230) 以下	注8, 11				
ふっ素及びその化合物	8 (15) 以下	8 (15) 以下	8 (15) 以下	注8, 11				
1, 4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下	注8				
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ /L以下	10pg-TEQ /L以下	注8				

- 注1 単位は、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべてmg/Lで示す。
- 2 〇内は直罰対象の排除基準、□内は除害施設の義務づけに係る排除基準を示す。
- 3 「条例で定める基準」は条例で定める排除基準の限度、「政令の基準」は政令で定められた一律の排除基準を示す。
- 4 窒素含有量、燐含有量は、放流水がこれらの項目について規制を受ける下水道に排除される下水についてのみ定められる。
- 5 温度、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素含有量、燐含有量の括弧内は、製造業又はガス供給業から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水の量の1/4以上であるとき等の場合は条例で定める排除基準が限度となる。
- 6 窒素含有量、燐含有量は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準が定められているときはその基準値の2倍(括弧内は1.25倍)の値を基準とする。
- 7 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準が定められているときはその基準値の3.8倍(括弧内は1.25倍)の値を基準とする。
- 8 フェノール類からダイオキシン類までの項目は、水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法に基づく上乗せ条例が定められているときは、その値が基準になる。
- 9 フェノール類からクロム及びその化合物までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例により裾切りが縮小されている場合は、50m³/日未満の事業場も直罰の対象となる。
- 10 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、燐含有量についての直罰に係る基準は、水質汚濁防止法により特例(ゆるやかな基準)が認められているときは、その基準が限度となる。
- 11 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物に係る基準は、河川(括弧内は海域)を放流先とする公共下水道へ排除する場合を示す。

4 下水汚泥等の埋立処分（法第21条の2第1項の政令で定めるもの）

（処理施設のスクリーン、沈砂池又は沈殿池から除去した発生汚泥等の埋立処分）

（最近改正 平成17.11.1）

埋立処分方法	
1	地中にある空間を利用する処分の方法以外の方法によること。
2	埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）には、周囲に囲いを設けるとともに、下水汚泥等の処分の場所であることを表示すること。
3	埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染することのないように必要な措置を講ずること。
4	沈殿池から除去した汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く。）を行う場合には、当該汚泥をあらかじめ、熱しゃく減量15%以下に焼却し、又は含水率85%以下にすること。
5	沈殿池から除去した汚泥の水面埋立処分を行う場合には、当該汚泥を、あらかじめ、熱しゃく減量15%以下に焼却し、又は消化設備を用いて消化し、若しくは有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものとする。
6	下水汚泥等（熱しゃく減量15%以下に焼却したもの及び沈砂池から除去した砂を除く。以下この号において同じ。）の埋立処分を行う場合には、埋め立てる下水汚泥等の一層の厚さは、おおむね3m（沈殿池から除去した汚泥であって、消化設備を用いて消化したものと有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のもの以外のものにあつては、おおむね0.5m）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね0.5m覆うこと。ただし、埋立地の面積が1万㎡以下又は埋立容量が5万㎡以下の埋立処分（次号において「小規模埋立処分」という。）を行う場合は、この限りでない。
7	沈殿池から除去した汚泥（熱しゃく減量15%以下に焼却したもの、消化設備を用いて消化したものと有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものを除く。）の埋立処分を行う場合には、通気装置を設けて、埋立地から発生するガスを排除すること。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。
8	埋立地の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
9	埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

5 有害物質を含む汚泥の処理の基準

（最近改正 平成17.11.1）

法第21条の2第1項に規定する有害物質の拡散を防止するための汚水ます及び終末処理場から生じた汚泥の処理の基準は、汚泥に含まれる有害物質（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46政令第300号）別表第3の3に掲げる物質及びダイオキシン類とする。）の拡散を防止することが必要であるとして国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥について、同令第6条の5第1項の基準のうち汚泥に係るものの例によるものとする。

第4節 水道法（昭和32年法律第177号）

1 水質基準（平成15. 5. 30 厚生労働省令第101号、最終改正：令和2. 4. 1 施行）

番号	項目名	基準
1	一般細菌	1 mL の検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/L 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/L 以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L 以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下であること。
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下であること。
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下であること。
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下であること。
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下であること。
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジ ブロモクロロメタン、プロモジクロロ メタン及びプロモホルムのそれぞれ の濃度の総和）	0.1 mg/L 以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下であること。
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下であること。
30	プロモホルム	0.09 mg/L 以下であること。

番号	項目名	基準
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L 以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L 以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L 以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L 以下であること。
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下であること。
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下であること。
42	(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ- 4, 8a-ジメチルナフタレン-4a (2H) -オール (別名: ジェオスミン)	0.00001 mg/L 以下であること。
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ [2, 2, 1]ヘプタン-2-オール (別 名: 2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg/L 以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L 以下であること。
46	有機物（全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/L 以下であること。
47	pH 値	5.8以上、8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

2 水質管理目標設定項目（平成15.10.10 健発第1010004号、最終改正：令和2.4.1適用）

番号	項目名	目標値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02 mg/L 以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002 mg/L 以下（暫定）
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02 mg/L 以下
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
8	トルエン	0.4 mg/L 以下
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L 以下
10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下
12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下（暫定）
14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下（暫定）
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下※1
16	残留塩素	1 mg/L 以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10 mg/L 以上 100 mg/L 以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/L 以下
19	遊離炭酸	20 mg/L 以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下
23	臭気強度（TON）	3 以下
24	蒸発残留物	30 mg/L 以上 200 mg/L 以下
25	濁度	1 度以下
26	pH 値	7.5 程度
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1 程度以上とし、極力0 に近づける
28	従属栄養細菌	1 mL の検水で形成される集落数が2,000 以下（暫定）
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1 mg/L 以下
31 ※2	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として0.00005mg/L 以下（暫定）

※1 総農薬方式

$$DI \text{ が } 1 \text{ を超えないこと} \quad DI = \sum \frac{DV_i}{GV_i} \quad \begin{array}{l} DV_i : \text{農薬 } i \text{ の検出値} \\ GV_i : \text{農薬 } i \text{ の目標値} \end{array}$$

※2 令和8年4月1日より水質基準項目に移行（基準値：0.00005 mg/L 以下）

農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リスト

（令和6.4.1適用）

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D) 注1)	殺虫剤	0.05
2	2,2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08
3	2,4-D (2,4-PA)	除草剤	0.02
4	EPN 注2)	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.9
7	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニロホス	除草剤	0.003
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン 注2)	殺虫剤	0.005
13	イソフェンホス 注2)	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤	0.3
16	イプフェンカルバゾン	除草剤	0.002
17	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09
18	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006
19	インダノファン	除草剤	0.009
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03
21	エトフェンプロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08
22	エンドスルファン (ベンゾエピン) 注3)	殺虫剤	0.01
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
24	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
25	オリサストロビン 注4)	殺虫剤、殺菌剤	0.1
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006
27	カフェンストロール	殺虫剤、除草剤	0.008
28	カルタップ 注5)	殺虫剤、殺菌剤、 除草剤	0.08
29	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02
30	カルボフラン	代謝物	0.0003
31	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005
32	キャプタン	殺菌剤	0.3
33	クミルロン	除草剤	0.03
34	グリホサート 注6)	除草剤	2
35	グルホシネート	除草剤、 植物成長調整剤	0.02
36	クロメプロップ	除草剤	0.02
37	クロルニトロフェン (CNP) 注7)	除草剤	0.0001
38	クロルピリホス 注2)	殺虫剤	0.003
39	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05
40	シアナジン	除草剤	0.001
41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003
42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02
43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03
44	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008
45	ジクワット	除草剤	0.01
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004
47	ジチオカルバメート系農薬 注8)	殺虫剤、殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)

番号	農 薬 名	用途	目標値 (mg/L)
48	ジチオピル	除草剤	0.009
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006
50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05
53	シメトリン	除草剤	0.03
54	ダイアジノン 注2)	殺虫剤、殺菌剤	0.003
55	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤、 除草剤	0.8
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソシアネート 注9)	殺菌剤	0.01
57	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
58	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
60	チオフアネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002
63	テルブカルブ (MB PMC)	除草剤	0.02
64	トリクロピル	除草剤	0.006
65	トリクロルホン (DE P)	殺虫剤	0.005
66	トリシクラゾール	殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤	0.1
67	トリフルラリン	除草剤	0.06
68	ナプロパミド	除草剤	0.03
69	パラコート	除草剤	0.01
70	ピペロホス	除草剤	0.0009
71	ピラクロニル	除草剤	0.01
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
75	ピリプチカルブ	除草剤	0.02
76	ピロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
77	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005
78	フェントロチオン (ME P) 注2)	殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤	0.01
79	フェノブカルブ (B PMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
80	フェリムゾン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
81	フェンチオン (MP P) 注10)	殺虫剤	0.006
82	フェントエート (P AP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007
83	フェントラザミド	除草剤	0.01
84	フサライド	殺虫剤、殺菌剤	0.1
85	ブタクロール	除草剤	0.03
86	ブタミホス 注2)	除草剤	0.02
87	ブプロフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0.02
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03
89	プレチラクロール	除草剤	0.05
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09
91	プロチオホス 注2)	殺虫剤	0.007
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
93	プロビザミド	除草剤	0.05
94	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.03
95	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1
96	ベノミル 注11)	殺菌剤	0.02
97	ペンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1

番号	農 薬 名	用途	目標値 (mg/L)
98	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
100	ベンタゾン	除草剤	0.2
101	ペンディメタリン	除草剤、 植物成長調整剤	0.3
102	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.02
103	ベンフルラリン (バスロジン)	除草剤	0.01
104	ベンフレセート	除草剤	0.07
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005
106	マラチオン (マラソン) 注2)	殺虫剤	0.7
107	メコプロップ (MCPP)	除草剤	0.05
108	メソミル	殺虫剤	0.03
109	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.2
110	メチダチオン (DMTP) 注2)	殺虫剤	0.004
111	メトミノストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.04
112	メトリブジン	除草剤	0.03
113	メフェナセット	除草剤	0.02
114	メプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
115	モリネート	除草剤	0.005

注1) 1,3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェントロチオン (MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン (マラソン) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソンそれぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である(5Z)-オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度とその代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7) クロルニトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注9) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。

注10) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソン、MPPオキシソンスルホキシド及びMPPオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

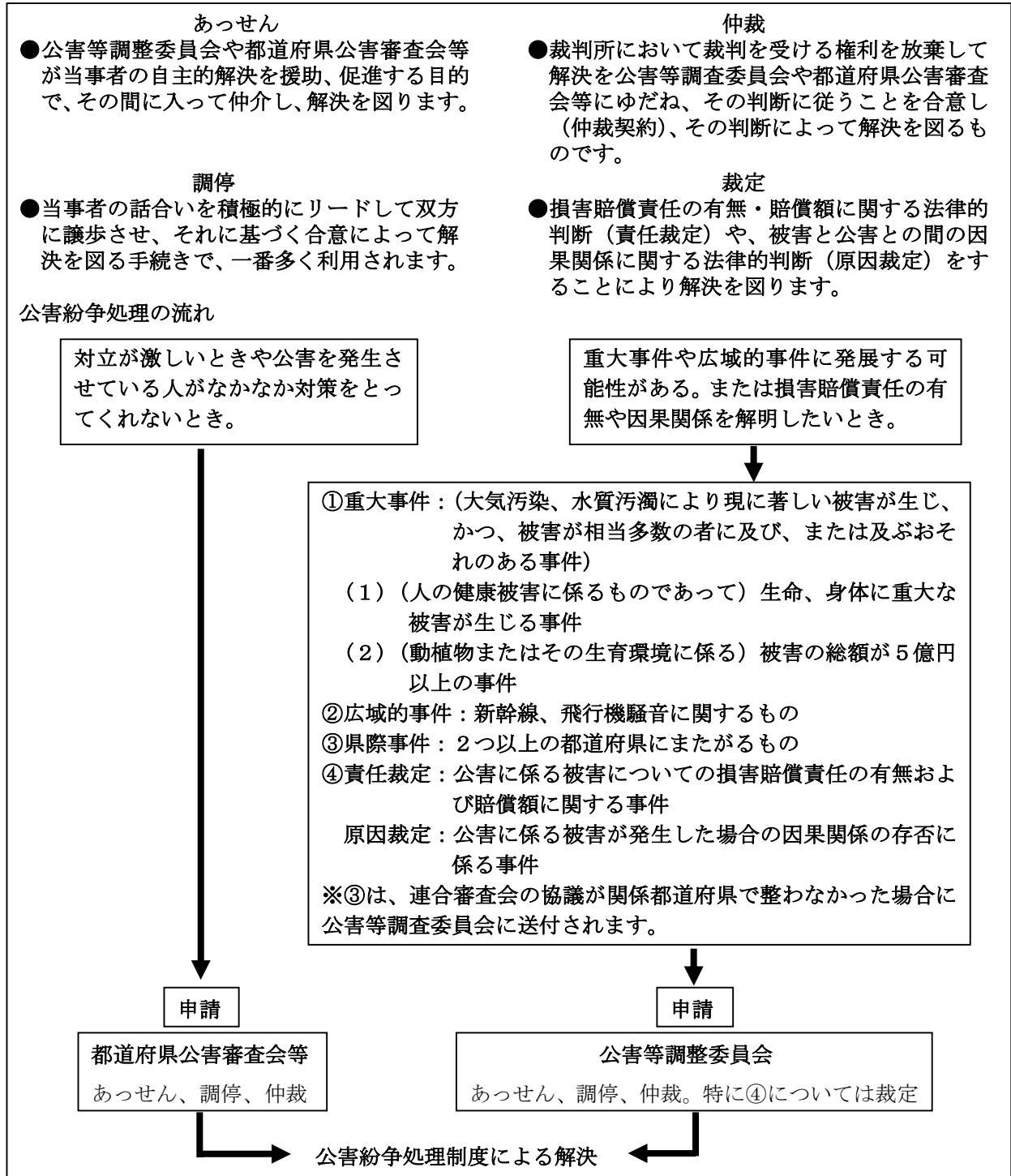
注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

第5節 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）

1 公害紛争処理制度における紛争解決のための手続き

公害紛争処理制度は、公害紛争を民事訴訟で争った場合、その解決に多くの時間と費用がかかるなど被害者の救済の面で問題があったことから生まれた制度です。このため、この制度には、民事訴訟に比べて、①迅速な解決が図られる ②費用が安い ③専門的な知識が活用できるといった特色があります。

公害紛争解決のための手続きとしては、次のものがあり、岩手県公害審査委員や総務省の公害等調整委員会が担当します。このうち、重大事件や広域的な事件、損害賠償や因果関係の問題（裁定手続）は公害等調整委員会が担当します。



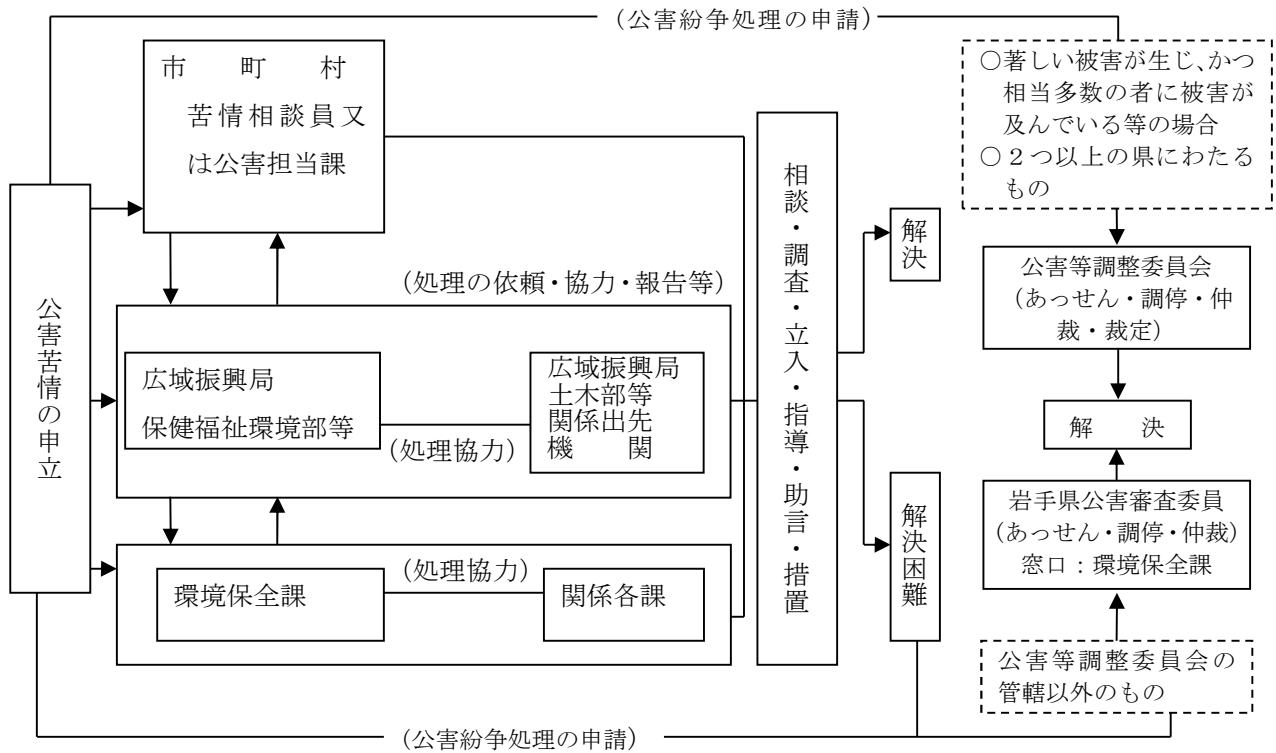
2 手数料

公害紛争処理の手続きに要する費用等に関する条例（昭和45年条例第48号）第3条

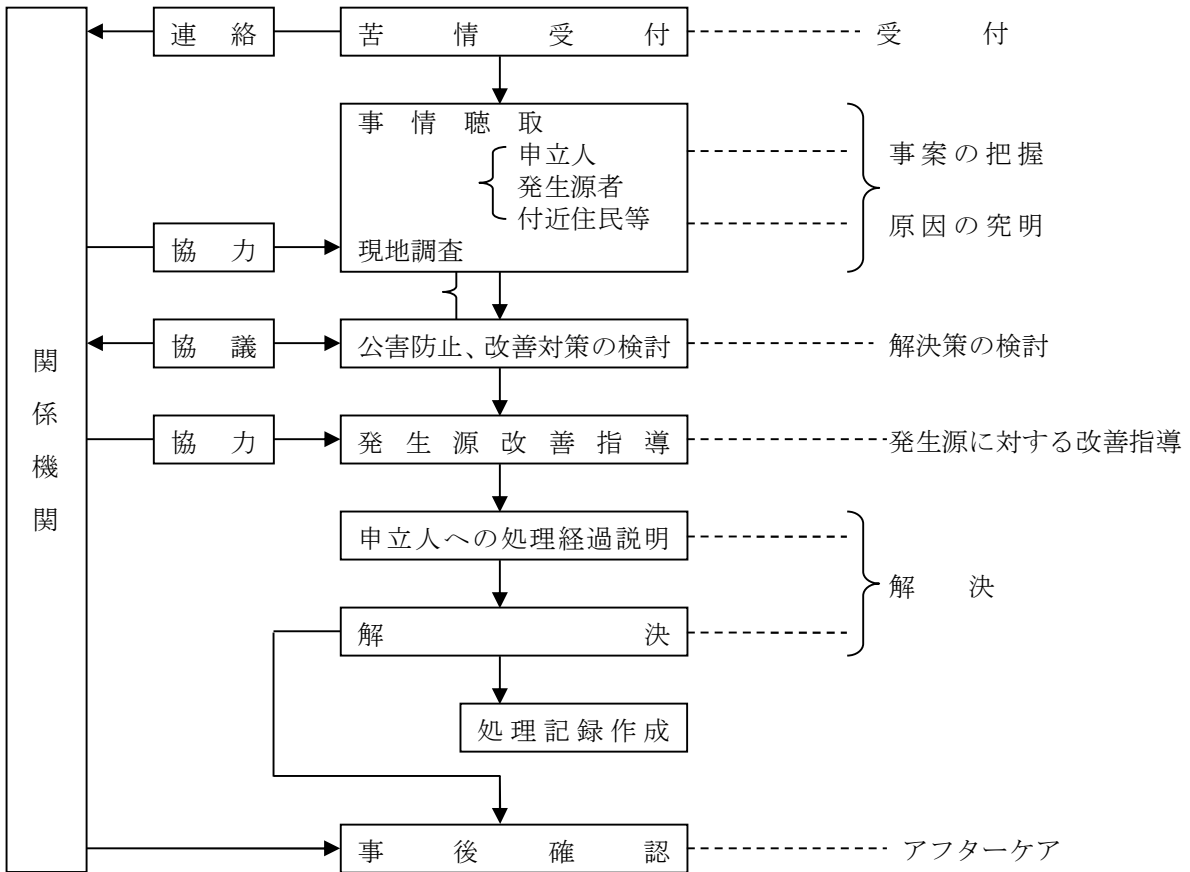
（最近改正 平成19年10月19日）

区分	調停又は仲裁を求める事項の価額	金額
調停	(1) 100万円以下の場合	1,000円
	(2) 100万円を超え1,000万円以下の場合	1,000円に100万円を超える部分が10,000円に達するごとに7円を加えた金額
	(3) 1,000万円を超え1億円以下の場合	7,300円に1,000万円を超える部分が10,000円に達するごとに6円を加えた金額
	(4) 1億円を超える場合	61,300円ごとに1億円を超える部分が10,000円に達するごとに5円を加えた金額
仲裁	(1) 100万円以下の場合	2,000円
	(2) 100万円を超え1,000万円以下の場合	2,000円に100万円を超える部分が10,000円に達するごとに20円を加えた金額
	(3) 1,000万円を超え1億円以下の場合	20,000円に1,000万円を超える部分が10,000円に達するごとに15円を加えた金額
	(4) 1億円を超える金額	155,000円に1億円を超える部分が10,000円に達するごとに10円を加えた金額
法第23条の4第1項の規定による調停の手続きへの参加		調停の申請の項により算出して得た金額
調停打ち切り等の後引き続き仲裁を求める場合		仲裁の申請の項により算出して得た金額から調停の申請に際して納付した手数料を差し引いた金額

3 公害苦情相談と公害紛争処理のしくみ



4 公害苦情処理事務の流れ



第6節 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）

1 対象工場（特定工場）及び施設区分による公害防止管理者の種類

対象工場（特定工場）及び施設の区分				
左欄に掲げる業種に属し、かつ右欄に掲げる施設を設置している工場を対象とする。			規 模	
業 種	施 設 の 種 類			
製造業（物品の加工業を含む。） 電気供給業 ガス供給業 熱供給業 （法第2条、令第1条）	ばい煙発生施設 （法第2条第1号）	有害物質（窒素酸化物を除く。）を発生する施設 （令第2条第2項第1号、令第7条第1項第1号）	排ガス量	4万Nm ³ /h以上
				4万Nm ³ /h未満
		上記施設以外のばい煙発生施設 （令第2条第2項第2号、令第7条第1項第2号）	排ガス量	4万Nm ³ /h以上
				4万Nm ³ /h未満 1万Nm ³ /h以上
	汚水等排出施設 （法第2条第2号）	有害物質を排出するもの （令第3条第2項第1号、令第7条第2項第1号、令別表第1）	排出水量	1万m ³ /d以上
				1万m ³ /d未満
		有害物質を排出しないもの （令第3条第2項第2号、令第7条第2項第2号）	排出水量	1万m ³ /d以上
				1万m ³ /d未満 1,000m ³ /d以上
	騒音発生施設 （法第2条第3号）	機械プレス（令第4条第1号）		呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。
		鍛造機（令第4条第2号）		落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。
	特定粉じん発生施設 （法第2条第4号）	大気汚染防止法で規定する特定粉じん発生施設 （令第4条の2）（大防法令別表第2の2）		すべてのもの
	一般粉じん発生施設 （法第2条第5号）	大気汚染防止法に規定する一般粉じん発生施設 （令第5条）（大防法令別表第2）		
	振動発生施設 （法第2条第6号）	液圧プレス（矯正プレスを除く。） （令第5条の2第1）		呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。
		機械プレス （令第5条の2第2号）		呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。
鍛造機 （令第5条の2第3号）			落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。	
ダイオキシン類発生施設 （法第2条第7号）	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設 （令第5条の3）（ダイ特法令別表第1第1号から第4号まで、同令別表第2第1号から第14号まで）		すべてのもの	

※ 平成16年12月1日の政令の改正により、騒音関係及び振動関係については、二つの区分を統合し、新たに「騒音・振動関係公害管理者」となった。ただし、すでに騒音関係公害防止管理者又は振動関係公害防止管理者の資格を有している者は、改正後もそれぞれ騒音発生施設に係る公害防止管理者又は振動発生施設に係る公害防止管理者に選任される資格を有する。
(平成18年4月1日施行)

選任すべき公害防止 管理者の種類	選任できる資格者の種類（○印のいずれかを有する者）												備考	
	大気関係				水質関係				関 特 定 粉 じ ん 係	関 一 般 粉 じ ん 係	関 騒 音 ・ 振 動 係	関 ダ イ オ キ シ ン 類 関 係		
	一 種	二 種	三 種	四 種	一 種	二 種	三 種	四 種						
大気関係第1種 公害防止管理者	○													
大気関係第2種 公害防止管理者	○	○												
大気関係第3種 公害防止管理者	○		○											
大気関係第4種 公害防止管理者	○	○	○	○										
水質関係第1種 公害防止管理者					○									
水質関係第2種 公害防止管理者					○	○								
水質関係第3種 公害防止管理者					○		○							
水質関係第4種 公害防止管理者					○	○	○	○						
騒音・振動関係 公害防止管理者											○			
特定粉じん関係 公害防止管理者	○	○	○	○					○					
一般粉じん関係 公害防止管理者	○	○	○	○					○	○				
騒音・振動関係 公害防止管理者											○			
ダイオキシン類関 係公害防止管理者												○		

2 公害防止管理者の業務

	業 務
公害防止統括者	<p>次の業務を統括管理すること（法第3条第1項、規則第3条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ばい煙発生施設その他の公害発生施設の使用方法の監視 2 ばい煙処理施設その他の公害防止施設の維持・使用 3 ばい煙の量又は排水若しくは特定地下浸透水の汚染状態の測定・記録 4 ばい煙又は排水に係る緊急時の措置 5 大気汚染防止法又は水質汚濁防止法の事故時の措置等
公害防止管理者	<p>次の技術的事項を管理すること（法第4条第1項、規則第6条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 燃料、原材料の検査 2 ばい煙発生施設その他の公害発生施設の点検 3 ばい煙処理施設その他の公害発生施設の操作・点検・補修 4 ばい煙量・ばい煙濃度・排水の汚染状態又は排出ガス若しくは排水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施・結果の記録 5 測定器の点検・補修 6 ばい煙又は排水に係る緊急時における必要な措置の実施 7 大気汚染防止・水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法の事故時における応急措置の実施等
<p>公害防止主任管理者</p> <p>（排出ガス量が1時間当たり4万m³以上であり、かつ、排水量が1日当たり1万m³以上の特定工場においては選任しなければならない。）</p>	<p>大気関係及び水質関係の公害防止管理者の業務に係る技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮すること（法第5条）</p>
<p>公害防止統括者、公害防止管理者、又は公害防止主任管理者の代理人</p>	<p>公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、それぞれの職務を代理して行う（法第6条）</p>

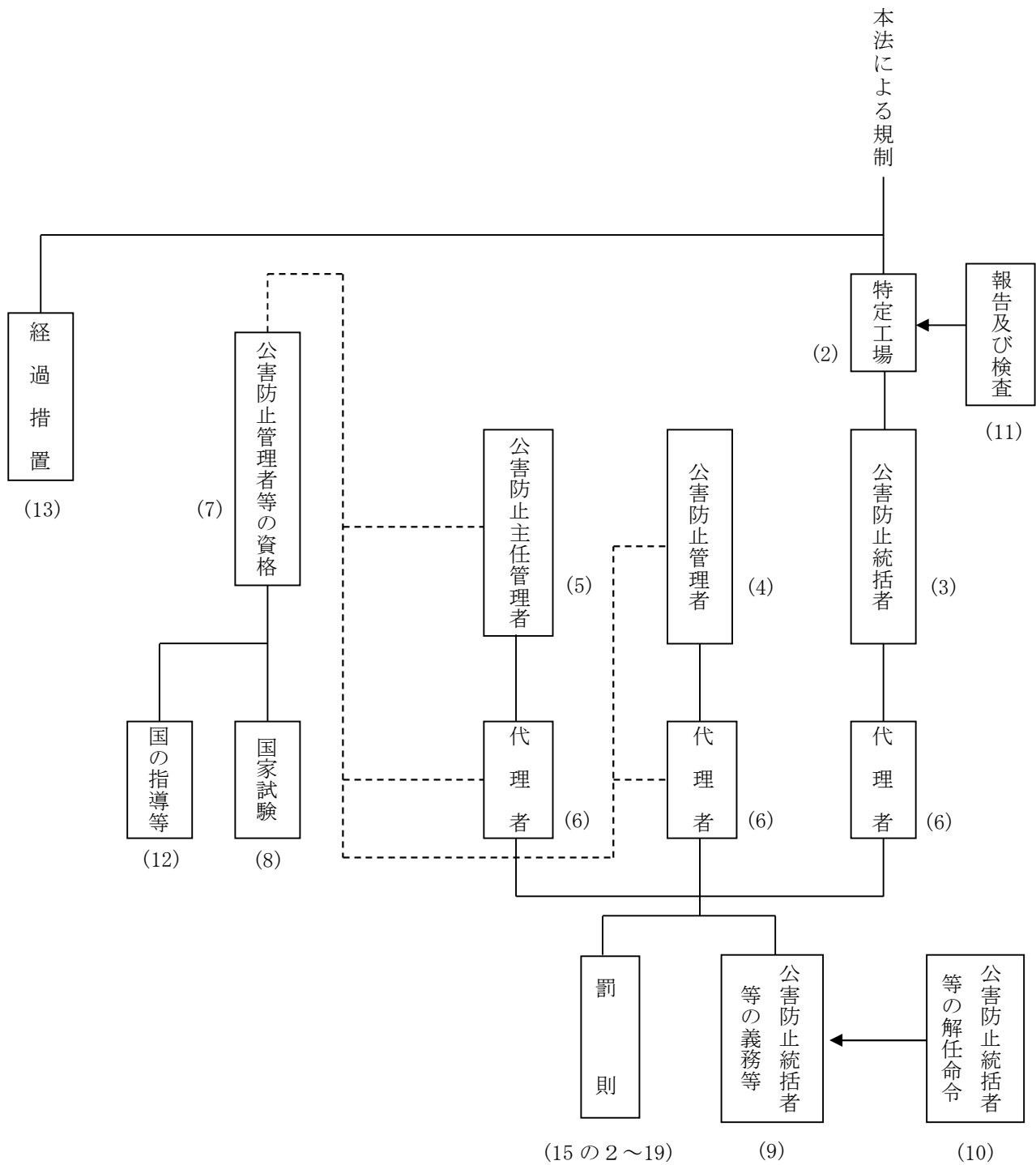
資 格	選 任 手 続 等	備 考
<p>特定資格は規定されていないが、当該特定工場における事業の実施を統括管理する者（すなわち工場長に相当する者）であることを要する （法第3条第2項）</p>	<p>選任事由が発生してから30日以内に選任し、選任した日から30日以内に管轄都道府県知事に届け出ること（法第3条第1項、第3項、規則第2条） 解任、死亡の場合も同様</p>	<p>常時使用従業員20人以下の事業者は、公害防止統括者の選任義務を免除（法第3条第1項、令第6条）</p>
<p>① 公害防止管理者試験合格者 ② 資格認定講習を終了した者（法第7条第1項第1号、令第10条）</p>	<p>選任事由が発生した日から60日以内に選任し、選任した日から30日以内に管轄都道府県知事に届け出ること（法第4条第1項、第3項、規則第5条） 解任、死亡の場合も同様</p>	<p>公害防止管理者は、施設の区分ごとに、資格を有する者を選任しなければならない （法第4条第1項、第2項、令第7条、第8条） 二つ以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはならない。ただし、同一社ではあるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合、親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において同一人を選任する場合、事業協同組合等で同一都道府県内の組合員（常時使用従業員50人以下）が共同で公害防止業務を行う際に同一人を選任する場合、及び近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に同一人を選任する場合は、兼務できる（規則第5条）</p>
<p>① 公害防止主任管理者試験合格者 ② 資格認定講習を終了した者（法第7条第1項第2号、令第11条） ③ 大気関係第1種又は第3種有資格者であり、かつ、水質関係第1種又は、第3種有資格者である者（法第7条第1項第1号、令第11条）</p>	<p>同 上 （法第5条第1項、第3項、規則第8条）</p>	<p>排出ガス量が4万Nm³/h以上で、かつ排出水量1万m³/d以上の特定工場のみ選任を必要とする（令第9条）。ただし、ばい煙並びに汚水及び廃液が確実に処理できる場合には、公害防止主任管理者の選任を免除することができる（令第9条）。 二つ以上の工場について同一の公害防止主任管理者を選任してはならない（規則第8条）</p>
<p>それぞれ公害防止統括者、公害防止管理者、又は公害防止主任管理者の資格と同じ資格が必要（法第6条第2項）</p>	<p>それぞれ公害防止統括者、公害防止管理者、又は公害防止主任管理者の選任手続き等と同じ手続（法第6条第2項）</p>	

3 資格認定講習受講資格（公害防止主任管理者は省略）

受験資格の区分		公害防止管理者の種別				大 気				水 質				騒音・振動	粉じん	ダイオキシン	
		1種	2種	3種	4種	1種	2種	3種	4種	1種	2種	3種	4種				
技 術 資 格	技 術 士	化学部門（全選択科目）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
		金属部門 （非鉄冶金、鋼鉄生産システム、非鉄生産システム）	○	○													
		金属部門（金属材料・生産システム）	○	○	○	○											
		環境部門（環境保全計画、環境測定）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		機械部門（動力エネルギー、熱工学）			○	○											
		機械部門（熱・動力エネルギー機器）			○	○											
		金属部門（鉄鋼生産システム、非鉄生産システム）			○	○											
		衛生工学部門（大気管理）			○	○										○	
		応用理学部門（物理及び化学）			○	○				○	○	○	○	○			
		上下水道部門（全科目選択）							○	○	○	○	○	○			
		衛生工学部門（水質管理）							○	○	○	○	○	○			
		農業部門（農芸化学）								○	○	○	○	○			
		農業部門（農業・食品）								○	○	○	○	○			
		機械部門 （機械加工及び加工機、加工・ファクトリー オートメーション及び産業機械、機械力学・制御）													○		
		機械部門 （加工・生産システム・産業機械、機構ダイナミクス・制 御）													○		
		化学部門（化学装置及び設備）														○	
	化学部門（化学プロセス）														○		
	環境計量士（濃度）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	環境計量士（騒音・振動）													○			
	衛生工学衛生管理者（1年以上その職務に従事したもの）			○					○					○	○	○	
	毒物劇物取扱責任者（1年以上その職務に従事したもの）			○					○							○	
	保安技術管理者等有資格者			○	○				○	○						○	
	鉱害防止係員有資格者			○	○				○	○						○	
	薬剤師			○					○	○	○	○				○	
	エネルギー管理士（熱管理士を含む）				○	○											
	甲種ガス主任技術者				○	○			○								
	乙種ガス主任技術者					○			○								
特級ボイラー技士免許				○	○												
一級ボイラー技士免許					○												
第1種、第2種電気主任技術者				○	○												
第1種、第2種ボイラー・タービン主任技術者				○	○												
採石業務管理者（同実務1年以上）											○			○			
生物由来製品製造管理者（同実務1年以上）											○						
再生医療等製品製造管理者（同実務1年以上）											○						
第1種作業環境測定士														○	○		
大気関係第1種又は第2種公害防止管理者有資格者であり、かつ、水質関係第1種又は第2種公害防止管理者有資格者															○		
学 歴 及 び 実 務 経 験 資 格	実 務 の 経 験 年 数	1 大学又は旧大学令に基づく大学卒業 者（薬学、工学、化学）		3	5	3							3	3	3		
		2 大学又は旧大学令に基づく大学卒業 者（薬学、工学、化学、農学）※水産学含み農業経済学除く							3	5	3						
		3 短期大学又は旧専門学校例に基づく専門学校卒業 者（薬学、工学、化学）		5	7	5								5	5	5	
		4 短期大学又は旧専門学校例に基づく専門学校卒業 者（薬学、工学、化学、農学）※水産学含み農業経済学除く								5	7	5					
		5 高等学校又は旧中学校令に基づく中学校卒業 者		7	9	7				7	9	7		7	7	7	
		6 1,3,5のいずれにも該当しない場合		10	12	10								10	10	10	
		7 2,4,5のいずれにも該当しない場合								10	12	10					

備考）実務とはそれぞれ管理者種別に対応するばい煙、汚水、騒音など発生施設、処理、防止施設の維持及び管理の業務である。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律体系図



注1 図に掲げた項目以外に、試験事務の委任（8の2～8の18）、事務の委任(14)等について定めている。

2 図中の()内数字は条文を示す。例えば(2)は法第2条を意味する。

第7節 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(昭和48年法律第117号)

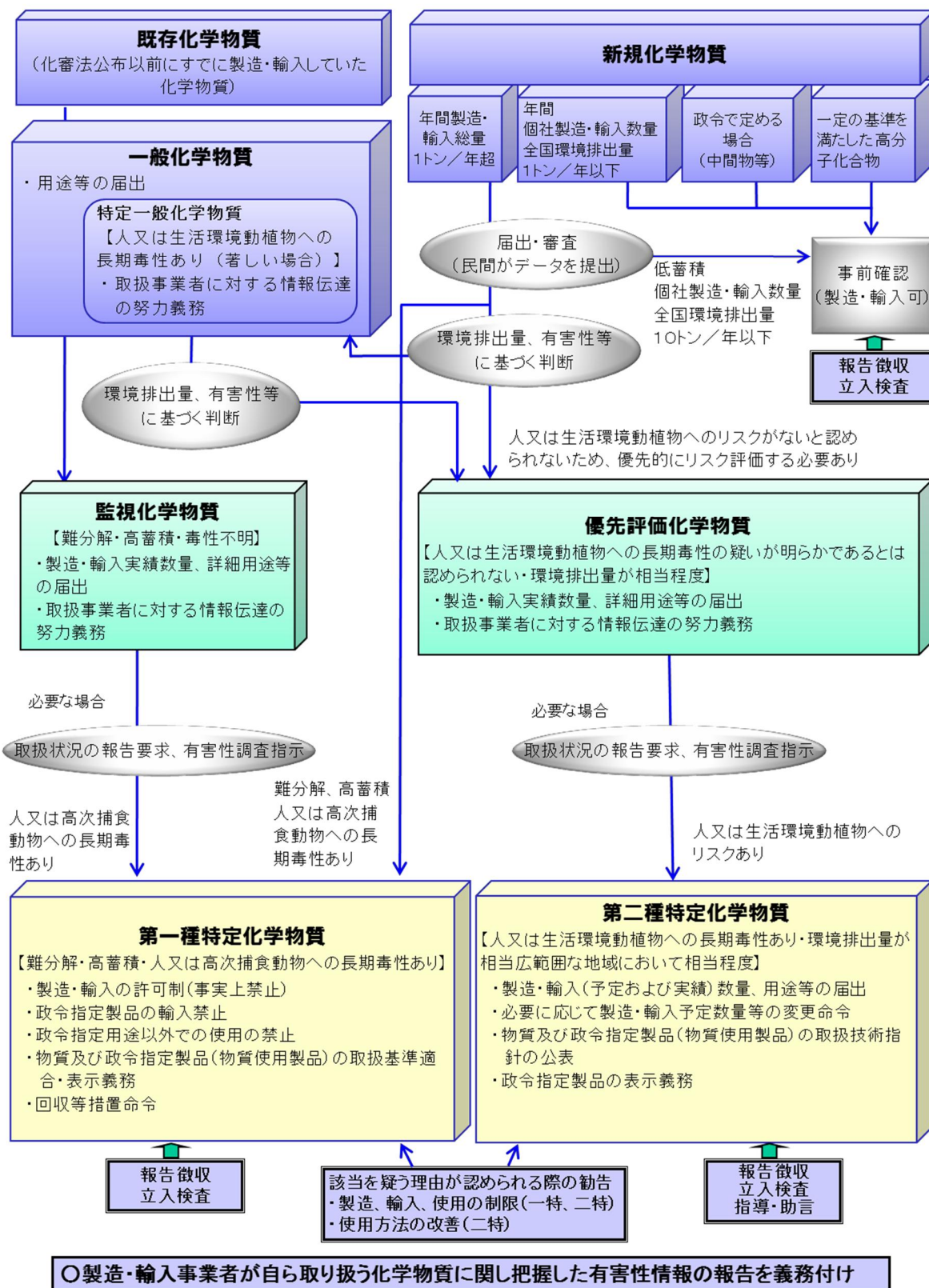
(最終改正 令和5年12月13日号外法律第84号)

1 化学物質の主な規制内容

区 分	第一種特定化学物質	第二種特定化学物質
定 義	① 難分解性のあるもの 自然的作用による化学変化を生じにくいもの ② 高蓄積性のあるもの 生物の体内に蓄積されやすいもの ③ 長期毒性のあるもの 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれのあるもの、又は、高次捕食動物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの ④ 自然的作用による化学変化により、容易に①、②及び③に該当する物質を生成するもの	① 人への長期毒性又は、生活環境動植物への長期毒性のあるもの ② 自然的作用による化学変化により、容易に①に該当する物質を生成するもの 上記①又は②のいずれかに該当し、かつ相当広範囲の地域の環境において当該化学物質が相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人の健康にかかる被害又は生活環境動植物の生息もしくは生育に係る被害を生じおそれがあると認められるもの
指 定	政令（第1条）	政令（第2条）
該 当 学 物 質	PCB、PCN（塩素数が2以上のもの）、HCB、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン、2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール又は2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス（4-クロロフェニル）エタノール、ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン、 γ -ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブROMOジフェニル、テトラブROMOジフェニルエーテル、ペンタブROMOジフェニルエーテル、ヘキサブROMOジフェニルエーテル、ヘプタブROMOジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブROMOシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであって、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）、デカブROMOジフェニルエーテル、PFOA又はその塩、PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩、UV-328、メトキシクロル、デクロランプラス	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、トリフェニルスズ化合物（7種）、トリブチルスズ（13種）、NPE
規 制	製造・輸入業者及び使用者に対する規制（第17条～第34条） 製造・輸入の許可、用途制限等（製造・輸入及び使用の事実上の禁止） 政令指定製品の輸入禁止等	製造又は輸入する者に対する規制 ① 製造又は輸入予定数量等の届出と予定数量の遵守（第35条第1項・第3項） ② 製造又は輸入予定数量の変更命令と変更数量の遵守（第35条第5項） ③ 製造又は輸入数量等の届出（第35条第6項） 取扱事業者に対する規制 ① 主務大臣は、環境汚染防止のための技術上の指針を公表し、必要と認めるときは適切な勧告をする（第36条） ② 容器、包装又は送り状に環境汚染防止のための措置に関する指示（第37条） ③ 主務大臣は、製造・運搬・使用等取扱いの方法に関して指導・助言を行う（第39条）

監視化学物質	優先評価化学物質
<p>① ①第一種特定化学物質の定義①及び②に該当するものであり、かつ、③に該当するかどうか明らかでないもの</p> <p>② 自然的作用による化学変化により、容易に①に該当する物質を生成するもの</p>	<p>① ①第二種特定化学物質の①又は②に該当する疑いのあるもの</p>
<p>厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣による指定 (第2条第4項) (第2条第5項)</p>	
<p>酸化水銀(Ⅱ)等 38物質</p>	<p>二硫化炭素等 221物質</p>
<p>製造又は輸入した者に対する規制</p> <p>① 製造又は輸入数量等の届出(第13条第1項)</p> <p>② 有害性の調査とその結果報告(第14条)</p> <p>取扱事業者に対する規制</p> <p>主務大臣は、製造・運搬・使用等取扱いの方法に関して指導・助言を行う(第39条)</p>	<p>製造又は輸入した者に対する規制</p> <p>① 製造又は輸入数量等の届出(第9条第1項)</p> <p>② 有害性の調査とその結果報告(第10条第1項)</p> <p>取扱事業者に対する規制</p> <p>主務大臣は、製造・運搬・使用等取扱いの方法に関して指導・助言を行う(第39条)</p>

2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律体系図



第8節 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(通称：化管法)

1 法律の目的と概要

- ① 人の健康を損なうおそれのある等の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置
(P R T R : Pollutant Release and Transfer Register)
 - ・ 事業者は、指定化学物質（**第一種指定化学物質**）の事業所からの排出量を、自ら把握し都道府県知事を経して、国に報告
 - ・ 国は報告されたデータを集計し公表、また個別の事業所データを請求に基づき開示
- ② 事業者による特定の化学物質の性状及び取扱に関する情報の提供に関する措置
(S D S : Safety Data Sheet)
 - ・ 指定化学物質（**第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質**）を取り扱う事業者は、化学物質の譲渡提供の相手方事業者に対して、化学物質の性状等を記録した文書の交付を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること

図1 P R T Rによる排出量及び移動量の把握

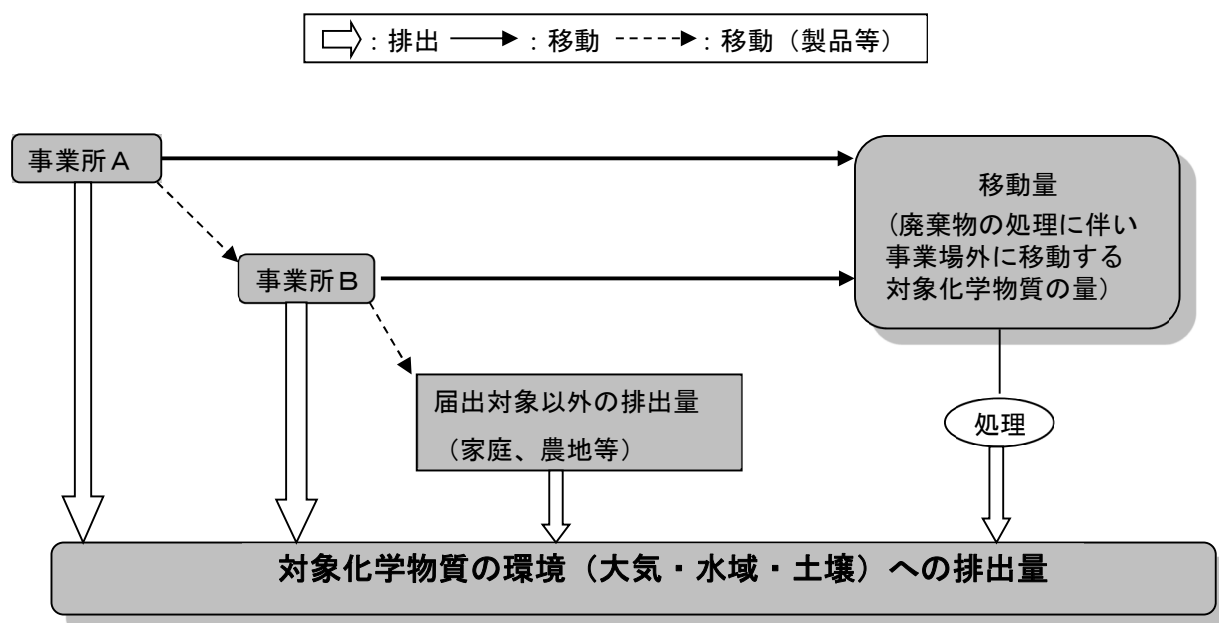
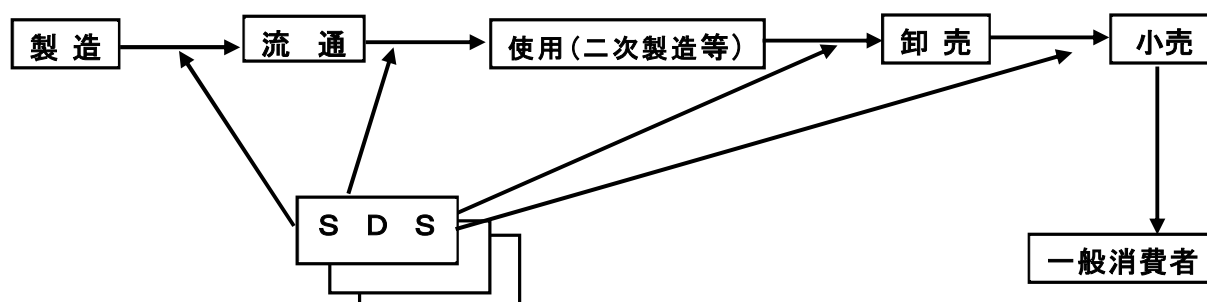
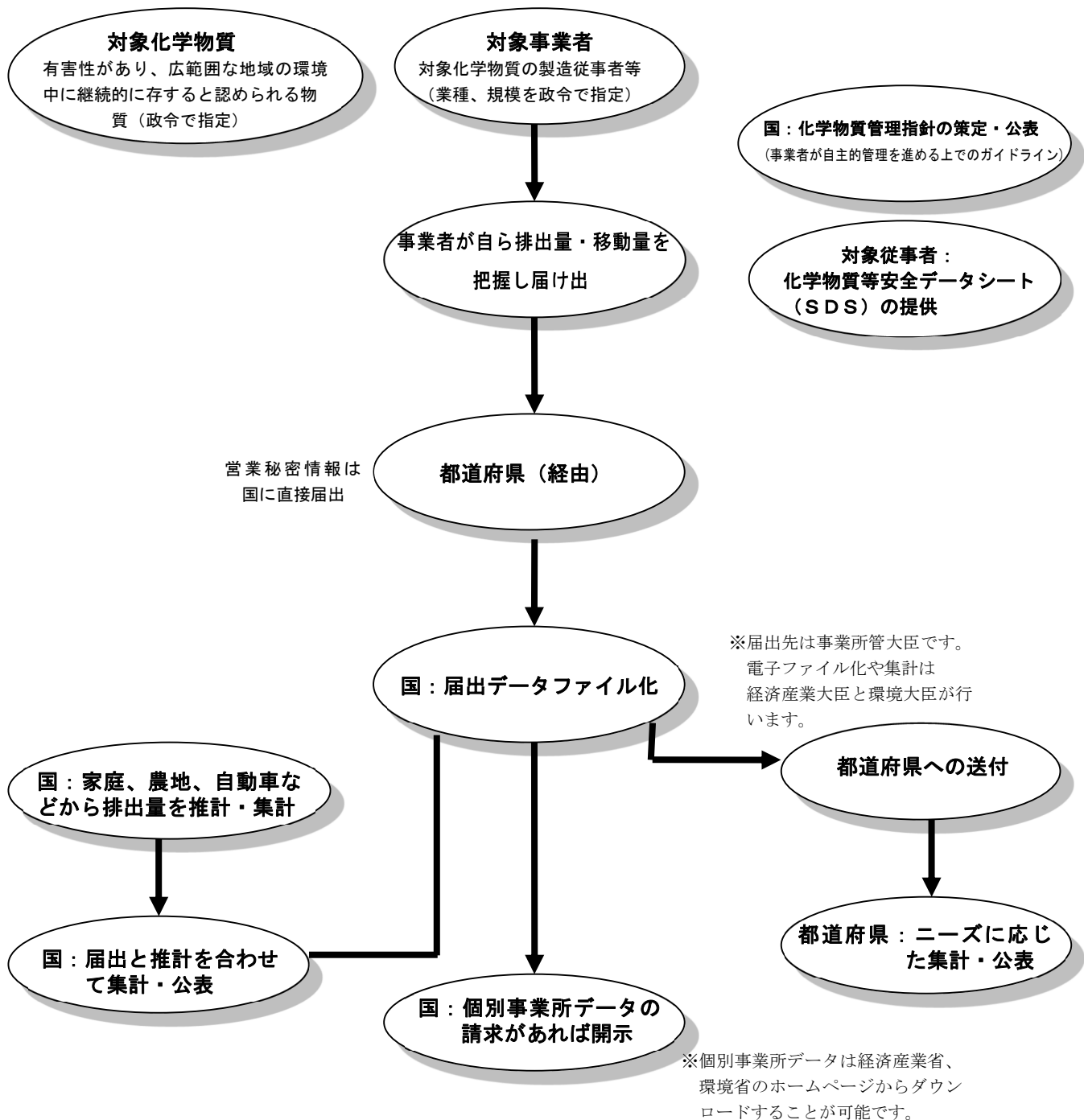


図2 化学物質の性状及び取扱いに関する情報提供（S D S）の交付の仕組み



2 化学物質の排出量等の措置（P R T R）実施の手順

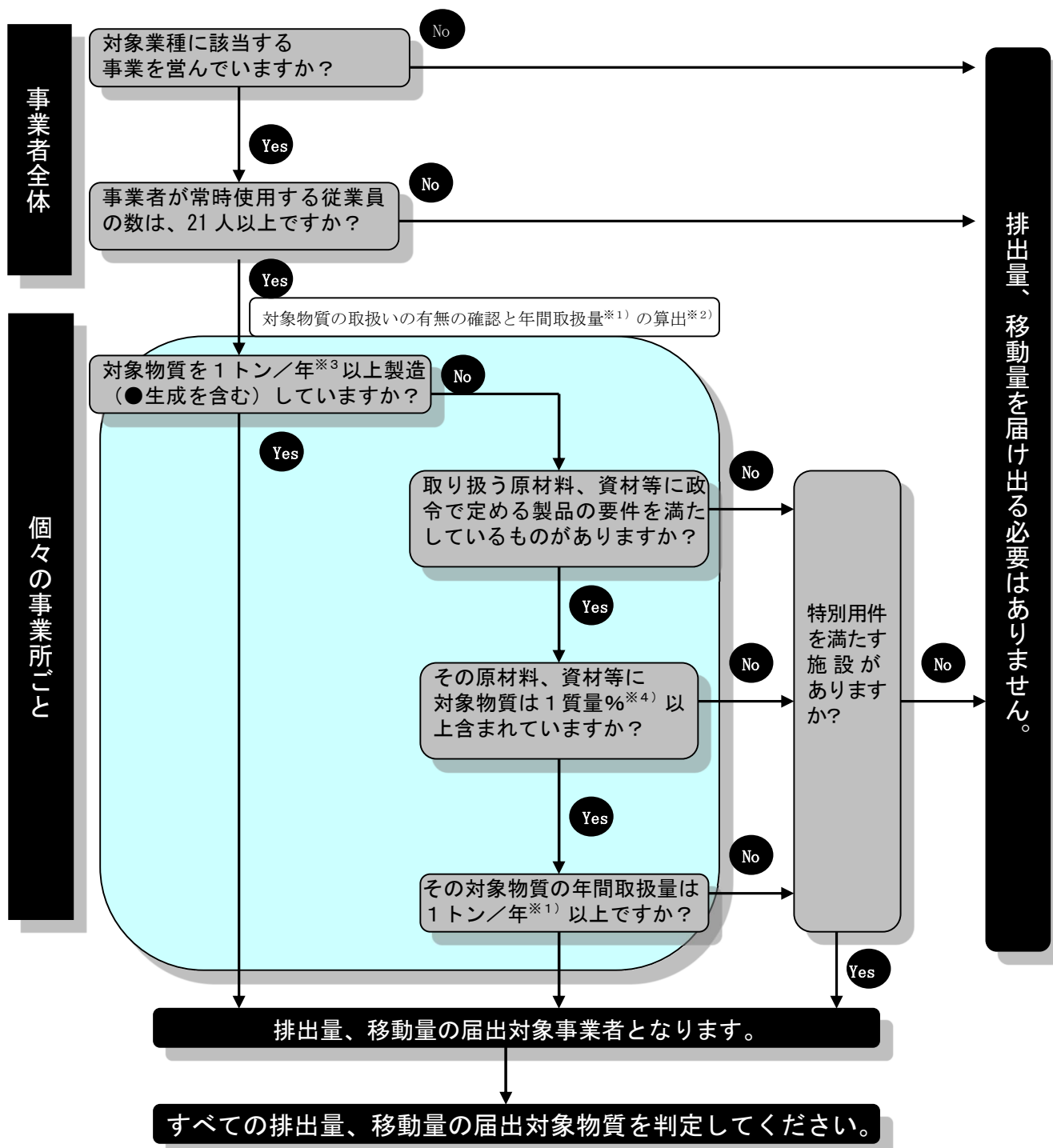


○化管法では、さらに国や地方公共団体が支援措置に努めるよう定めています。

- ① 化学物質の有害性などの科学的知見の充実
- ② 化学物質の有害性などのデータベースの整備と利用の促進
- ③ 事業者に対する技術的な助言
- ④ 化学物質の排出や管理の状況などについての国民理解の増進
- ⑤ ③や④のための人材の育成

3 届出の対象となる事業者

(1) 対象事業者の判定フロー



※1 年間取扱量とは、年度1年間（年度初め4月～年度末3月）の取扱量を意味します。

※2 本フロー図では、届出対象事業者の判定用に対象物質の年間取扱量の算出方法を簡略化して示しております。

※3 政令で定める特定第一種指定化学物質は0.5トン/年

※4 政令で定める特定第一種指定化学物質0.1質量%

(2) 届出対象業種

対象となる事業者の要件のうち対象業種は以下に掲げる業種です。これらの一つでも該当する事業を営んでいる場合は、対象業種の要件を満たします。

対象業種

- | | |
|------------------|---|
| 1 金属鉱業 | 7 下水道業 |
| 2 原油・天然ガス鉱業 | 8 鉄道業 |
| 3 製造業 | 9 倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る) |
| a 食料品製造業 | 10 石油卸売業 |
| b 飲料・たばこ・飼料製造業 | 11 鉄スクラップ卸売業 ^{*)} |
| c 繊維工業 | ^{*)} 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る |
| d 衣服・その他の繊維製品製造業 | 12 自動車卸売業 ^{*)} |
| e 木材・木製品製造業 | ^{*)} 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る |
| f 家具・装備品製造業 | 13 燃料小売業 |
| g パルプ・紙・紙加工品製造業 | 14 洗濯業 |
| h 出版・印刷・同関連産業 | 15 写真業 |
| i 化学工業 | 16 自動車整備業 |
| j 石油製品・石炭製品製造業 | 17 機械修理業 |
| k プラスチック製品製造業 | 18 商品検査業 |
| l ゴム製品製造業 | 19 計量証明業(一部計量証明業を除く) |
| m なめし革・同製品・毛皮製造業 | 20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る) |
| n 窯業・土石製品製造業 | 21 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処理業を含む) |
| o 鉄鋼業 | 22 医療業 |
| p 非鉄金属製造業 | 23 高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く) |
| q 金属製品製造業 | 24 自然科学研究所 |
| r 一般機械器具製造業 | 注：公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。 |
| s 電気機械器具製造業 | |
| t 輸送用機械器具製造業 | |
| u 精密機械器具製造業 | |
| v 武器製造業 | |
| w その他の製造業 | |
| 4 電気業 | |
| 5 ガス業 | |
| 6 熱供給業 | |

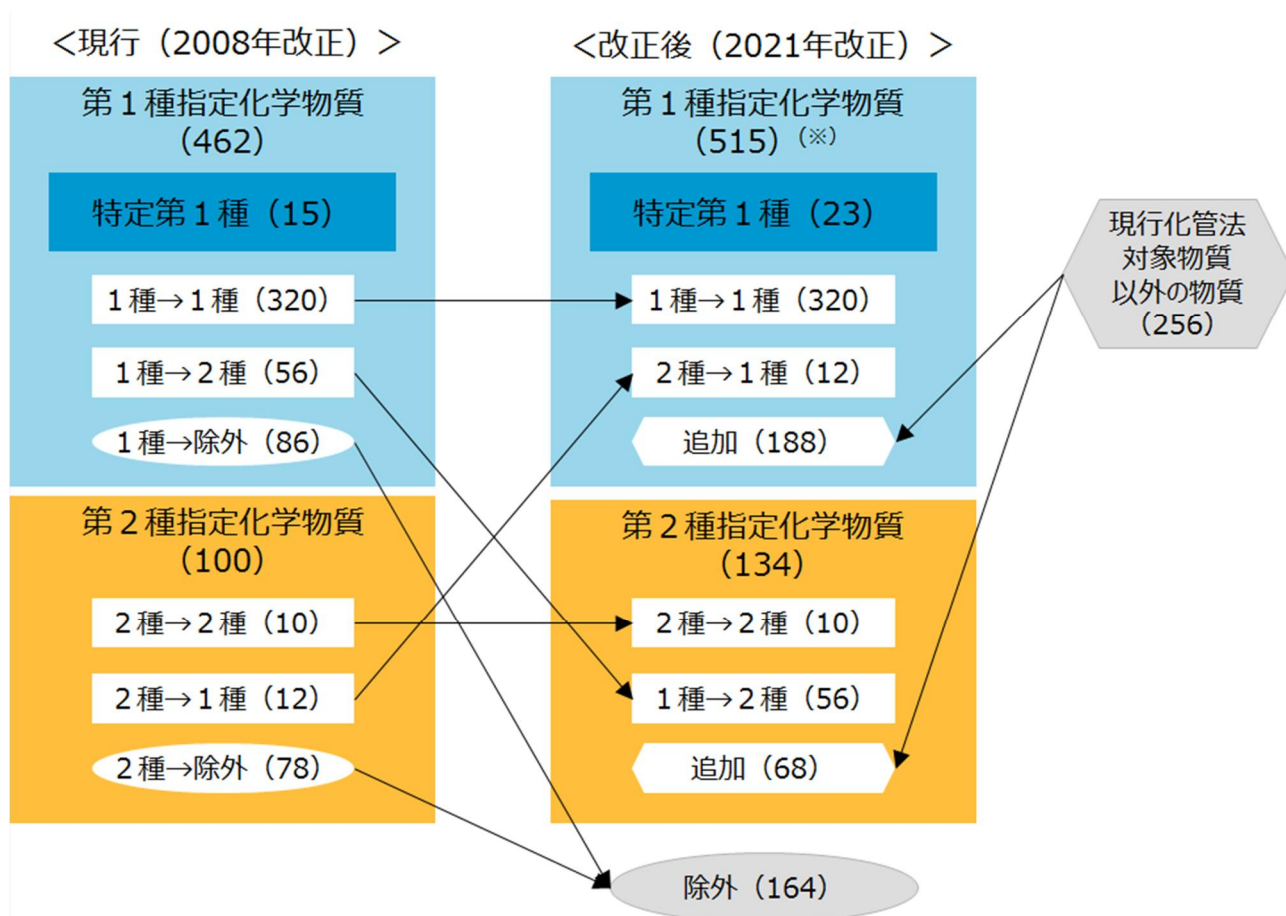
(3) 特別要件施設

- ① 金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営む事業者にあつては、鉱山保安法第8条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設
- ② 下水道業を営む事業者にあつては、下水道終末処理施設
- ③ ごみ処分業、又は産業廃棄物処分業を営む事業者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設
- ④ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設

4 PRTR及びSDS対象化学物質

(1) 令和3年10月の政令改正による対象化学物質の変更

・対象物質数の概況



※構造が類似する物質等の統合、「有機スズ化合物」の分離により、最終的に515物質となる。

(2) 管理番号

令和3年10月の政令改正により、指定化学物質の政令番号の変更による事業者の負担を軽減するため、現行指定化学物質及び新規指定化学物質に、政令番号(※1)とは異なる管理番号(※2)が付与された。PRTR制度においては、令和6年度の届出から、現在の政令番号に代わって管理番号が使用されている。SDSへの指定化学物質の政令番号及び管理番号の記載は必須ではないが、記載する場合は、1指定化学物質に固有の1番号が維持される管理番号の記載を推奨する。

※1 政令番号とは、政令改正毎に指定化学物質に1から順番に番号をつけたもので、政令改正の前と後で同じ物質でも政令番号が変わる場合がある。

※2 化管法の政令改正により今後指定化学物質が追加・削除されても、1指定化学物質に対応する固有の1番号となる管理番号は原則維持される。

2021年（令和3年）政令改正後の指定化学物質リスト

2008（H20）改正指定化学物質（今回の見直しで種別変更となる物質、除外される物質もそのまま記載）

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
1		亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一	亜鉛の水溶性化合物	第一
2	79-06-1	アクリルアミド		1-003	第二	アクリルアミド	第二
3	140-88-5	アクリル酸エチル		1-004	第一	アクリル酸エチル	第一
4		アクリル酸及びその水溶性塩		1-006	第二	アクリル酸及びその水溶性塩	第二
5	2439-35-2	アクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル		1-007	第一	アクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル	第一
6	818-61-1	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		2-001	第二	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	第二
7	141-32-2	アクリル酸ブチル		1-009	第一	アクリル酸ノルマルブチル	第一
8	96-33-3	アクリル酸メチル		1-010	第二	アクリル酸メチル	第二
9	107-13-1	アクリロニトリル		1-011	第一	アクリロニトリル	第一
10	107-02-8	アクロレイン		1-012	第一	アクロレイン	第一
11	26628-22-8					アジ化ナトリウム	第一
12	75-07-0	アセトアルデヒド		1-017	特定第一	アセトアルデヒド	第一
13	75-05-8					アセトニトリル	第一
14	75-86-5	アセトンシアノヒドリン		1-018	第一	アセトンシアノヒドリン	第二
15	83-32-9	アセナフテン		1-019	第一	アセナフテン	第一
16	78-67-1					2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル	第二
17	90-04-0					オルト-アニシジン	第一
18	62-53-3	アニリン		1-020	第一	アニリン	第一
19	82-45-1	1-アミノ-9, 10-アントラキノン		2-003	第二	1-アミノ-9, 10-アントラキノン	第二
20	141-43-5	2-アミノエタノール		1-021	第一	2-アミノエタノール	第一
21	1698-60-8	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3（2H）-オン	クロリダゾン	1-022	第一	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3（2H）-オン（別名クロリダゾン）	第一
22	120068-37-3	5-アミノ-1-〔2, 6-ジクロロ-4-（トリフルオロメチル）フェニル〕-3-シアノ-4-〔（トリフルオロメチル）スルフィニル〕ピラゾール	フィプロニル	1-023	第一	5-アミノ-1-〔2, 6-ジクロロ-4-（トリフルオロメチル）フェニル〕-3-シアノ-4-〔（トリフルオロメチル）スルフィニル〕ピラゾール（別名フィプロニル）	第一
23	123-30-8	パラ-アミノフェノール		1-025	第一	パラ-アミノフェノール	第一
24	591-27-5					メタ-アミノフェノール	第一
25	21087-64-9	4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン	メトリブジン	1-026	第一	4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン（別名メトリブジン）	第一
26	107-11-9					3-アミノ-1-プロパン	第一
27	41394-05-2	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン	メタミトロン	1-027	第一	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン（別名メタミトロン）	第一
28	107-18-6	アリルアルコール		1-028	第一	アリルアルコール	第一
29	106-92-3	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン		1-029	第一	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	第一
30		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）		1-045	第一	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）	第一
31		アンチモン及びその化合物		1-048	第一	アンチモン及びその化合物	第一
32	120-12-7	アントラセン		1-049	第一	アントラセン	第二
33	1332-21-4	石綿		1-051	特定第一	石綿	特定第一
34	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート		1-053	第一	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	第一
35	78-84-2					イソブチルアルデヒド	第一
36	78-79-5	イソブレン		1-054	第一	イソブレン	第一
37	80-05-7	4, 4'-イソプロピルピリデンジフェノール	ビスフェノールA	1-055	第一	4, 4'-イソプロピルピリデンジフェノール（別名ビスフェノールA）	第一
38	4162-45-2					2, 2'-〔イソプロピルピリデンビス〔（2, 6-ジプロモ-4, 1-フェニレン）オキシ〕〕ジエタノール	第一
39	22224-92-6					N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-（3-メチル-4-メチルチオフェニル）（別名フェナミホス）	第一
40	149877-41-8	イソプロピル=2-（4-メトキシピフェニル-3-イル）ヒドラジノホルマー	ビフェナゼート	1-059	第一	イソプロピル=2-（4-メトキシピフェニル-3-イル）ヒドラジノホルマー（別名ビフェナゼート）	第一
41	66332-96-5	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル	1-060	第一	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド（別名フルトラニル）	第一
42	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン		2-006	第二	2-イミダゾリジンチオン	第一
43	13516-27-3	1, 1'-〔イミノジ（オクタメチレン）〕ジグアニジン	イミノクタジン	2-007	第二	1, 1'-〔イミノジ（オクタメチレン）〕ジグアニジン（別名イミノクタジン）	第一
44		インジウム及びその化合物		1-062	第一	インジウム及びその化合物	第一
45	75-08-1					エタンチオール	第一
46	76578-14-	エチル=2-〔4-（6-クロロ-2-	キザロホップエ	1-064	第一	エチル=2-〔4-（6-クロロ-2-	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
	8	キノキサリニルオキシ) フェノキシ] プロピオナート	チル			キノキサリニルオキシ) フェノキシ] プロピオナート (別名ギザロホップエチル)	
47	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタ-トリル) =セカンダリ-ブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス	1-068	第一	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタ-トリル) =セカンダリ-ブチルホスホルアミドチオアート (別名ブタミホス)	第一
48	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	EPN	1-069	第一	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート (別名EPN)	第一
49	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン	ペンディメタリン	1-070	第一	N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン (別名ペンディメタリン)	第一
50	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート	1-071	第一	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート (別名モリネート)	第一
51	149-57-5					2-エチルヘキササン酸	第一
52	83130-01-2	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート	アラニカルブ	1-072	第一	エチル=(Z)-3-(N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ)アミノ]プロピオナート (別名アラニカルブ)	第一
53	100-41-4	エチルベンゼン		1-073	第一	エチルベンゼン	第一
54	98886-44-3	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート	ホスチアゼート	1-074	第一	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート)	第一
55	151-56-4					エチレンイミン	第一
56	75-21-8	エチレンオキシド		1-075	特定第一	エチレンオキシド	特定第一
57	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル		1-076	第二	エチレングリコールモノエチルエーテル	第二
58	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル		1-078	第二	エチレングリコールモノメチルエーテル	第二
59	107-15-3	エチレンジアミン		1-079	第一	エチレンジアミン	第一
60	60-00-4					エチレンジアミン四酢酸	第一
61	12427-38-2	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン	マンネブ	1-081	第一	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン (別名マンネブ)	第一
62	8018-01-7	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	マンコゼブ又はマンゼブ	1-082	第一	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物 (別名マンコゼブ又はマンゼブ)	第一
63	85-00-7	ジ, 1'-エチレン-2, 2'-ビビリジニウム=ジプロミド	ジクアトジプロミド又はジクワット	1-083	第一	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビビリジニウム=ジプロミド (別名ジクアトジプロミド又はジクワット)	第一
64	80844-07-1	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブロックス	1-085	第一	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル (別名エトフェンブロックス)	第一
65	106-89-8	エビクロロヒドリン		1-086	第一	エビクロロヒドリン	第一
66	106-88-7	1, 2-エボキシブタン		1-087	第二	1, 2-エボキシブタン	第二
67	556-52-5	2, 3-エボキシ-1-プロパノール		2-011	第二	2, 3-エボキシ-1-プロパノール	第一
68	75-56-9	1, 2-エボキシプロパン	酸化プロピレン	1-088	第一	1, 2-エボキシプロパン (別名酸化プロピレン)	第一
69	122-60-1					2, 3-エボキシプロピル=フェニルエーテル	第一
70	155569-91-8	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物	2-012	第二	エマメクチン安息香酸塩 (別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)	第一
71	7705-08-0					塩化第二鉄	第一
72	85535-84-3	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)		1-089	第一	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	第一
73	111-87-5	1-オクタノール		1-094	第一	1-オクタノール	第一
74	1806-26-4	パラ-アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		1-043	第一	パラ-オクチルフェノール	第一
75		カドミウム及びその化合物		1-099	特定第一	カドミウム及びその化合物	特定第一
76	105-60-2					イブシロン-カプロラクタム	第二
77	156-62-7					カルシウムシアナミド	第一
78	105-67-9	2, 4-キシレノール		1-101	第一	2, 4-キシレノール	第一
79	576-26-1	2, 6-キシレノール		1-102	第一	2, 6-キシレノール	第一
80	1330-20-7	キシレン		1-103	第一	キシレン	第一
81	91-22-5	キノリン		1-104	第一	キノリン	第一
82		銀及びその水溶性化合物		1-105	第一	銀及びその水溶性化合物	第一
83	98-82-8	クメン		1-106	第二	クメン	第二
84	107-22-2	グリオキサール		1-107	第一	グリオキサール	第一
85	111-30-8	グルタルアルデヒド		1-109	第一	グルタルアルデヒド	第一
86	1319-77-3	クレゾール		1-110	第一	クレゾール	第二
87		クロム及び三価クロム化合物		1-111	第一	クロム及び三価クロム化合物	第一
88		六価クロム化合物		1-112	特定第一	六価クロム化合物	特定第一
89	95-51-2	クロロアニリン		1-113	第一	クロロアニリン	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
90	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン	アトラジン	1-115	第一	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン (別名アトラジン)	第一
91	21725-46-2	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン	1-116	第一	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル (別名シアナジン)	第一
92	129558-76-5	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラド	1-117	第一	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド (別名トルフェンピラド)	第一
93	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロール	1-118	第一	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド (別名メトラクロール)	第一
94	75-01-4	クロロエチレン	塩化ビニル	1-120	特定第一	クロロエチレン (別名塩化ビニル)	特定第一
95	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラトルイジン	フルアジナム	1-121	第一	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラトルイジン (別名フルアジナム)	第一
96	119446-68-3	1-[2-[2-(2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル)-4-メチル-1, 3-ジオキサラン-2-イル]メチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール	ジフェノコナゾール	1-122	第一	1-(2-[2-(2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル)-4-メチル-1, 3-ジオキサラン-2-イル]メチル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名ジフェノコナゾール)	第一
97	611-19-8					1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	第一
98	79-11-8	クロロ酢酸		1-123	第一	クロロ酢酸	第一
99	105-39-5					クロロ酢酸エチル	第一
100	51218-49-6	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	プレチラクロール	1-124	第一	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド (別名プレチラクロール)	第一
101	15972-60-8	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド	アラクロール	1-125	第一	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド (別名アラクロール)	第一
102	97-00-7					1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン	第一
103	75-68-3	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	HCF C-1 4 2 b	1-129	第一	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン (別名HCF C-1 4 2 b)	第一
104	75-45-6	クロロジフルオロメタン	HCF C-2 2	1-130	第一	クロロジフルオロメタン (別名HCF C-2 2)	第一
105	2837-89-0	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	HCF C-1 2 4	1-137	第一	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (別名HCF C-1 2 4)	第一
106		クロロトリフルオロエタン	HCF C-1 3 3	1-138	第一	クロロトリフルオロエタン (別名HCF C-1 3 3)	第一
107	75-72-9					クロロトリフルオロメタン (別名CFC-1 3 3)	第一
108	93-65-2	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸	メコプロップ	1-139	第一	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸 (別名メコプロップ)	第一
109	95-49-8	オルトクロロトルエン		2-020	第二	オルトクロロトルエン	第一
110	106-43-4	パラクロロトルエン		2-021	第二	パラクロロトルエン	第二
111	121-87-9					2-クロロ-4-ニトロアニリン	第一
112	88-73-3					2-クロロニトロベンゼン	第一
113	122-34-9	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はCAT	1-140	第一	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン (別名シマジン又はCAT)	第一
114	133220-30-1	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン	インダノファン	2-023	第二	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン (別名インダノファン)	第一
115	158237-07-1	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド	1-144	第一	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド (別名フェントラザミド)	第一
116	78587-05-0	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス	2-024	第二	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド (別名ヘキシチアゾクス)	第一
117	107534-96-3	(RS)-1-パラクロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール	1-145	第一	(RS)-1-パラクロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール (別名テブコナゾール)	第一
118	88671-89-0	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル	ミクロブタニル	2-028	第二	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル (別名ミクロブタニル)	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
119	114369-43-6	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル	フェンブコナゾール	2-030	第二	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル (別名フェンブコナゾール)	第一
120	95-57-8					オルトクロロフェノール	第一
121	106-48-9	パラクロロフェノール		1-146	第一	パラクロロフェノール	第一
122	598-78-7					2-クロロプロピオン酸	第一
123	107-05-1	3-クロロプロペン	塩化アリル	1-147	第一	3-クロロプロペン (別名塩化アリル)	第一
124	99485-76-4	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素	クミロン	1-148	第一	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア (別名クミロン)	第一
125	108-90-7	クロロベンゼン		1-149	第一	クロロベンゼン	第一
126	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115	1-150	第一	クロロペンタフルオロエタン (別名CFC-115)	第一
127	67-66-3	クロロホルム		1-151	第一	クロロホルム	第一
128	74-87-3	クロロメタン	塩化メチル	1-154	第一	クロロメタン (別名塩化メチル)	第二
129	59-50-7					4-クロロ-3-メチルフェノール	第一
130	94-74-6					(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸 (別名MCPA又はMC PA)	第一
131	563-47-3	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン		2-033	第二	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	第一
132		コバルト及びその化合物		1-156	第一	コバルト及びその化合物	第二
133	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	1-157	第一	酢酸2-エトキシエチル (別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	第一
134	108-05-4	酢酸ビニル		1-158	第一	酢酸ビニル	第一
135	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	1-160	第一	酢酸2-メトキシエチル (別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	第一
136	90-02-8					サリチルアルデヒド	第一
137	420-04-2	シアナミド		2-036	第二	シアナミド	第一
138	139920-32-4	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット	2-037	第二	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド (別名ジクロシメット)	第一
139	66841-25-6	(S)-α-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン	2-040	第二	(S)-α-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート (別名トラロメトリン)	第一
140	39515-41-8	(RS)-α-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプロパトリン	2-041	第二	(RS)-α-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロパトリン)	第一
141	57966-95-7	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチル尿素	シモキサニル	1-162	第一	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア (別名シモキサニル)	第一
142	615-05-4					2,4-ジアミノニゾール	第一
143	101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル		1-163	第一	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	第一
144		無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)		1-164	第一	無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)	第一
145	100-37-8					2-(ジエチルアミノ)エタノール	第一
146	29232-93-7	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル	1-167	第一	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名ピリミホスメチル)	第一
147	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	1-168	第一	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	第一
148	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロール	1-169	第一	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名カフェンストロール)	第一
149	56-23-5	四塩化炭素		1-171	第一	四塩化炭素	第二
150	123-91-1	1,4-ジオキサン		1-173	第一	1,4-ジオキサン	第一
151	646-06-0					1,3-ジオキソラン	第一
152	15263-53-3	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン	カルタップ	1-174	第一	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン (別名カルタップ)	第一
153	7696-12-0	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シストランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン	1-175	第一	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シストランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート (別名テトラメトリン)	第一
154	108-91-8	シクロヘキシルアミン		1-178	第一	シクロヘキシルアミン	第一
155	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド		2-045	第二	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	第一
156	27134-27-	ジクロロアニリン		1-180	第一	ジクロロアニリン	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
	6						
157	107-06-2	1, 2-ジクロロエタン		1-181	第一	1, 2-ジクロロエタン	第一
158	75-35-4	1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	1-182	第一	1, 1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)	第一
159	156-59-2					シス-1, 2-ジクロロエチレン	第一
160	101-14-4	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン		1-186	特定第一	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	第一
161	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	1-187	第一	ジクロロジフルオロメタン (別名CFC-12)	第一
162	23950-58-5	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロビザミド	1-188	第一	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロビザミド)	第一
163		ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	1-189	第一	ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)	第一
164	306-83-2	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	HCFC-123	1-190	第一	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン (別名HCFC-123)	第一
165	95-73-8					2, 4-ジクロロトルエン	第一
166	99-54-7					1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	第一
167	89-61-2					1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	第一
168	36734-19-7	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキサイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イプロジオン	1-194	第一	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキサイミダゾリジン-1-カルボキサミド (別名イプロジオン)	第一
169	330-54-1	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU	1-197	第一	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素 (別名ジウロン又はDCMU)	第一
170	112281-77-3	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール	2-049	第二	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル (別名テトラコナゾール)	第一
171	60207-90-1	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール	1-198	第一	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物 (別名プロピコナゾール)	第一
172	153197-14-9	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン	1-199	第一	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン (別名オキサジクロメホン)	第一
173	50471-44-8					(RS)-3-(3, 5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン (別名ピンクゾリン)	第一
174	330-55-2	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニューロン	1-200	第一	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 (別名リニューロン)	第一
175	94-75-7	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	2, 4-D又は2, 4-PA	1-201	第一	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 (別名2, 4-D又は2, 4-PA)	第一
176	1717-00-6	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b	1-202	第一	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン (別名HCFC-141b)	第一
177	75-43-4	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21	1-204	第一	ジクロロフルオロメタン (別名HCFC-21)	第一
178	78-87-5	1, 2-ジクロロプロパン		1-206	特定第一	1, 2-ジクロロプロパン	第一
179	542-75-6	1, 3-ジクロロプロパン	D-D	1-207	第一	1, 3-ジクロロプロパン (別名D-D)	第一
180	91-94-1					3, 3'-ジクロロベンジジン	第一
181	95-50-1	ジクロロベンゼン		1-208	第一	ジクロロベンゼン	第一
182	71561-11-0	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン	1-209	第一	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン (別名ピラゾキシフェン)	第一
183	58011-68-0	4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート	ピラゾレート	1-210	第一	4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート (別名ピラゾレート)	第一
184	1194-65-6	2, 6-ジクロロベンズニトリル	ジクロベニル又はDBN	1-211	第一	2, 6-ジクロロベンズニトリル (別名ジクロベニル又はDBN)	第一
185		ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225	1-212	第一	ジクロロペンタフルオロプロパン (別名HCFC-225)	第一
186	75-09-2	ジクロロメタン	塩化メチレン	1-213	第一	ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	第一
187	3347-22-6	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン	ジチアノン	1-215	第一	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン (別名ジチアノン)	第一
188	101-83-7	N, N-ジシクロヘキシルアミン		1-216	第一	N, N-ジシクロヘキシルアミン	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
189	4979-32-2	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		2-051	第二	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	第一
190	77-73-6	ジシクロペンタジエン		1-217	第一	ジシクロペンタジエン	第一
191	50512-35-1	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン	1-218	第一	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)	第一
192	17109-49-8					ジチオリン酸O-エチル-S, S-ジフェニル (別名エディフェンホス又はEDDP)	第一
193	298-04-4	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン又はジスルホトン	2-052	第二	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	第一
194	2310-17-0					ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2, 3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル) メチル] (別名ホサロン)	第一
195	34643-46-4	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス	1-219	第一	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロチオホス)	第一
196	950-37-8	ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル) メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP	1-220	第一	ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル) メチル-O, O-ジメチル (別名メチダチオン又はDMTP)	第一
197	121-75-5	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル	マラソン又はマラチオン	1-221	第一	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル (別名マラソン又はマラチオン)	第一
198	60-51-5	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル) メチル]	ジメトエート	1-222	第一	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル) メチル] (別名ジメトエート)	第一
199	16090-02-1	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス [5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ベンゼンスルホナート]	CIフルオレスセント260	1-226	第一	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス [5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ベンゼンスルホナート] (別名CIフルオレスセント260)	第一
200	25321-14-6	ジニトロトルエン		1-227	第一	ジニトロトルエン	第一
201	51-28-5	2, 4-ジニトロフェノール		1-228	第一	2, 4-ジニトロフェノール	第一
202	1321-74-0					ジビニルベンゼン	第一
203	122-39-4	ジフェニルアミン		1-229	第一	ジフェニルアミン	第二
204	101-84-8	ジフェニルエーテル		2-055	第二	ジフェニルエーテル	第二
205	102-06-7	1, 3-ジフェニルグアニジン		2-056	第二	1, 3-ジフェニルグアニジン	第二
206	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル	カルボスルファン	1-231	第一	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル (別名カルボスルファン)	第一
207	128-37-0	2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール		1-232	第一	2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール	第一
208	96-76-4					2, 4-ジ-ターシャリーブチルフェノール	第一
209	124-48-1	ジプロモクロロメタン		1-236	第一	ジプロモクロロメタン	第一
210	10222-01-2	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド		1-237	第一	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド	第一
211		ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402	1-238	第一	ジプロモテトラフルオロエタン (別名ハロン-2402)	第一
212	30560-19-1	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート	1-241	第一	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート (別名アセフェート)	第一
213	127-19-5	N, N-ジメチルアセトアミド		1-242	第一	N, N-ジメチルアセトアミド	第一
214	95-68-1					2, 4-ジメチルアニリン	第一
215	87-62-7					2, 6-ジメチルアニリン	第二
216	121-69-7	N, N-ジメチルアニリン		2-058	第二	N, N-ジメチルアニリン	第一
217	31895-21-3	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン	チオシクラム	1-243	第一	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン (別名チオシクラム)	第一
218	124-40-3	ジメチルアミン		1-245	第一	ジメチルアミン	第一
219	624-92-0	ジメチルジスルフィド		1-250	第一	ジメチルジスルフィド	第二
220						ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	第一
221	82560-54-1	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ	1-251	第一	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート (別名ベンフラカルブ)	第一
222	62850-32-2					N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル (別名フェノチオカルブ)	第一
223	112-18-5	N, N-ジメチルDデシルアミン		1-252	第一	N, N-ジメチルDデシルアミン	第一
224	1643-20-5	N, N-ジメチルDデシルアミン=N-オキシド		1-253	第一	N, N-ジメチルDデシルアミン=N-オキシド	第一
225	52-68-6	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロルホン又はDEP	1-254	第一	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名)	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
						トリクロルホン又はDEP)	
226	57-14-7					1, 1-ジメチルヒドラジン	第一
227	1910-42-5	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	パラコート又はパラコートジクロリド	1-255	第一	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート又はパラコートジクロリド)	第一
228	91-97-4					3, 3'-ジメチルピフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート	第一
229	23564-05-8	ジメチル=4, 4'- (オルト-フェニレン) ビス (3-チオアロファナート)	チオフアネートメチル	1-257	第一	ジメチル=4, 4'- (オルト-フェニレン) ビス (3-チオアロファナート) (別名チオフアネートメチル)	第一
230	793-24-8	N- (1, 3-ジメチルブチル) -N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン		1-260	第一	N- (1, 3-ジメチルブチル) -N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	第一
231	119-93-7					3, 3'-ジメチルベンジジン (別名オルトトリジン)	第一
232	68-12-2	N, N-ジメチルホルムアミド		1-264	第一	N, N-ジメチルホルムアミド	第一
233	2597-03-7	2- [(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ] -2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はPAP	1-270	第一	2- [(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ] -2-フェニル酢酸エチル (別名フェントエート又はPAP)	第一
234	7726-95-6	臭素		2-065	第二	臭素	第一
235		臭素酸の水溶性塩		2-066	第二	臭素酸の水溶性塩	第一
236	3861-47-0	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル	1-271	第一	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシニル)	第一
237		水銀及びその化合物		1-272	第一	水銀及びその化合物	第一
238	61788-32-7	水素化テルフェニル		1-273	第一	水素化テルフェニル	第一
239						有機スズ化合物	第一
240	100-42-5	スチレン		1-275	第一	スチレン	第一
241	4016-24-4					2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩	第一
242		セレン及びその化合物		1-277	第一	セレン及びその化合物	第一
243		ダイオキシン類		1-278	特定第一	ダイオキシン類	特定第一
244	533-74-4	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジジン	ダゾメット	1-282	第一	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジジン (別名ダゾメット)	第一
245	62-56-6	チオ尿素		1-284	第一	チオ尿素	第一
246	108-98-5					チオフエノール	第一
247	77458-01-6					チオリン酸O-1- (4-クロロフェニル) -4-ビラゾリル-O-エチル-S-プロピル (別名ビラクロホス)	第一
248	333-41-5	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン	1-286	第一	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	第一
249	2921-88-2	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)	クロルピリホス	1-287	第一	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)	第一
250	18854-01-8	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル)	イソキサチオン	1-288	第一	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)	第一
251	122-14-5	チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェントロチオン又はMEP	1-289	第一	チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェントロチオン又はMEP)	第一
252	55-38-9	チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-メチルチオフエニル)	フェンチオン又はMP P	1-290	第一	チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-メチルチオフエニル) (別名フェンチオン又はMP P)	第一
253	41198-08-7	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス	2-067	第二	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロフェノホス)	第一
254	26087-47-8	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル	イプロベンホス又はIBP	1-291	第一	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)	第一
255	1163-19-5	デカプロモジフェニルエーテル		1-295	第一	デカプロモジフェニルエーテル	第一
256	334-48-5					デカン酸	第一
257	112-30-1	アルカノール (炭素数が10のものに限る。)	デカノール	1-034	第一	デシルアルコール (別名デカノール)	第一
258	100-97-0	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 (3, 7)] デカン	ヘキサメチレンテトラミン	1-296	第一	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 (3, 7)] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)	第一
259	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム	1-297	第一	テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)	第一
260	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はTPN	1-298	第一	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)	第一
261	27355-22-2	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H) -オン	フサライド	1-299	第一	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H) -オン (別名フサライド)	第一
262	127-18-4	テトラクロロエチレン		1-301	第一	テトラクロロエチレン	第一
263						テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC-112)	第一
264	118-75-2					2, 3, 5, 6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノン	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
265	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸		1-303	第一	テトラヒドロメチル無水フタル酸	第一
266	79538-32-2	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z) -3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン	1-306	第一	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z) -3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン)	第一
267	59669-26-0	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ	1-308	第一	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン (別名チオジカルブ)	第一
268	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム	1-309	第一	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)	第一
269	505-32-8					3, 7, 11, 15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール (別名イソフィトール)	第一
270	100-21-0	テレフタル酸		1-312	第一	テレフタル酸	第一
271	120-61-6	テレフタル酸ジメチル		1-313	第一	テレフタル酸ジメチル	第一
272		銅水溶性塩 (錯塩を除く。)		1-314	第一	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)	第一
273	112-53-8	1-ドデカノール	ノルマル-ドデシルアルコール	1-315	第一	1-ドデカノール (別名ノルマル-ドデシルアルコール)	第一
274	25103-58-6					ターシャリ-ドデカンチオール	第一
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム		1-318	第一	ドデシル硫酸ナトリウム	第一
276	112-57-2	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン	テトラエチレンペンタミン	2-069	第二	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン (別名テトラエチレンペンタミン)	第一
277	121-44-8	トリエチルアミン		1-321	第一	トリエチルアミン	第一
278	112-24-3	トリエチレンテトラミン		2-070	第二	トリエチレンテトラミン	第一
279	71-55-6	1, 1, 1-トリクロロエタン		1-323	第一	1, 1, 1-トリクロロエタン	第一
280	79-00-5	1, 1, 2-トリクロロエタン		1-324	第一	1, 1, 2-トリクロロエタン	第一
281	79-01-6	トリクロロエチレン		1-325	特定第一	トリクロロエチレン	第一
282	76-03-9					トリクロロ酢酸	第一
283	108-77-0					2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン	第一
284		トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	1-326	第一	トリクロロトリフルオロエタン (別名CFC-113)	第一
285	76-06-2	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン	1-327	第一	トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)	第一
286	55335-06-3	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸	トリクロピル	1-328	第一	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸 (別名トリクロピル)	第一
287	88-06-2	2, 4, 6-トリクロロフェノール		1-329	第一	2, 4, 6-トリクロロフェノール	第一
288	75-69-4	トリクロロフルオロメタン	CFC-111	1-330	第一	トリクロロフルオロメタン (別名CFC-111)	第一
289	96-18-4	1, 2, 3-トリクロロプロパン		1-331	第一	1, 2, 3-トリクロロプロパン	第一
290	12002-48-1	トリクロロベンゼン		1-332	第一	トリクロロベンゼン	第一
291	2451-62-9	1, 3, 5-トリス (2, 3-エポキシプロピル) -1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6 (1H, 3H, 5H) -トリオン		2-071	第二	1, 3, 5-トリス (2, 3-エポキシプロピル) -1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6 (1H, 3H, 5H) -トリオン	第一
292	102-82-9	トリブチルアミン		1-335	第一	トリブチルアミン	第一
293	1582-09-8	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン	トリフルラリン	1-336	第一	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン (別名トリフルラリン)	第一
294	118-79-6	2, 4, 6-トリブプロモフェノール		2-074	第二	2, 4, 6-トリブプロモフェノール	第一
295	3452-97-9	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール		2-076	第二	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール	第一
296	95-63-6					1, 2, 4-トリメチルベンゼン	第一
297	108-67-8					1, 3, 5-トリメチルベンゼン	第一
298	26471-62-5	トリレンジイソシアネート		1-345	第一	トリレンジイソシアネート	第一
299	95-53-4	トルイジン		1-346	特定第一	トルイジン	第一
300	108-88-3	トルエン		1-347	第一	トルエン	第一
301	25376-45-8	トルエンジアミン		2-077	第二	トルエンジアミン	第一
302	91-20-3	ナフタレン		1-352	第一	ナフタレン	第一
303	3173-72-6					1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート	第一
304	7439-92-1					鉛	第一
305						鉛化合物	特定第一
306	13048-33-4	二アクリル酸ヘキサメチレン		2-078	第二	二アクリル酸ヘキサメチレン	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
307	7699-43-6					二塩化酸化ジルコニウム	第一
308	7440-02-0	ニッケル		1-354	第一	ニッケル	第一
309		ニッケル化合物		1-355	特定第一	ニッケル化合物	特定第一
310	139-13-9					ニトリロ三酢酸	第一
311	91-23-6					オルト-ニトロアニソール	第一
312	88-74-4	オルト-ニトロアニリン		1-357	第一	オルト-ニトロアニリン	第一
313	55-63-0					ニトログリセリン	第一
314	100-00-5	パラ-ニトロクロロベンゼン		1-358	第一	パラ-ニトロクロロベンゼン	第一
315	88-72-2	オルト-ニトロトルエン		2-080	第二	オルト-ニトロトルエン	第一
316	98-95-3	ニトロベンゼン		1-359	第二	ニトロベンゼン	第二
317	75-52-5	ニトロメタン		1-360	第一	ニトロメタン	第一
318	75-15-0	二硫化炭素		1-361	第一	二硫化炭素	第二
319	143-08-8	1-ノナノール	ノルマル-ノニルアルコール	1-362	第一	1-ノナノール (別名ノルマル-ノニルアルコール)	第一
320	25154-52-3	アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		1-042	第一	ノニルフェノール	第一
321		バナジウム化合物		1-363	第一	バナジウム化合物	第一
322	3618-72-2					5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニル)-4'-メトキシアセトアニリド	第一
323	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	シメトリン	1-367	第一	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン (別名シメトリン)	第一
324	101-90-6					1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	第一
325	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅	オキシ銅又は有機銅	1-369	第一	ビス(8-キノリノラト)銅 (別名オキシ銅又は有機銅)	第一
326	74115-24-5					3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン (別名クロフェンチジン)	第一
327	782-74-1					1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	第一
328	137-30-4	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム	1-370	第一	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 (別名ジラム)	第一
329	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート	1-371	第一	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバメート)	第一
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニペルオキシド		2-083	第二	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニペルオキシド	第一
331	95465-99-9	S,S-ビス(1-メチルプロピル)ニペルオキシド	カズサホス	1-377	第一	S,S-ビス(1-メチルプロピル)ニペルオキシド = O-エチルニペルオキシド (別名カズサホス)	第一
332		砒素及びその無機化合物		1-378	特定第一	砒素及びその無機化合物	特定第一
333	302-01-2	ヒドラジン		1-379	第二	ヒドラジン	第一
334	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル		2-087	第二	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	第一
335	103-90-2					N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	第一
336	123-31-9	ヒドロキノン		1-381	第一	ヒドロキノン	第一
337	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン		1-382	第二	4-ビニル-1-シクロヘキセン	第二
338	100-69-6	2-ビニルピリジン		2-088	第二	2-ビニルピリジン	第一
339	88-12-0					N-ビニル-2-ピロリドン	第一
340	92-52-4	ビフェニル		1-383	第一	ビフェニル	第一
341	110-85-0	ピペラジン		1-384	第一	ピペラジン	第一
342	110-86-1	ピリジン		1-386	第二	ピリジン	第二
343	120-80-9	ピロカテコール	カテコール	1-387	第一	ピロカテコール (別名カテコール)	第一
344	96-09-3					フェニルオキシラン	第一
345	100-63-0					フェニルヒドラジン	第一
346	90-43-7	2-フェニルフェノール		1-388	第一	2-フェニルフェノール	第一
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド		1-389	第一	N-フェニルマレイミド	第一
348	95-54-5	フェニレンジアミン		1-390	第一	フェニレンジアミン	第一
349	108-95-2	フェノール		1-391	第一	フェノール	第二
350	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン	1-392	第一	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名ペルメトリン)	第一
351	106-99-0	1,3-ブタジエン		1-393	特定第一	1,3-ブタジエン	特定第一
352	131-17-9	フタル酸ジアリル		2-092	第二	フタル酸ジアリル	第一
353	84-66-2	フタル酸ジエチル		2-094	第二	フタル酸ジエチル	第二
354	84-74-2	フタル酸ジブチル		1-395	第一	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	第一
355	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		1-396	第一	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	第一
356	85-68-7	フタル酸ブチル=ベンジル		1-397	第一	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	第一
357	69327-76-0	2-ターシャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン	ブプロフェジン	1-399	第一	2-ターシャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
						ニオン (別名ブプロフェジン)	
358	112410-23-8	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド	1-401	第一	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド (別名テブフェノジド)	第一
359	2426-08-6	ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル		2-097	第二	ノルマルブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	第一
360	17804-35-2	N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル	1-402	第一	N-[1-(N-ノルマルブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル (別名ベノミル)	第一
361	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	シハロホップブチル	1-403	第一	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート (別名シハロホップブチル)	第一
362	80060-09-9	1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロン	1-404	第一	1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素 (別名ジアフェンチウロン)	第一
363	19666-30-9	5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアゾン	1-407	第一	5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン (別名オキサジアゾン)	第一
364	134098-61-6	ターシャリーブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート	フェンピロキシメート	2-103	第二	ターシャリーブチル=4-([[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル)ベンゾアート (別名フェンピロキシメート)	第一
365	25013-16-5					ブチルヒドロキシアニソール (別名BH A)	第一
366	75-91-2	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド		2-105	第二	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	第一
367	89-72-5					オルト-セカンダリーブチルフェノール	第一
368	98-54-4	4-ターシャリーブチルフェノール		2-106	第二	4-ターシャリーブチルフェノール	第一
369	2312-35-8	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット	プロバルギット又はB P P S	1-413	第一	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット (別名プロバルギット又はB P P S)	第一
370	96489-71-3	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン	ピリダベン	2-107	第二	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン (別名ピリダベン)	第一
371	119168-77-3	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド	2-108	第二	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド (別名テブフェンピラド)	第一
372	95-31-8	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		2-109	第二	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	第一
373	88-60-8					2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール	第一
374		ふっ化水素及びその水溶性塩		1-414	第一	ふっ化水素及びその水溶性塩	第一
375	4170-30-3	2-ブテナール		1-415	第一	2-ブテナール	第二
376	23184-66-9	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール	1-417	第一	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド (別名ブタクロール)	第一
377	110-00-9	フラン		2-110	第二	フラン	第一
378	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロピネブ	1-419	第一	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体 (別名プロピネブ)	第一
379	107-19-7					2-プロピニ-1-オール	第一
380	353-59-3	プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211	1-420	第一	プロモクロロジフルオロメタン (別名ハロン-1211)	第一
381	75-27-4	プロモジクロロメタン		1-423	第一	プロモジクロロメタン	第一
382	75-63-8	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1301	1-424	第一	プロモトリフルオロメタン (別名ハロン-1301)	第一
383	314-40-9	5-プロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン	プロマシル	1-425	第一	5-プロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン (別名プロマシル)	第一
384	106-94-5	1-プロモプロパン		1-427	第一	1-プロモプロパン	第一
385	75-26-3	2-プロモプロパン		1-428	第一	2-プロモプロパン	第一
386	74-83-9	プロモメタン	臭化メチル	1-429	第一	プロモメタン (別名臭化メチル)	第一
387	13356-08-6					ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン (別名酸化フェンタス)	第一
388	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン又はベンゾエピン	1-430	第一	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
						シド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		1-431	第一	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	第一
390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン		1-434	第一	ヘキサメチレンジアミン	第一
391	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		1-435	第二	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	第二
392	110-54-3	ヘキササン		1-436	第一	ノルマル-ヘキササン	第一
393	135-19-3	ベタナフトール		1-440	第一	ベタナフトール	第一
394		ベリリウム及びその化合物		1-444	特定第一	ベリリウム及びその化合物	特定第一
395		ペルオキシ二硫酸の水溶性塩		1-445	第一	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	第二
396	1763-23-1	ペルフルオロ (オクタサー-1-スルホン酸)	PFOS	1-447	第一	ペルフルオロ (オクタサー-1-スルホン酸) (別名PFOS)	第一
397	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド		1-448	特定第一	ベンジリジン=トリクロリド	特定第一
398	100-44-7	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	1-450	第一	ベンジル=クロリド (別名塩化ベンジル)	第一
399	100-52-7	ベンズアルデヒド		1-451	第一	ベンズアルデヒド	第一
400	71-43-2	ベンゼン		1-452	特定第一	ベンゼン	特定第一
401	552-30-7	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物		1-453	第一	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物	第一
402	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセツト	1-455	第一	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド (別名メフェナセツト)	第一
403	119-61-9	ベンゾフェノン		1-456	第一	ベンゾフェノン	第一
404	87-86-5	ペンタクロロフェノール		1-457	特定第一	ペンタクロロフェノール	第一
405		ほう素化合物		1-458	第一	ほう素化合物	第一
406	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1-459	特定第一	ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)	第一
407		ポリ (オキシエチレン) =アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		1-460	第一	ポリ (オキシエチレン) =アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	第一
408	9036-19-5	ポリ (オキシエチレン) =アルキルフェニルエーテル (アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		1-461	第一	ポリ (オキシエチレン) =オクチルフェニルエーテル	第一
409	9004-82-4	ポリ (オキシエチレン) =ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		1-463	第一	ポリ (オキシエチレン) =ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	第一
410	9016-45-9	ポリ (オキシエチレン) =アルキルフェニルエーテル (アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		1-462	第一	ポリ (オキシエチレン) =ノニルフェニルエーテル	第一
411	50-00-0	ホルムアルデヒド		1-464	特定第一	ホルムアルデヒド	特定第一
412		マンガン及びその化合物		1-465	第一	マンガン及びその化合物	第一
413	85-44-9	無水フタル酸		1-467	第二	無水フタル酸	第二
414	108-31-6	無水マレイン酸		2-119	第二	無水マレイン酸	第一
415	79-41-4	メタクリル酸		1-468	第一	メタクリル酸	第一
416	688-84-6					メタクリル酸 2-エチルヘキシル	第一
417	106-91-2	メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル		2-120	第二	メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル	第一
418	2867-47-2					メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル	第一
419	97-88-1	メタクリル酸ブチル		2-121	第二	メタクリル酸ノルマル-ブチル	第一
420	80-62-6	メタクリル酸メチル		1-469	第一	メタクリル酸メチル	第一
421	674-82-8					4-メチリデンオキセタン-2-オン	第一
422	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン	1-470	第一	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン (別名フェリムゾン)	第一
423	74-89-5					メチルアミン	第一
424	556-61-6	メチル=イソチオシアネート		1-471	第一	メチル=イソチオシアネート	第一
425	2631-40-5					N-メチルカルバミン酸 2-イソプロピルフェニル (別名イソプロカルブ又はMIPC)	第一
426	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸 2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル	カルボフラン	1-475	第一	N-メチルカルバミン酸 2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル (別名カルボフラン)	第一
427	63-25-2	N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル	カルバリル又はNAC	1-476	第一	N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル (別名カルバリル又はNAC)	第一
428	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC	1-477	第一	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)	第一
429	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロメチル	2-122	第二	メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート (別名ハロスルフロメチル)	第一
430	173584-44-6					メチル=(S)-7-クロロ-2, 3, 4a, 5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル (4-トリフルオロメトキシフェニル) カルバモイル] インデノ	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
						[1, 2-e] [1, 3, 4] オキサジ アジン-4a-カルボキシラート (別名 インドキサカルブ)	
431	131860- 33-8	メチル= (E) -2-[2-[6-(2- シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イル オキシ]フェニル]-3-メトキシアクリ ラート	アゾキシスト ロビン	1-478	第一	メチル= (E) -2-[2-[6-(2- シアノフェノキシ)ピリミジン-4- イルオキシ]フェニル]-3-メトキシ アクリラート (別名アゾキシストロ ビン)	第一
432	33089-61- 1	3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシリ ル)-1, 3, 5-トリアザペンター-1, 4-ジエン	アミトラズ	2-123	第二	3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシリ ル)-1, 3, 5-トリアザペンター 1, 4-ジエン (別名アミトラズ)	第一
433	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム	1-479	第一	N-メチルジチオカルバミン酸 (別名カー バム)	第一
434	23135-22- 0	メチル-N', N'-ジメチル-N- [(メチルカルバモイル)オキシ]-1- チオオキササムイミデート	オキサミル	2-127	第二	メチル-N', N'-ジメチル-N- [(メチルカルバモイル)オキシ]-1- チオオキササムイミデート (別名オキサ ミル)	第一
435	136191- 64-5					メチル=2-(4, 6-ジメトキシ-2- ピリミジニルオキシ)-6-[1- (メトキシイミノ)エチル]ベンゾア ート (別名ピリミノバックメチル)	第一
436	98-83-9	アルファ-メチルスチレン		1-482	第一	アルファ-メチルスチレン	第一
437	3268-49-3					3-メチルチオプロパナール	第二
438	1321-94-4	メチルナフタレン		1-486	第一	メチルナフタレン	第一
439	108-99-6	3-メチルピリジン		1-488	第一	3-メチルピリジン	第一
440	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロ ペルオキシド		2-129	第二	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロ ペルオキシド	第一
441	88-85-7					2-(1-メチルプロピル)-4, 6- ジニトロフェノール	第一
442	55814-41- 0	2-メチル-N-[3-(1-メチルエト キシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニル	1-493	第一	2-メチル-N-[3-(1-メチルエト キシ)フェニル]ベンズアミド (別名 メプロニル)	第一
443	16752-77- 5	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオ キシ)チオアセトイミデート	メソミル	1-494	第一	S-メチル-N-(メチルカルバモイル オキシ)チオアセトイミデート (別名メ ソミル)	第一
444	141517- 21-7	メチル= (E) -メトキシイミノ [2- [[[[(E) -1-[3-(トリフル ロメチル)フェニル]エチリデン]アミ ノ]オキシ]メチル]フェニル]アセター ト	トリフロキシ ストロビン	1-495	第一	メチル= (E) -メトキシイミノ (2- { [[(E) -1-[3-(トリフ ルオロメチル)フェニル]エチリ デン]アミノ]オキシ]メチル}フェ ニル]アセタート (別名トリフロキシ ストロビン)	第一
445	143390- 89-0	メチル= (E) -メトキシイミノ [2- (オルト-トリルオキシメチル)フェ ニル]アセタート	クレソキシム メチル	1-496	第一	メチル= (E) -メトキシイミノ [2- (オルト-トリルオキシメチル)フェ ニル]アセタート (別名クレソキシム メチル)	第一
446	101-77-9	4, 4'-メチレンジアニリン		1-497	第一	4, 4'-メチレンジアニリン	第一
447	5124-30-1					メチレンビス(4, 1-シクロヘキシ ル) = ジイソシアネート	第一
448	101-68-8	メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジ イソシアネート		1-498	第一	メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート	第一
449	13684-63- 4	3-メトキシカルボニルアミノフェニル= 3'-メチルカルバニラート	フェンメディ ファム	1-502	第一	3-メトキシカルボニルアミノフェニル = 3'-メチルカルバニラート (別名フェ ンメディファム)	第一
450	88678-67- 5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N- メチルチオカルバミン酸O-3-ター シャリ-ブチルフェニル	ピリブチカル ブ	1-503	第一	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N- メチルチオカルバミン酸O-3-ター シャリ-ブチルフェニル (別名ピリブ チカルブ)	第一
451	120-71-8					2-メトキシ-5-メチルアニリン	第一
452	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール		2-132	第二	2-メルカプトベンゾチアゾール	第二
453		モリブデン及びその化合物		1-505	第一	モリブデン及びその化合物	第一
454	95-32-9					2-(モルホリノジチオ)ベンゾチア ゾール	第一
455	110-91-8					モルホリン	第一
456	20859-73- 8	りん化アルミニウム		1-508	第一	りん化アルミニウム	第一
457	62-73-7	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル	ジクロロボス 又はDDVP	1-510	第一	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビ ニル (別名ジクロロボス又はDDVP)	第一
458	78-42-2	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)		1-511	第一	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	第一
459	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)		1-512	第二	りん酸トリス(2-クロロエチル)	第二
460	1330-78-5	りん酸トリトリル		1-513	第一	りん酸トリトリル	第一
461	115-86-6	りん酸トリフェニル		1-514	第一	りん酸トリフェニル	第一
462	126-73-8	りん酸トリブチル		1-515	第一	りん酸トリニフルマル-ブチル	第二
463	60-35-5					アセトアミド	第二
464	104-94-9					パラ-アニジジン	第二
465	181587- 01-9					5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ- 4-トリフルオロメチルフェニル)-4- エチルスルフィニル-1H-ピラゾ ール-3-カルボニル (別名エチプロ ール)	第二
466	61-82-5					3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリア ゾール (別名アミトロール)	第二

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
467	6375-47-9					3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド	第二
468	93-15-2	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン		1-031	第一	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン	第二
469	68955-20-4					アルキル硫酸エステルナトリウム (アルキル基の炭素数16から18までのもの及びその混合物に限る。)	第二
470	51-79-6					ウレタン	第二
471	103-69-5					N-エチルアニリン	第二
472	834-12-8					2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン (別名アメトリン)	第二
473	13684-56-5					エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別名デスメディファム)	第二
474	82558-50-7					N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1, 2-オキサゾール-5-イル]-2, 6-ジメトキシベンズアミド (別名イソキサベン)	第二
475	2593-15-9					5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1, 2, 4-チアジアゾール (別名エクロメゾール)	第二
476	26447-14-3	1, 2-エポキシ-3-(トリルオキシ)プロパン		2-010	第二	1, 2-エポキシ-3-(トリルオキシ)プロパン	第二
477	80-51-3	4, 4'-オキシビスベンゼンスルホンヒドラジド		1-093	第一	4, 4'-オキシビスベンゼンスルホンヒドラジド	第二
478	107-20-0					クロロアセトアルデヒド	第二
479	116714-46-6	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ノバルロン	2-018	第二	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア (別名ノバルロン)	第二
480	126-07-8					(1'S-トランス)-7-クロロ-2', 4, 6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ[ベンゾフラン-2,(3H), 1'-シクロヘキサ-2', -エン]-3, 4'-ジオン (別名グリセオフルビン)	第二
481	90-13-1					1-クロロナフタレン	第二
482	140-11-4	酢酸ベンジル		2-035	第二	酢酸ベンジル	第二
483	94-59-7					サフロール	第二
484	66230-04-4					(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート (別名エスフェンバレート)	第二
485	68359-37-5	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリン	2-042	第二	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シフルトリン)	第二
486	156-60-5					トランス-1, 2-ジクロロエチレン	第二
487	79-43-6					ジクロロ酢酸	第二
488	83121-18-0	1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	テフルベンズロン	2-046	第二	1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素 (別名テフルベンズロン)	第二
489	118-52-5	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン		2-047	第二	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン	第二
490	82692-44-2	2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ	1-193	第一	2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン (別名ベンゾフェナップ)	第二
491	611-06-3					2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	第二
492	56-75-7					2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド (別名クロラムフェニコール)	第二
493	126833-17-8	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサカルボキサミド	フェンヘキサミド	2-048	第二	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサカルボキサミド (別名フェンヘキサミド)	第二
494	60168-88-9					2, 4'-ジクロロ-アルファ-(5-ピリミジニル)ベンズヒドリル=アルコール (別名フェナリモル)	第二
495	79983-71-4					2-(2, 4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール (別名ヘキサコナゾール)	第二
496	120-83-2					2, 4-ジクロロフェノール	第二
497	120-36-5					(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸 (別名ジクロルプロ)	第二

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
498	96-23-1	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール		1-205	第一	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール	第二
499	103055-07-8	(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ルフェヌロン	2-050	第二	(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア(別名ルフェヌロン)	第二
500	612-83-9					3, 3'-ジクロロベンジジン二塩酸塩	第二
501	1937-37-7	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート	CIダイレクトブラック38	2-053	第二	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート(別名CIダイレクトブラック38)	第二
502	6459-94-5					ジナトリウム=8-(3, 3'-ジメチル-4'-[4-(パラートリル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ)-7-ヒドロキシ-1, 3-ナフタレンジスルホナート(別名CIアシッドレッド114)	第二
503	97-02-9					2, 4-ジニトロアニリン	第二
504	27478-34-8					ジニトロナフタレン	第二
505	99-65-0					メタ-ジニトロベンゼン	第二
506	51-52-5					2, 3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4(1H)-ピリミジン(別名プロピルチオウラシル)	第二
507	106-93-4	1, 2-ジプロモエタン	二臭化エチレン又はEDB	1-235	第一	1, 2-ジプロモエタン(別名EDB又は二臭化エチレン)	第二
508	110-52-1					1, 4-ジプロモブタン	第二
509	96-13-9					2, 3-ジプロモ-1-プロパノール	第二
510	109-64-8					1, 3-ジプロモプロパン	第二
511	103-50-4	ジベンジルエーテル		1-240	第一	ジベンジルエーテル	第二
512	87-59-2					2, 3-ジメチルアニリン	第二
513	569-64-2					(4-{[4-(ジメチルアミノ)フェニル](フェニル)メチリデン}シクロヘキサ-2, 5-ジエン-1-イリデン)(ジメチル)アンモニウム=クロリド(別名マラカイトグリーン塩酸塩)	第二
514	79-44-7					ジメチルカルバモイル=クロリド	第二
515	3761-41-9					O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイト(別名メスルフェンホス)	第二
516						臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)	第二
517	148-79-8					2-(1, 3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール	第二
518	62-55-5					チオアセトアミド	第二
519	21564-17-0					2-(チオシアナートメチルチオ)-1, 3-ベンゾチアゾール(別名TCMTB)	第二
520	119-12-0					チオリン酸O, O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1, 6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	第二
521	5598-13-0					チオリン酸O-3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル-O, O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)	第二
522	79-34-5	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	四塩化アセチレン	1-300	第一	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	第二
523	2429-74-5					テトラナトリウム=3, 3'-[(3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート)(別名CIダイレクトブルー15)	第二
524	558-13-4					テトラプロモメタン	第二
525	84-15-1					オルト-テルフェニル	第二
526	72-43-5					1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン(別名メトキシクロル)	第二
527	14484-64-1					トリス(N, N-ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名ファーマム)	第二
528	75-25-2	トリプロモメタン	プロモホルム	1-337	第一	トリプロモメタン(別名プロモホルム)	第二
529	1694-09-3					ナトリウム=3-{[N-[4-{[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-{N-エチル-N-[3-スルホナトフェニル]メチル]アミノ}フェニル]メチレン)-2, 5-シクロヘキサジエ	第二

管理番号 ※1	CAS 登録 番号 ※2	2021 改正 物質名 ※3	2021 改正 別名 ※4	2021 改正 令号 ※5	2021 改正 種別 ※6	2008 改正 物質名 ※7	2008 改正 種別 ※8
						ン-1-イリデン]-N-エチルアンモニオ}メチル)ベンゼンスルホナート(別名C Iアシッドバイオレット49)	
530	132-27-4	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート		1-351	第一	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート	第二
531	99-09-2					メタ-ニトロアニリン	第二
532	86-30-6					N-ニトロソジフェニルアミン	第二
533	99-08-1					メタ-ニトロトルエン	第二
534	100-02-7					パラ-ニトロフェノール	第二
535	12174-11-7					パリゴルスカイト(別名アタパルジャイト)	第二
536	77-09-8					3, 3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1, 3-ジヒドロイソベンゾフラン-1-オン(別名フェノールフタレイン)	第二
537	553-26-4					4, 4'-ビピリジル	第二
538	55179-31-2					1-(4-ビフェニルオキシ)-3, 3-ジメチル-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール(別名ピテルタノール)	第二
539	156-43-4					パラフェネチジン	第二
540	84-61-7					フタル酸ジシクロヘキシル	第二
541	1120-71-4					1, 3-プロパンスルトン	第二
542	67747-09-5					N-プロピル-N-[2-(2, 4, 6-トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール-1-カルボキサミド(別名プロクロラズ)	第二
543	106-95-6					3-プロモ-1-プロペン(別名臭化ア ril)	第二
544	67-72-1					ヘキサクロロエタン	第二
545	77-47-4					ヘキサクロロシクロペンタジエン	第二
546	115-28-6					1, 4, 5, 6, 7, 7-ヘキサクロロピシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2, 3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	第二
547	57-09-0					ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=プロミド	第二
548	10453-86-8					5-ベンジル-3-フリルメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名レスメトリン)	第二
549	106-51-4					パラ-ベンゾキノン	第二
550	82-68-8					ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCNB)	第二
551	3825-26-1					ペンタデカフルオロオクタノ酸アンモニウム	第二
552	100-61-8					N-メチルアニリン	第二
553	2439-01-2	6-メチル-1, 3-ジチオロ[4, 5-b]キノキサリン-2-オン		2-125	第二	6-メチル-1, 3-ジチオロ[4, 5-b]キノキサリン-2-オン	第二
554	99-55-8					2-メチル-5-ニトロアニリン	第二
555	60-34-4					メチルヒドラジン	第二
556	82657-04-3					2-メチル-1, 1'-ビフェニル-3-イルメチル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ピフェントリン)	第二
557	10605-21-7	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート	カルペンダジム	1-491	第一	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート(別名カルペンダジム)	第二
558	101-61-1					4, 4'-メチレンビス(N, N-ジメチルアニリン)	第二
559	6864-37-5					4, 4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサミン)	第二
560	10034-93					硫酸ヒドラジン	第二
561	1241-94-7					りん酸(2-エチルヘキシル)ジフェニル	第二
562	2528-36-1	りん酸ジブチル=フェニル		1-509	第一	りん酸ジノルマル=ブチル=フェニル	第二

2021 (R3) 改正追加指定化学物質 (2008 (H20) 物質のうち、今回の見直しで統合、分離、範囲拡大した 8 物質を含む)

管理番号※1	CAS 登録番号※2	2021 改正物質名※3	2021 改正別名※4	2021 改正令番号※5	2021 改正別種別※6
563	13189-00-9	亜鉛=ビス (2-メチルプロパン-2-エノアート)		1-002	第一
564	103-11-7	アクリル酸 2-エチルヘキシル		1-005	第一
565		アクリル酸重合体		1-008	第一
566	25212-19-5	アジピン酸、(N-(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン又は N, N'-ビス (2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン) と 2-(クロロメチル)オキシランの重縮合物		1-013	第一
567	103-23-1	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		1-014	第一
568	123-54-6	アセチルアセトン		1-015	第一
569	337458-27-2	1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン	ピリフルキナゾン	1-016	第一
570	95-55-6	オルト-アミノフェノール		1-024	第一
571	27605-76-1	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキソド	プロベナゾール	1-030	第一
572	123-68-2	アリル=ヘキサノアート		1-032	第一
573	142-19-8	アリル=ヘプタノアート		1-033	第一
574		[(3-アルカンアミドプロピル) (ジメチル)アンモニオ]アセタート (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8、10、12、14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。)及び (Z)-[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル] (ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物		1-035	第一
575		(3-アルカンアミドプロピル) (メチル) [2-(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウム=クロリド (アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が 14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。)		1-036	第一
576		アルカン-1-アミン (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8、10、12、14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び (9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物		1-037	第一
577	61791-26-2	アルカン-1-アミン (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8、10、12、14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び (9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物		1-038	第一
578		アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (アルキル基の炭素数が 16 から 18 までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が 1,000 未満のものに限る。)及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (アルケニル基の炭素数が 16 から 18 までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が 1,000 未満のものに限る。)並びにこれらの混合物		1-039	第一
579	154518-36-2	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ [オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ (メチルエタン-1, 2-ジイル)] (アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が 9 から 11 までのものの混合物 (当該アルキル基の炭素数が 10 のものを主成分とするものに限る。))に限る。)		1-040	第一
580		アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (アルキル基の炭素数が 9 から 11 までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が 1,000 未満のものに限る。)		1-041	第一
581		アルキル (ベンジル) (ジメチル)アンモニウムの塩 (アルキル基の炭素数が 12 から 16 までのもの及びその混合物に限る。)		1-044	第一
582	39148-24-8	アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート)	ホセチル又はホセチルアルミニウム	1-046	第一
583	120-51-4	安息香酸ベンジル		1-047	第一
584	84-65-1	アントラセン-9, 10-ジオン	アントラキノ	1-050	第一
585	9016-87-9	アルファ (イソシアナトベンジル) -オメガ (イソシアナトフェニル) ポリ [(イソシアナトフェニレン) メチレン]		1-052	第一
586	101-21-3	イソプロピル=3-クロロカルバニラート	クロロプロファミン又は I P C	1-056	第一
587	103-95-7	3-(4-イソプロピルフェニル)-2-メチルプロパナール		1-057	第一
588	3228-02-2	4-イソプロピル-3-メチルフェノール		1-058	第一
589	57520-17-9	1, 1'- (イミノジオクタメチレン) ジグアニジン=トリアセタート	イミノクタジン酢酸塩	1-061	第一
590	16219-75-3	エチリデンノルボルネン		1-063	第一
591	1678-91-7	エチルシクロヘキサン		1-065	第一
592	14698-29-4	5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキソ-[1, 3]ジオキソ [4, 5-g]キノリン-7-カルボン酸	オキソリニック酸	1-066	第一
593		N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩		1-067	第一
594	111-76-2	エチレングリコールモノブチルエーテル	ブチルセロソルブ	1-077	第一
595	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		1-080	第一
596	105024-66-6	(4-エトキシフェニル) [3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン	シラフルオフェン	1-084	第一
597		塩化直鎖パラフィン (炭素数が 14 から 17 までのもの及びその混合物に限る。)		1-090	第一
598	7790-93-4	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		1-091	第一
599	106-02-5	オキサシクロヘキサデカン-2-オン		1-092	第一
600	32536-52-0	オクタプロモジフェニルエーテル		1-095	第一
601	556-67-2	オクタメチルシクロテトラシロキサン		1-096	第一

管 理 番 号 ※1	CAS 登 録 番 号 ※2	2021 改正物質名※3	2021 改正別 名 ※4	2021 改 正 令 番 号 ※5	2021 改 正 種 別 ※6
602		過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩		1-097	第一
603	79-21-0	過酢酸		1-098	第一
604	3699-30-7	カリウム=ジエチルジチオカルバマート		1-100	第二
605		グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩		1-108	第一
606	122548-33-8	1-(2-クロロイミダゾ[1,2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素	イマゾスルフロ	1-114	第一
607	87392-12-9, 178961-20-1 ^{*16}	2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物(2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)	S-メトラクロー	1-119	第一
608	110956-75-7	3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピリデン-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン	ペントキサゾ	1-126	第一
609	3380-34-5	5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール	トリクロサン	1-127	第一
610	123572-88-3	(R,S)-5-クロロ-N-(1,3-ジヒドロ-1,1,3-トリメチルイソペンゾフラン-4-イル)-1,3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	フラマトビル	1-128	第一
611	223580-51-6	3'-クロロ-4,4'-ジメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド	チアジニル	1-131	第一
612	87674-68-8	(R,S)-2-クロロ-N-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミド	1-132	第一
613	163515-14-8	(S)-2-クロロ-N-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミドP	1-133	第一
614	868680-84-6	3-クロロ-N-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5,6-ジヒドロ-1,4,2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホンアミド	メタゾスルフロ	1-134	第一
615	153719-23-4	3-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1,3,5-オキサジアジナン-4-イミン	チアメトキサム	1-135	第一
616	210880-92-5	(E)-1-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン	クロチアニジン	1-136	第一
617	135410-20-7	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン	アセタミプリド	1-141	第一
618	138261-41-3	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン	イミダクロプリド	1-142	第一
619	111988-49-9	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド	チアクロプリド	1-143	第一
620	473278-76-1	2-[2-クロロ-4-メシル-3-[(テトラヒドロフラン-2-イルメトキシ)メチル]ペンゾイル]シクロヘキサ-1,3-ジオン	テフリルトリオ	1-152	第一
621	156963-66-5	3-(2-クロロ-4-メシルペンゾイル)-4-フェニルスルファニルピシクロ[3,2,1]オクタ-3-エン-2-オン	ベンゾピシクロ	1-153	第一
622	799247-52-2	(E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルピリジン-2-イルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル	ピリベンカルブ	1-155	第一
623	142-92-7	酢酸ヘキシル		1-159	第一
624	119-36-8	サリチル酸メチル		1-161	第一
625	38640-62-9	ジイソプロピルナフタレン		1-165	第一
626	111-42-2	ジエタノールアミン		1-166	第一
627	112-34-5	ジエチレングリコールモノブチルエーテル		1-170	第一
628	105-95-3	1,4-ジオキサシクロヘプタデカン-5,17-ジオン		1-172	第一
629	110-82-7	シクロヘキサン		1-176	第一
630	10461-98-0	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル		1-177	第一
631	110-83-8	シクロヘキセン		1-179	第一
632	156-59-2, 156-60-5	1,2-ジクロロエチレン		1-183	第一
633	64359-81-5	4,5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン		1-184	第一
634	224049-04-1	3,4-ジクロロ-2'-シアノ-1,2-チアゾール-5-カルボキサニリド	イソチアニル	1-185	第一
635	106917-52-6	2',4-ジクロロ-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-4'-ニトロ-メタ-トルエンスルホンアニリド	フルスルファミド	1-191	第一
636	57018-04-9	O-(2,6-ジクロロ-パラ-トリル)=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	トルクロホス メチル	1-192	第一
637	212201-70-2	1-(2,4-ジクロロフェニル)-N-(2,4-ジフルオロフェニル)-N-イソプロピル-5-オキソ-4,5-ジヒドロ-1H-1,2,4-トリアゾール-4-カルボキサミド	イブフェンカルバジン	1-195	第一
638	32809-16-8	N-(3,5-ジクロロフェニル)-1,2-ジメチルシクロプロパン-1,2-ジカルボキサミド	プロシミドン	1-196	第一
639	41205-21-4	2,3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド	フルオリミド	1-203	第一
640	84496-56-0	2-(2,4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアニリド	クロメブロッ ブ	1-214	第一
641	81103-11-9	(3R,4S,5S,6R,7R,9R,11R,12R,13S,14R)-4-[(2,6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファ-L-リボ-ヘキソピラノシル)オキシ]-14-エチル-12,13-ジヒドロキシー-7-メトキシ-3,5,7,9,11,13-ヘキサメチル-6-[[3,4,6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ベーター-D-キシロ-ヘキソピラノシル]オキシ]オキサシクロテトラデカン-2,10-ジオン	クラリスロマ イシン	1-223	第一
642		ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩		1-224	第一
643	426821-53-6	四ナトリウム=5,8-ビス(カルボジチオアト)-2,5,8,11,14-ペンタアザペンタデカンビス(ジチオアト)		1-225	第一
644	57-41-0	5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン		1-230	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6
645	131341-86-1	4-(2, 2-ジフルオロ-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロニル	フルジオキソニル	1-233	第一
646	52888-80-9	N, N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル	プロスルホカルブ	1-234	第一
647	130000-40-7	2', 6'-ジプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアゾール-5-カルボキサニリド	チフルザミド	1-239	第一
648	79-57-2	(4S, 4aR, 5S, 5aR, 6S, 12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3, 5, 6, 10, 12, 12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1, 11-ジオキサ-1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a-オクタヒドロテラセン-2-カルボキサミド	オキシテトラサイクリン	1-244	第一
649	4849-32-5	3-(3, 3-ジメチルウレイド)フェニル=ターシャリ-ブチルカルバマート	カルブチレート	1-246	第一
650	105-87-3	(2E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエニル=アセタート	酢酸ゲラニル	1-247	第一
651	124-28-7	N, N-ジメチルオクタデシルアミン		1-248	第一
652	78-69-3	3, 7-ジメチルオクタタン-3-オール		1-249	第一
653		ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン		1-256	第一
654	283594-90-1	3, 3-ジメチルブタン酸=3-メチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-4-イル	スピロメシフェン	1-258	第一
655	183675-82-3	(RS)-N-[2-(1, 3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	ベンチオピラド	1-259	第一
656	494793-67-8	2'-[(RS)-1, 3-ジメチルブチル]-5-フルオロ-1, 3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサニリド	ペンフルフェン	1-261	第一
657	560121-52-0	2, 2-ジメチルプロパン酸=(E)-2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1, 3, 4-トリメチルピラゾール-5-イル)ピニル	シエノピラフェン	1-262	第一
658	85785-20-2	N-(1, 2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル	エスプロカルブ	1-263	第一
659	79-92-5	2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン	カンフェン	1-265	第一
660	272451-65-7	N-[1, 1-ジメチル-2-(メチルスルホニル)エチル]-3-ヨード-N-[2-メチル-4-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]フェニル]フタルアミド	フルベンジアミド	1-266	第一
661	110-71-4	1, 2-ジメトキシエタン		1-267	第一
662	83055-99-6	アルファー(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-オルト-トルイル酸メチル	ペンスルフロニメチル	1-268	第一
663	135186-78-6	(RS)-7-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルチオ)-3-メチル-2-ベンゾフラン-1(3H)-オン	ピリフタリド	1-269	第一
664		有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く。)		1-274	第一
665		セリウム及びその化合物		1-276	第一
666		タリウム及びその化合物		1-279	第一
667		炭化けい素		1-280	第一
668	554-13-2	炭酸リチウム		1-281	第一
669	1111-67-7	チオシアン酸銅(I)		1-283	第一
670	2636-26-2	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O, O-ジメチル	シアノホス又はCYAP	1-285	第一
671	57-92-1	1, 1'-[(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S)-4-[[5-デオキシ-2-O-[2-デオキシ-2-(メチルアミノ)-アルファー-L-グルコピラノシル]-3-C-ホルミル-アルファー-L-リキソフラノシル]オキシ]-2, 5, 6-トリヒドロキシシクロヘキサ-1, 3-ジイル]ジグアニジン	ストレプトマイシン	1-292	第一
672	168316-95-8	(2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR)-2-[(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル)オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-14-メチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-a-s-インダセノ[3, 2-d]オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンA)及び(2S, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS)-2-[(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル)オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-4, 14-ジメチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-a-s-インダセノ[3, 2-d]オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンD)の混合物	スピノサド	1-293	第一
673	112-31-2	デカナール	デシルアルデヒド	1-294	第一
674	109-99-9	テトラヒドロフラン		1-302	第一
675	116-14-3	テトラフルオロエチレン		1-304	第一
676	22898-01-7	2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム	テトラピオン又はフルプロバネートナトリウム塩	1-305	第一
677		テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド		1-307	第一
678	32388-55-9	1-[(1R, 2R, 5S, 7R)-2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ[5.3.1.0(1,5)]ウンデカ-8-エン-9-イル]エタノン		1-310	第一
679		テルル及びその化合物		1-311	第一
680	112-55-0	ドデカン-1-チオール		1-316	第一
681	683-10-3	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ)アセタート		1-317	第一
682	108-78-1	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン	メラミン	1-319	第一
683	122-20-3	トリイソプロパノールアミン		1-320	第一
684	1116-76-3	トリオクチルアミン		1-322	第一
685	133-06-2	N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド	キャプタン	1-333	第一
686	68912-13-0	トリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-4-エン-3-イル=プロピオナート		1-334	第一
687	75-50-3	トリメチルアミン		1-338	第一

管理番号 ※1	CAS登録 番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名 ※4	2021改正 令番号 ※5	2021改正 種別 ※6
688		トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩		1-339	第一
689	79-77-6	(E)-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブター-3-エン-2-オン		1-340	第一
690		N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩		1-341	第一
691	95-63-6, 108-67-8, 526-73-8, 25551-13-7	トリメチルベンゼン		1-342	第一
692	97593-00-5	2,4,4-トリメチルペンター-1-エン及び2,4,4-トリメチルペンター-2-エンの混合物		1-343	第一
693	2530-83-8	トリメトキシ-[3-(オキシラン-2-イルメトキシ)プロピル]シラン		1-344	第一
694		ナトリウム=アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム=ヒドロキシルアルカンスルホナート(アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物		1-348	第一
695	3811-73-2	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ(5)-ビリジン-2-チオラート		1-349	第一
696	88380-00-1	ナトリウム=(ドデカノイルオキシ)ベンゼンスルホナート		1-350	第一
697		鉛及びその化合物		1-353	特定第一
698	139-13-9	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩		1-356	第一
699	30525-89-4	パラホルムアルデヒド		1-364	第一
700		ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12,14,16,18又は20のもの及びその混合物に限る。)		1-365	第一
701	7287-19-6	2,4-ビス(イソプロピルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	プロメトリン	1-366	第一
702	142-16-5	ビス(2-エチルヘキシル)=(Z)-ブター-2-エンジオアート		1-368	第二
703	14915-37-8	ビス(2-スルフィドビリジン-1-オラト)銅		1-372	第一
704	13463-41-7	(T-4)-ビス[2-(チオキソ-カップS)-ビリジン-1(2H)-オラト-カップO]亜鉛(II)		1-373	第一
705	52829-07-9	ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ビペリジル)=セバケート		1-374	第一
706	56-35-9	ビス(トリブチルスズ)=オキシド		1-375	特定第一
707		N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8,10,12,14,16又は18のもの及びその混合物に限る。),(Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z,12Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9,12-ジエンアミド並びにこれらの混合物		1-376	第一
708		(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		1-380	第一
709	120-57-0	ビペロナル	ヘリオトロピン	1-385	第一
710	117-84-0	フタル酸ジオクチル		1-394	第二
711	28159-98-0	2-ターシャリ-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン		1-398	第一
712	3006-82-4	ターシャリ-ブチル=2-エチルペルオキシヘキサノアート		1-400	第一
713	88-41-5	2-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート		1-405	第一
714	32210-23-4	4-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート		1-406	第二
715	34014-18-1	1-(5-ターシャリ-ブチル-1,3,4-チアジアゾール-2-イル)-1,3-ジメチル尿素	テブチウロン	1-408	第一
716	400882-07-7	2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパン酸=2-メトキシエチル	シフルメトフェン	1-409	第一
717	18127-01-0	3-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)プロパナール		1-410	第一
718	80-54-6	3-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-メチルプロパナール		1-411	第一
719	88-18-6	2-ターシャリ-ブチルフェノール		1-412	第一
720	7580-85-0	2-ターシャリ-ブチルキシエタノール		1-416	第二
721	98-01-1	フルフラール		1-418	第一
722	122453-73-0	4-プロモ-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル)ピロ-3-カルボニル	クロルフェナビル	1-421	第一
723	500008-45-7	3-プロモ-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロビリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	クロラントラニリプロール	1-422	第一
724	348635-87-0	3-(3-プロモ-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル)-N,N-ジメチル-1,2,4-トリアゾール-1-スルホニアミド	アミスプロム	1-426	第一
725	4719-04-4	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1,3,5-トリアジン		1-432	第一
726	1222-05-5	4,6,6,7,8,8-ヘキサメチル-1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメン		1-433	第一
727	1071-93-8	ヘキサンジヒドラジド		1-437	第一
728	6259-76-3	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート		1-438	第二
729	592-41-6	1-ヘキセン		1-439	第一
730	1024-57-3	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-2,3-エボキシ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	ヘプタクロロエボキシド	1-441	第一
731	142-82-5	ヘプタン		1-442	第一
732	104-67-6	5-ヘプチルオキソラン-2-オン		1-443	第一
733		ペルフルオロオクタタン酸(別名PFOA)及びその塩		1-446	第一
734	101-86-0	2-ベンジリデンオクタナール		1-449	第一
735	1205-17-0	3-(1,3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール		1-454	第一
736	108-24-7	無水酢酸		1-466	第一
737	108-10-1	メチルイソブチルケトン		1-472	第二
738	24851-98-7	メチル=2-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタート		1-473	第一
739	110-25-8	2-[メチル-[(Z)-オクタデカ-9-エノイル]アミノ]酢酸	オレオイルサルコシン	1-474	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6
740	137-42-8	N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム	メタムナトリウム塩	1-480	第一
741	7396-58-9	N-メチルジデカン-1-イルアミン		1-481	第一
742	22936-75-0	2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1,2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン	ジメタメトリン	1-483	第一
743	111-82-0	メチルニドデカノアート		1-484	第一
744	127-51-5	(E)-3-メチル-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン		1-485	第一
745	165252-70-0	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン	ジノテフラン	1-487	第一
746	872-50-4	N-メチル-2-ピロリドン		1-489	第一
747	75-66-1	2-メチルプロパン-2-チオール		1-490	第一
748		3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1,6-ジエンの反応生成物であって、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,5,6,7,8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの		1-492	第一
749	536-90-3	3-メトキシアニリン		1-499	第一
750	133408-50-1	(E)-2-メトキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミド	メトミノストロビン	1-500	第一
751	111-77-3	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール		1-501	第一
752	111-96-6	1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン		1-504	第一
753	68515-88-8	硫化(2,4,4-トリメチルペンテン)		1-506	第二
754	77-78-1	硫酸ジメチル		1-507	第一
755	999-61-1	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル		2-002	第二
756	2797-51-5	2-アミノ-3-クロロ-1,4-ナフトキノ	ACN	2-004	第二
757	81510-83-0	イソプロピルアンモニウム=(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル)ニコチナート	イマザビル又はイマザビルイソプロピルアミン塩	2-005	第二
758	1338-23-4	エチルメチルケトンペルオキシド		2-008	第二
759	91-53-2	6-エトキシ-1,2-ジヒドロ-2,2,4-トリメチルキノリン	エトキシキン	2-009	第二
760	98-88-4	塩化ベンゾイル		2-013	第二
761	111-65-9	オクタン		2-014	第二
762	111-88-6	オクタン-1-チオール		2-015	第二
763	999-81-5	(2-クロロエチル)トリメチルアンモニウムニクロリド		2-016	第二
764	542-18-7	クロロシクロヘキサ		2-017	第二
765	101463-69-8	1-[4-(2-クロロ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ)-2-フルオロフェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンジル)尿素	フルフェノクスロン	2-019	第二
766	150824-47-8	(E)-N-[6-(クロロ-3-ピリジル)メチル]-N-エチル-N'-メチル-2-ニトロエチン-1,1-ジアミン	ニデンピラム	2-022	第二
767	88402-43-1	N-(4-クロロフェニル)-1-シクロヘキサ-1,2-ジカルボキシミド	クロルブタリム	2-025	第二
768	35367-38-5	1-(4-クロロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンジル)尿素	ジフルベンズロン	2-026	第二
769	110488-70-5	4-[3-(4-クロロフェニル)-3-(3,4-ジメトキシフェニル)アクリロイル]モルホリン	ジメトモルフ	2-027	第二
770	116-29-0	4-クロロフェニル=2,4,5-トリクロロフェニル=スルホン	テトラジホン	2-029	第二
771	134074-64-9	1,2-[3-(4-クロロフェニル)プロピル]-2,4,4-トリメチル-1,3-オキサゾリジン-3-イル(1H-イミダゾール-1-イル)メタノン		2-031	第二
772	96-24-2	3-クロロ-1,2-プロパンジオール		2-032	第二
773	688046-61-9	(5-クロロ-2-メトキシ-4-メチルピリジン-3-イル)(2,3,4-トリメトキシ-6-メチルフェニル)メタノン	ピリオフェニン	2-034	第二
774	102851-06-9	(RS)-ニアルファ-ジアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロパラ-トリル)-D-バリナート	フルバリネート	2-038	第二
775	52315-07-8	アルファ-ジアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シベルメトリン	2-039	第二
776	136849-15-5	1-[2-(シクロプロピルカルボニル)アニリノスルホニル]-3-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素	シクロスルファミロン	2-043	第二
777	121552-61-2	4-シクロプロピル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン	シプロジニル	2-044	第二
778	210631-68-8	[3-(4,5-ジヒドロイソキサゾール-3-イル)-4-メシル-2-メチルフェニル](5-ヒドロキシ-1-メチルピラゾール-4-イル)メタノン		2-054	第二
779	83164-33-4	2',4'-ジフルオロ-2-(3-トリフルオロメチルフェノキシ)ニコチンアニリド		2-057	第二
780	115-95-7	3,7-ジメチルオクタ-1,6-ジエン-3-イル=アセタート	酢酸リナリル	2-059	第二
781	106-24-1	(E)-3,7-ジメチルオクタ-2,6-ジエン-1-オール	ゲラニオール	2-060	第二
782	97886-45-8	S,S'-ジメチル=2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3,5-ジカルボチオアート	ジチオビル	2-061	第二
783	112-75-4	N,N-ジメチルテトラデカン-1-アミン		2-062	第二
784	131475-57-5	(RS)-N-[2-(3,5-ジメチルフェノキシ)-1-メチルエチル]-6-(1-フルオロ-1-メチルエチル)-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン	トリアジフラム	2-063	第二
785	148477-71-8	2,2-ジメチルブタン酸=3-(2,4-ジクロロフェニル)-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-4-イル	スピロジクロフェン	2-064	第二
786	91-17-8	デカヒドロナフタレン		2-068	第二
787	15875-13-5	1,3,5-トリス[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン		2-072	第二
788	118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン		2-073	第二

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正政令番号※5	2021改正種別※6
789	125-12-2	(1R, 2R, 4R) - 1, 7, 7-トリメチルビスクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2-イル=アセタート及び (1S, 2S, 4S) - 1, 7, 7-トリメチルビスクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2-イル=アセタートの混合物	イソボルニル=アセタート	2-075	第二
790	79-24-3	ニトロエタン		2-079	第二
791	111-84-2	ノナン		2-081	第二
792	3296-90-0	2, 2-ビス (プロモメチル) プロパン-1, 3-ジオール	ジプロモネオベンチルグリコール	2-082	第二
793	7779-90-0	ビス (りん酸) 三亜鉛		2-084	第二
794	94-13-3	4-ヒドロキシ安息香酸プロピル	パラオキシ安息香酸プロピル	2-085	第二
795	65405-77-8	2-ヒドロキシ安息香酸 (Z) - 3-ヘキセニル		2-086	第二
796	103-60-6	2-フェノキシエチル=イソブチレート		2-089	第二
797	92-84-2	フェノチアジン		2-090	第二
798	110-65-6	ブタン-2-イン-1, 4-ジオール		2-091	第二
799	84-69-5	フタル酸ジイソブチル		2-093	第二
800	119-06-2	フタル酸ジトリデシル		2-095	第二
801	1861-40-1	N-ブチル-N-エチル-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン	ベスロジン又はベンフルラリン	2-096	第二
802	55861-78-4	3- (5-ターシャリ-ブチル-1, 2-オキサゾール-3-イル) - 1, 1-ジメチル尿素	イソウロン	2-098	第二
803	55406-53-6	N-ブチルカルバミド酸=3-ヨード-2-プロピニル		2-099	第二
804	5902-51-2	3-ターシャリ-ブチル-5-クロロ-6-メチルウラシル	ターバシル	2-100	第二
805	39807-15-3	5-ターシャリ-ブチル-3- [2, 4-ジクロロ-5- (プロパー-2-イン-1-イルオキシ) フェニル] - 1, 3, 4-オキサジアゾール-2 (3H) -オン	オキサジアルギル	2-101	第二
806	81-14-1	1- (4-ターシャリ-ブチル-2, 6-ジメチル-3, 5-ジニトロフェニル) エタノン		2-102	第二
807	161050-58-4	1-ターシャリ-ブチル-1- (3, 5-ジメチルベンゾイル) - 2- (3-メトキシ-2-メチルベンゾイル) ヒドラジン	メトキシフェノジド	2-104	第二
808	142459-58-3	4-フルオロ-N-イソプロピル-2- (5-トリフルオロメチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イルオキシ) アセトアニリド	フルフェナセツト	2-111	第二
809	51-03-6	5-プロパン-1-イル-6- (2, 5, 8-トリオキサドデカン-1-イル) - 1, 3-ベンゾジオキソール	ビペロニルブトキシド	2-112	第二
810	736994-63-1	3-プロモ-1- (3-クロロピリジン-2-イル) -N- [4-シアノ-2-メチル-6- (メチルカルバモイル) フェニル] -1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	シアントラニリプロール	2-113	第二
811	116-15-4	ヘキサフルオロプロペン		2-114	第二
812	123-66-0	ヘキサフルオロエチル	カブロン酸エチル	2-115	第二
813	122-40-7	2-ベンジリデンヘプタナール		2-116	第二
814	89-05-4	ベンゼン-1, 2, 4, 5-テトラカルボン酸		2-117	第二
815	75-12-7	ホルムアミド		2-118	第二
816	80-26-2	2- (4-メチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル) プロパン-2-イル=アセタート	酢酸テルピニル	2-124	第二
817	6362-80-7	4-メチル-2, 4-ジフェニルペンタ-1-エン		2-126	第二
818	13311-84-7	2-メチル-N- [4-ニトロ-3- (トリフルオロメチル) フェニル] プロパンアミド	フルタミド	2-128	第二
819	123-35-3	7-メチル-3-メチレンオクター-1, 6-ジエン	ミルセン	2-130	第二
820	60-24-2	2-メルカプトエタノール		2-131	第二
821	78-97-7	ラクトニトリル		2-133	第二
822	64-67-5	硫酸ジエチル		2-134	第二

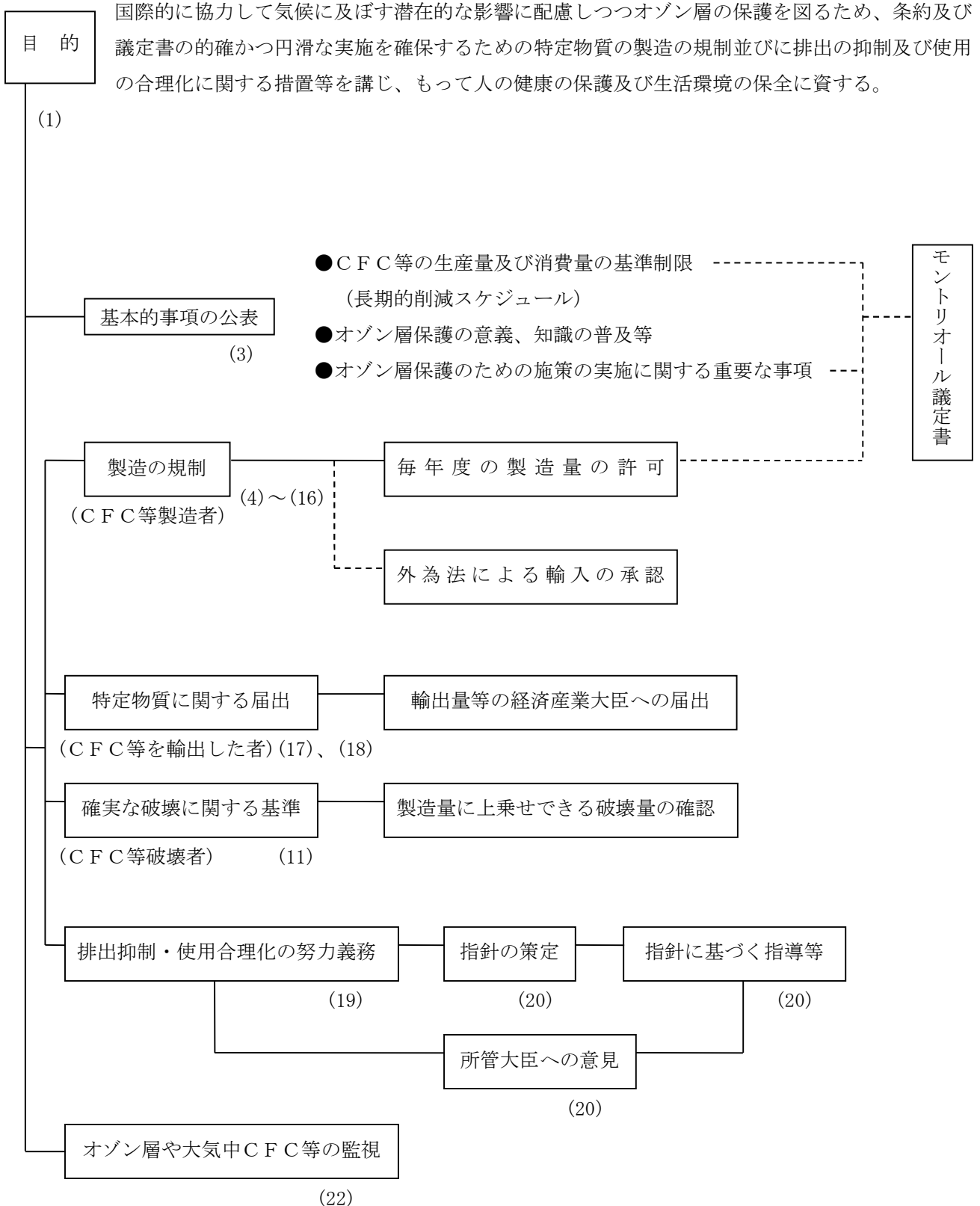
- ※1 管理番号は政令番号とは異なるもので、化管法の政令改正により今後指定化学物質が追加・削除されても、同じ番号が維持される。PRTR制度においては、令和6年度の届出から現在の政令番号に代わり、本表に記載されている管理番号が使用される方針である。
- ※2 CAS登録番号は参考情報として掲載しているが、異性体等の存在もあるため、PRTR制度対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行うこと。該当するCAS登録番号が複数存在する物質は一部のみ掲載した。
- ※3 2021年 (令和3年) に改正された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 (以下「2021(R3)改正」という) 別表1 (第一種指定化学物質) 及び別表2 (第二種指定化学物質) を基にした名称を記載した。
- ※4 2021(R3)改正の政令名称に記載されている別名を記載した。
- ※5 2021(R3)改正別表1には号番号を算用数字にして3桁表記にしたものの前に「1-」を、同令別表2の物質には号番号を算用数字にして3桁表記にしたものの前に「2-」を付して表記した。
- ※6 2021(R3)改正別表1の物質は「第一」、同令別表2の物質は「第二」、同令第4条で規定している特定第一種指定化学物質は「特定第一」と記載した。

- ※7 2008年（平成20年）に改正された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下「2008(H20)改正」という）別表1（第一種指定化学物質）及び別表2（第二種指定化学物質）を基にした名称を記載した。
- ※8 2008(H20)改正別表1の物質は「第一」、同令別表2の物質は「第二」、同令第4条で規定している特定第一種指定化学物質は「特定第一」と記載した。
- ※9 2021(R3)改正で削除された化学物質はセルの背景を灰色とした。

第9節 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

(最終改正 平成30年7月4日法律第69号)

1 法の体系



(注) ()内の数字は、法の条文を示す。例えば、(1)は第1条を意味する。

2 モントリオール議定書の対象物質と規制スケジュール

○モントリオール附属書A 規制物質

グループ	物質名	オゾン破壊係数	先進国に対する規制スケジュール
グループ I	特定フロン		1994年以降 1986年比75%削減
	CFC-11, 12, 114	1.0	1996年 全廃
	113	0.8	
	115	0.6	
グループ II	ハロン		1994年以降 全廃
	ハロン-1211	3.0	
	1301	10.0	
	2402	6.0	

○同附属書B 規制物質

グループ	物質名	オゾン破壊係数	先進国に対する規制スケジュール
グループ I	その他のCFC	1.0	1994年以降 1986年比75%削減 1996年 全廃
グループ II	四塩化炭素	1.1	1995年以降 1989年比75%削減 1996年 全廃
グループ III	1・1・1-トリクロロエタン	0.1	1994年以降 1989年比50%削減 1996年 全廃

○同附属書C 規制物質

グループ	物質名	オゾン破壊係数	先進国に対する規制スケジュール
グループ I	HCFC	0.005~0.28	1996年以降 基準量比100%
			2004年 35%削減
			2010年 75%削減
			2015年 90%削減
			2020年 全廃
			※基準量=HCFCの1989年消費量 算定値+CFCの1989年 消費算定値×0.028
グループ II	HBFC	0.1~14	1996年 全廃
グループ III	ブロモクロロメタン	0.12	2002年 全廃

○同附属書E 規制物質

グループ	物質名	オゾン破壊係数	先進国に対する規制スケジュール
グループ I	臭化メチル	0.6	1995年以降 1991年比100%
			1999年 25%削減
			2001年 50%削減
			2003年 70%削減
			2005年 全廃

第10節 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(通称：フロン排出抑制法)

(平成13年法律第64号)

(最終改正 令和元年6月5日法律第25号)

1 フロン類及び特定製品

(1) フロン類

「フロン類」とは、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（CFC）とハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、オゾン層破壊物質ではないが温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン（HFC）をいう。

フロン類の種類と冷媒番号

フロン類	冷 媒 番 号
CFC	R11、R12、R113、R114、R115、R13、R500、R501、R502、R503、R505、R506
HCFC	R123、R124、R22、R401A、R402A、R403A、R405A、R406A、R408A、R409A、R411A、R412A、509A
HFC	R23、R32、R125、R134a、R143a、R404A、R407C、R407E、R410A、R507A、R508A

(2) 第一種特定製品

次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

- ① エアコンディショナー
- ② 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

(3) 第二種特定製品

使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

2 第一種フロン類充填回収業者に係る申請・届出・報告事項一覧

番号	申請・届出・報告を必要とする場合	法令条文	届出様式
1	登録の申請をする場合	法第27条	第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書 （施行規則様式第1）
2	登録の更新をする場合	法第30条	第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書 （施行規則様式第1）
3	上記1又は2の登録内容を変更しようとするとき	法第31条	第一種フロン類充填回収業者登録変更届出書 （施行規則様式第2）
4	フロン類の充填及び回収量、自ら再生した量、フロン類再生業者へ引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他主務省令で定める事項を報告する場合	法第47条	第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書 （施行規則様式第3）

3 フロン類の充填に関する基準（施行規則第14条）

<p>充填前</p>	<p>(1) 充填に先立つ確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充填前、点検等の記録の確認、外観の目視検査等により、冷媒の漏えい・故障等の有無やこれらに係る点検・修理の実施の有無を確認 <p>(2) 管理者及び整備者への通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認の結果、点検・修理の実施を確認できない場合は、状況に応じて、点検の実施や修理を行う必要性を管理者及び整備者に説明 <p>(3) 修理等を行うまでの充填の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フロン類の漏えい又は故障等を確認したときは、やむを得ない場合（フロン類の漏えい箇所を特定し、又は修理を行うことが著しく困難な場所に当該フロン類の漏えいが生じている場合）を除き、点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはならない※¹
<p>充填時</p>	<p>(4) 冷媒の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充填しようとするフロン類の種類が、法第87条第3号に基づき製品に表示されたもの又は当該フロン類よりGWPが低く、使用して安全上支障がないものであるか確認 ・ 現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを充填しようとする場合は、あらかじめ、当該特定製品の管理者の承諾を得ること <p>(5) 充填中及び充填後の漏えい防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充填中及び過充填による使用中の漏えいが生じないよう必要な措置を実施 <p>(6) 機器・充填に係る十分な知見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な知見を有する者※²が自ら実施又は立会う

※1 ただし、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に修理を行うことが確実なときは、点検修理の前に1回に限り充填を行うことができる

※2 「十分な知見を有する者（充填時）」の例

<p>A 冷媒フロン類取扱技術者</p>
<p>第一種（一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会 認定）</p>
<p>第二種（一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 認定）</p>
<p>B 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習※³を受講した者</p>
<p>一定の資格等の例</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） ・ 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会） ・ 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者 ・ 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会） ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 ・ 自動車電気装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）
<p>C 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習※³を受講した者</p>
<p>十分な実務経験の例</p>
<p>日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し、違反したことがない技術者</p>

※3 環境省及び経済産業省において、講習の内容を確認し、「十分な知見を有する者」を担保するための講習として、その適正性を確認した講習

4 フロン類の回収に関する基準（施行規則第40条）

（1）冷媒回収口における圧力の値が、一定時間経過した後、次表に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、次に掲げる圧力以下になるように吸引すること

フロン類の圧力区分	圧力 (絶対圧力SI単位)
低压ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa未満のもの)	0.03MPa
高压ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であって、フロン類の充てん量が2kg未満のもの)	0.1MPa
高压ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であって、フロン類の充てん量が2kg以上のもの)	0.09MPa
高压ガス(常用の温度での圧力が2MPa以上のもの)	0.1MPa

（参考1）圧力の換算

	単位	施行規則で扱っている圧力値		
		0.1	0.09	0.03
SI単位(絶対圧力)	MPa	0.1	0.09	0.03
SI単位(ゲージ圧力)	MPa	0	-0.01	-0.07
工学単位(ゲージ圧力)	kgf/cm ²	0	-0.1	-0.7
真空圧力	mmHg	0	-100	-500

（参考2）フロン類の圧力区分と該当する主要な冷媒の対比

フロン類の圧力区分	フロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
低压ガス	R11、R113	R123	
高压ガス(常用の温度での圧力が0.3～2MPa未満)	R12、R114、R115 R500、R502	R22	R134a、R32、R407C R407E、R410A R507A、R404A
高压ガス(常用の温度での圧力が2MPa以上)	R13、R503		R23

（2）フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと

「十分な知見を有する者(回収時)」の例

<ul style="list-style-type: none"> ・冷媒フロン類取扱技術者 ・冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者 ・高压ガス製造保安責任者(冷凍機械) ・冷凍空気調和機器施工技能士 ・自動車電気装置整備士 	<ul style="list-style-type: none"> ・高压ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 ・フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者 ・冷凍空調技士(日本冷凍空調学会) ・技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))
<p>(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)</p>	

5 第一種特定製品の所有者等の取り組むべき措置

(1) 「管理者の判断基準」の遵守（法第16条第1項、告示「第一種特定製品の管理者の判断基準となるべき事項」）

管理者とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者

(ア) 適切な場所への設置等

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全

(イ) 機器の点検

点検対象		頻度	実施者
①簡易点検			
全ての第一種特定製品		3ヶ月に1回以上	制限なし
②定期点検			
圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の第一種特定製品			専門点検の方法について十分な知見を有する者
冷蔵機器及び冷凍機器	7.5kW以上の機器	1年に1回以上	
エアコンディショナー	50kW以上の機器	1年に1回以上	
	7.5kW以上50kW未満の機器	3年に1回以上	

(ウ) 修理しないままの充填の原則禁止

- ・ フロン類の漏えい又は故障等を確認した場合は、漏えい又は故障等に係る点検及び修理
- ・ 修理を行うまでは原則フロン類の充填禁止

(エ) 点検整備の記録・保存

- ・ 第一種特定製品ごとに、点検及び修理並びに冷媒の充填及び回収等の履歴を記録し、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行い、冷媒の引渡しを完了した日から3年を経過するまで保存
- ・ 第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者から、当該記録の提示を求められたときは、速やかに、これに応じること

(2) フロン類算定漏えい量の報告（法第19条）

第一種特定製品の管理者は、一年度内に管理する第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量を算定した結果、当該算定量（フロン類算定漏えい量）が1,000 t-CO₂以上の場合、毎年度7月末日までに、前年度のフロン類算定漏えい量等を、第一種特定製品の管理者から事業所管大臣に対して報告しなければならない

(3) 整備時におけるフロン類の充填及び回収の委託

- ・ 第一種特定製品整備時に、フロン類の充填又は回収が必要な場合、第一種フロン類充填回収業者へ、フロン類の充填・回収を委託しなければならない（法第43条）
- ・ 第一種特定製品の整備を発注する際、フロン類の回収、再生、破壊等に必要費用を負担する（法第74条）

(4) 解体工事を発注時の第一種特定製品の確認（法第42条）

- ・ 建築物等の解体工事を発注しようとする場合は特定解体工事発注者となり、特定解体工事元請業者が第一種特定製品の有無を確認する際に協力し、当該確認の結果についての書面を3年間保存

(5) 廃棄時等におけるフロン類及び第一種特定製品の引渡し

- ・ 第一種特定製品の廃棄等の際には、第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡さなければならない（法第41条）
- ・ その際のフロン類の回収、再生、破壊等に必要な費用を負担する（法第74条）
- ・ 第一種特定製品の廃棄等の際して、当該製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際、引取証明書等の写しを交付する（法第45条の2）

（6）行程管理表の交付、保存

- ・ 第一種特定製品の廃棄等の際、第一種フロン類充填回収業者に直接フロン類を引き渡す場合は回収依頼書を、第一種フロン類充填回収業者の登録を持たない設備業者、解体業者、販売業者等（第一種フロン類引渡受託者）に第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託する場合は、委託確認書を交付し、その写しを3年間保存する（法第43条）
- ・ 第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを他の者に再委託する場合には、第一種特定製品廃棄等実施者は再委託承諾書を交付し、その写しを3年間保存する（法第43条）
- ・ フロン類の回収が終了したら、第一種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付又は送付を受け、当該引取証明書を3年間保存する（法第45条）
- ・ 回収依頼書又は委託確認書を交付後30日以内（建物解体の場合は90日以内）に引取証明書が第一種フロン類回収業者から交付又は送付されなかった場合等には、都道府県知事にその旨を報告する（法第45条）

6 フロン排出抑制法罰則一覧

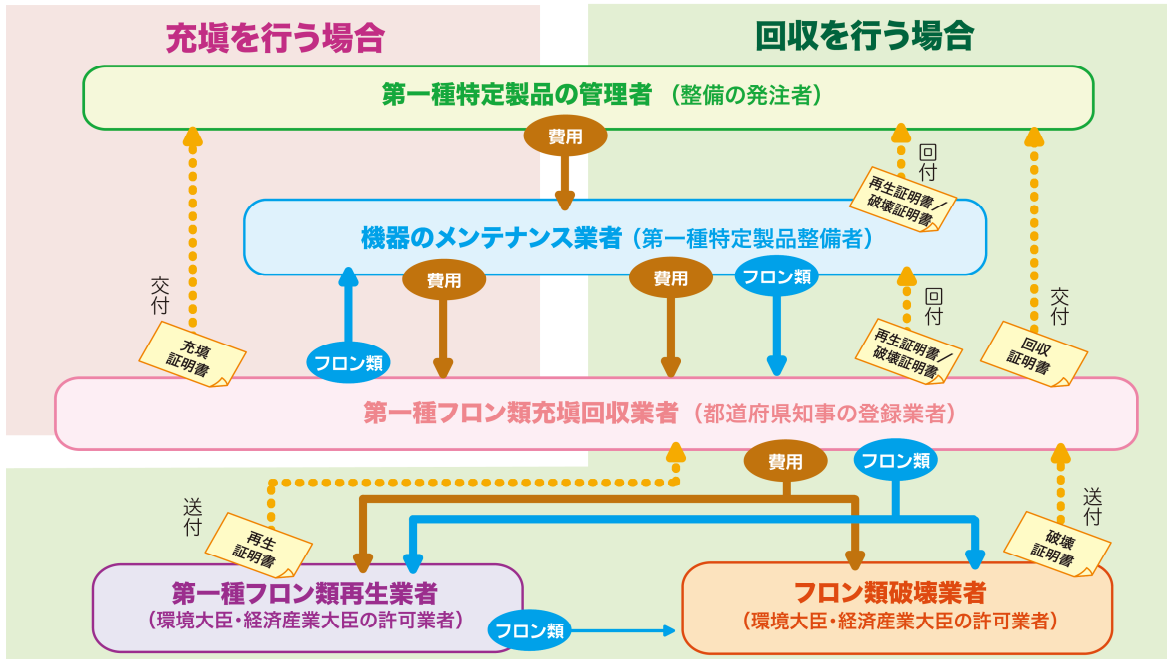
1	登録を受けずにフロンの充填又は回収を業として行った者	1年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金 (法第103条)
2	不正の手段によって第一種フロン類充填回収業者の登録（登録の更新を含む。）を受けた者	
3	業務の停止の命令に違反した者（第一種フロン類充填回収業者）	
4	許可を受けずにフロンの再生を業として行った者	
5	不正の手段によって第一種フロン類再生業者許可（許可の更新を含む。）を受けた者	
6	許可を受けずに次の事項を変更した者（第一種フロン類再生業者） 1 再生をしようとするフロン類の種類 2 第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及びその再生の能力 3 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法	
7	業務の停止の命令に違反した者（第一種フロン類再生業者）	
8	許可を受けずにフロンの破壊を業として行った者	
9	不正の手段によってフロン類破壊業者許可（許可の更新を含む。）を受けた者	
10	許可を受けずに次の事項を変更した者（フロン類破壊業者） 1 破壊しようとするフロン類の種類 2 フロン類の破壊の用に供する施設（以下「フロン類破壊施設」という。）の種類、数、構造及びその破壊の能力 3 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法	
11	業務の停止の命令に違反した者（フロン類破壊業者）	
12	特定製品に冷媒として充填されているフロン類をみだりに大気中に放出した者	
13	第一種特定製品（圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上のものに限り）管理者の判断基準となるべき事項に照らして著しく不十分であった場合の使用等に関し必要な措置を取るべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
14	第一種特定製品整備者であって、フロンの充填又は回収の際に第一種フロン類充填回収業者への整備を発注した第一種特定製品管理者の氏名又は名称等及び情報処理センターの利用の有無等の通知、第一種フロン類充填回収業者であって、充填証明書又は回収証明書の第一種特定製品管理者への交付に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
15	第一種フロン類充填回収業者であって、フロンの充填又は回収に係る情報処理センターへの登録手続に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	

16	第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者であって、フロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しに関する書面の交付又は回付及び保存に係る規程を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	50万円以下の罰金 (法第104条)	
17	第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者であって、フロン類の引取りを証する書面の交付に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
18	第一種フロン類回収業者であって、フロン類の充填又は回収に関する基準若しくはフロン類の運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
19	第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類充填回収業者であって、フロン類の回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
20	第一種フロン類再生業者であって、フロン類の再生、運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告又はフロン類破壊業者へ引渡しをすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
21	第一種特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種フロン類再生業者であって、再生証明書の交付又は回付及び保存に係る規程を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
22	フロン類破壊業者であって、フロン類の破壊に関する基準を遵守すべき旨の勧告又はフロン類の引取り若しくは破壊をすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
23	第一種特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者又はフロン類破壊業者であって、破壊証明書の交付又は回付及び保存に係る規程を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
24	第一種特定製品廃棄等実施者であって、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、冷媒として充填されているフロン類を引き渡さずに第一種特定製品の廃棄を行った者（第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除く）		
25	下記以外で、第一種特定製品の引取り等を行った者 1 第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合 2 引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときに引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合 3 その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合		
26	第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者であって、登録又は許可申請書の記載事項に係る変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者		30万円以下の罰金 (法第105条)

27	フロン類充填量及び回収量等の記録、フロン類再生量等の記録又はフロン類破壊量等の記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者	20万円以下の罰金 (法第107条)
28	フロン類充填量及び回収量等の報告、フロン類再生量等の報告又はフロン類破壊量等の報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
29	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	
30	第一種特定製品廃棄等実施者で、第一種フロン類充填回収業者へ回収依頼書若しくは第一種特定製品内のフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合に委託確認書を交付せず、又は法で規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして回収依頼書若しくは委託確認書を交付した者	
31	第一種特定製品廃棄等実施者で、回収依頼書の写し又は委託確認書の写しを交付した日から3年間保存しなかった者	
32	第一種特定製品廃棄等実施者で、引取証明書を交付又は送付を受けた日から3年間保存しなかった者	
33	第一種特定製品廃棄等実施者で、第一種特定製品引取等実施者に第一種特定製品を引き渡すときに、引取証明書の写しを交付せず、又は回付しなかった者	
34	引取証明書の写しの交付又は回付を受けた第一種特定製品引取等実施者で、引取証明書の写しを3年間保存しなかった者	
35	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前記(1～34まで)の違法行為をしたとき、行為者のほか、法人又は人	各本条の罰金刑 (法第108条)
36	フロン類算定漏えい量等の報告をせず、又は虚偽の報告をした者	10万円以下の過料 (法第109条)
37	廃業等の届出を怠った者	

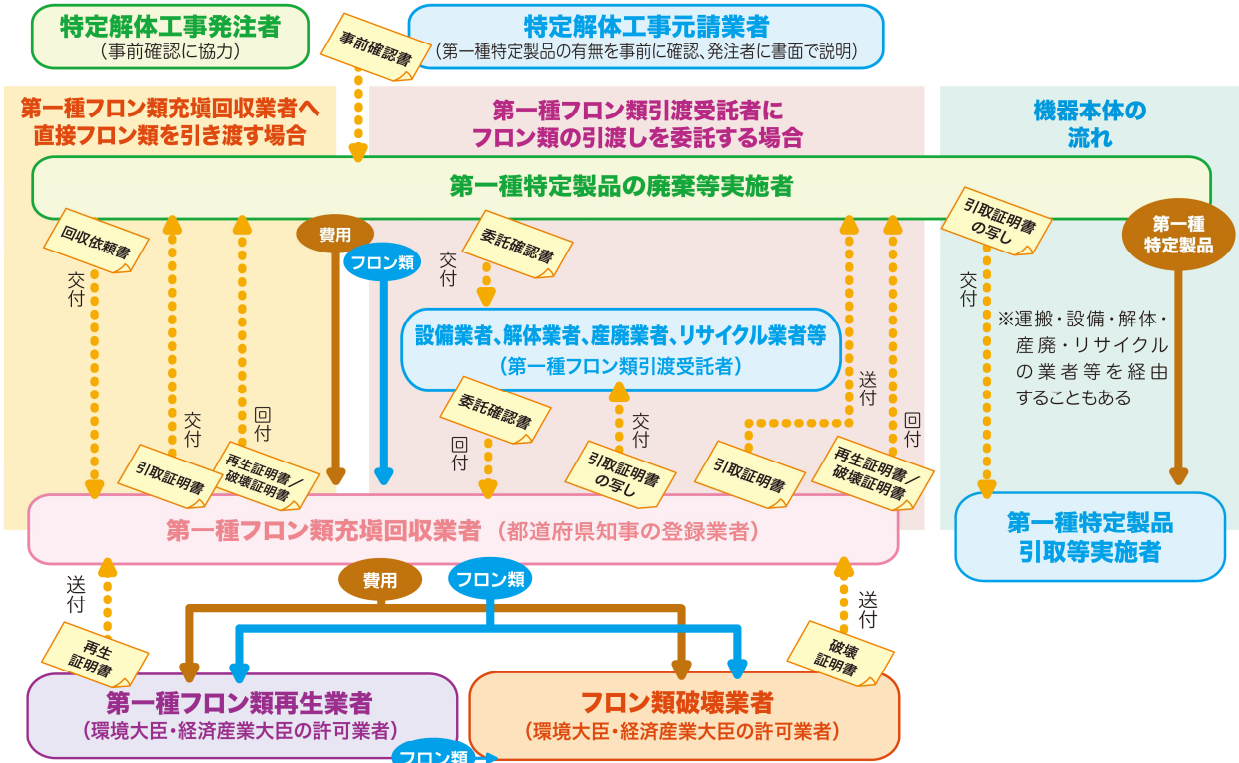
7 フロン類の充填、回収、再生、破壊のフロー

整備時



第一種フロン類再生業者が再生できなかったもの

廃棄時等



第一種フロン類再生業者が再生できなかったもの

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律体系図

本法の規則

第5章（罰則）

第1章（総則）		罰 則
目的(1)		
定義	フロン類(2-1)	
	第一種特定製品(2-3)	
	第二種特定製品(2-4)	
指針(3)		
製造業者、製品管理者、充填回収業者、国、地方公共団体の責務(4~8)		
第2章（フロン類の使用の合理化に係る措置）		
第1節（フロン類の製造者が講ずべき措置）(9~11)		
第2節（指定製品の製造業者等が講ずべき措置）(12~15)		
第3章（特定製品に仕様されるフロン類の管理の適正化に係る措置）		
第1節（第一種特定製品の管理者が講ずべき措置）		
	第一種特定製品管理者の判断基準となるべき事項(16) — 指導及び助言(17) — 勧告及び命令(18) —	
	フロン類算定漏えい量等の報告等(19~26)	
第2節（第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収）		
	第一種フロン類充填回収業者の登録（更新・変更・廃業等）(27~36)	
	第一種特定製品整備者の充填委託義務及び引渡義務等(37-1, 39-1, 39-4)	
	充填証明書又は回収証明書の交付(37-4, 39-6)	
	第一種特定製品廃業等実施者の引渡義務(41)	
	第一種フロン類回収業者の引取義務及び引渡義務(39-5, 44, 46)	
	特定解体工事元請業者の確認及び説明(42)	
	情報処理センターの使用(37-2, 38, 39-2, 40)	
	第一種特定製品の廃棄等実施者に関する書面の交付等(43, 45)	
	第一種特定製品の引取り等(45の2)	
	充填及び回収基準・運搬基準の遵守義務(37-3, 39-3, 44-2, 46-2)	
	充填量及び回収量の記録等(47)	
第3節（第一種特定製品から回収されるフロン類の再生）		
	第一種フロン類再生業者の義務等(63~73)	
第4節（フロン類の破壊）		
	フロン類破壊業者の義務等(63~73)	
第5節（費用負担）		
	第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者等の費用負担(74, 75)	
第6節（情報処理センター）		
	情報処理センターの指定、業務内容等(76~85)	
第4章（雑則）		
	フロン類の放出の禁止(86)	
	報告の徴収(91)	
	立入検査(92)	
	資料の提出の要求(93)	
	フロン類に関する情報の公表(94)	
	環境大臣によるフロン類破壊業者に関する調査請求(95)	

第11節 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

（通称：自動車リサイクル法）

1 使用済自動車等

(1) 使用済自動車

「使用済自動車」とは、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（法律で定めるものを除く。）をいう。）のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。

(2) 解体自動車

「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存するものをいう。

2 関連事業者

(1) 引取業者

「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて、登録を受けた者をいう。

(2) フロン類回収業者

「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて、登録を受けた者をいう。

(3) 解体業者

「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて許可を受けた者をいう。

(4) 破砕業者

「破砕業」とは、解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮その他の主務省令で定める破砕の前処理をいう。）を行う事業をいい、「破砕業者」とは、破砕業を行うことについて許可を受けた者をいう。

3 申請・届出・報告事項一覧

	事業者区分	申請・届出等を必要とする場合	法令条文
1	引取業者	登録の申請・更新をする場合	第43条
2		上記1の内容を変更した場合	第46条
3		廃業等を行った場合	第48条
4	フロン類	登録の申請・更新をする場合	第54条
5	回収業者	上記4の内容を変更した場合	第57条
6		廃業等を行った場合	第59条
7	解体業者	許可の申請・更新をする場合	第61条
8		上記7の内容を変更した場合	第63条
9		廃業等を行った場合	第64条
10	破砕業者	許可の申請・更新をする場合	第68条
11		上記10の事業範囲を変更する場合	第70条
12		上記10の内容を変更した場合	第71条
13		廃業等を行った場合	第72条

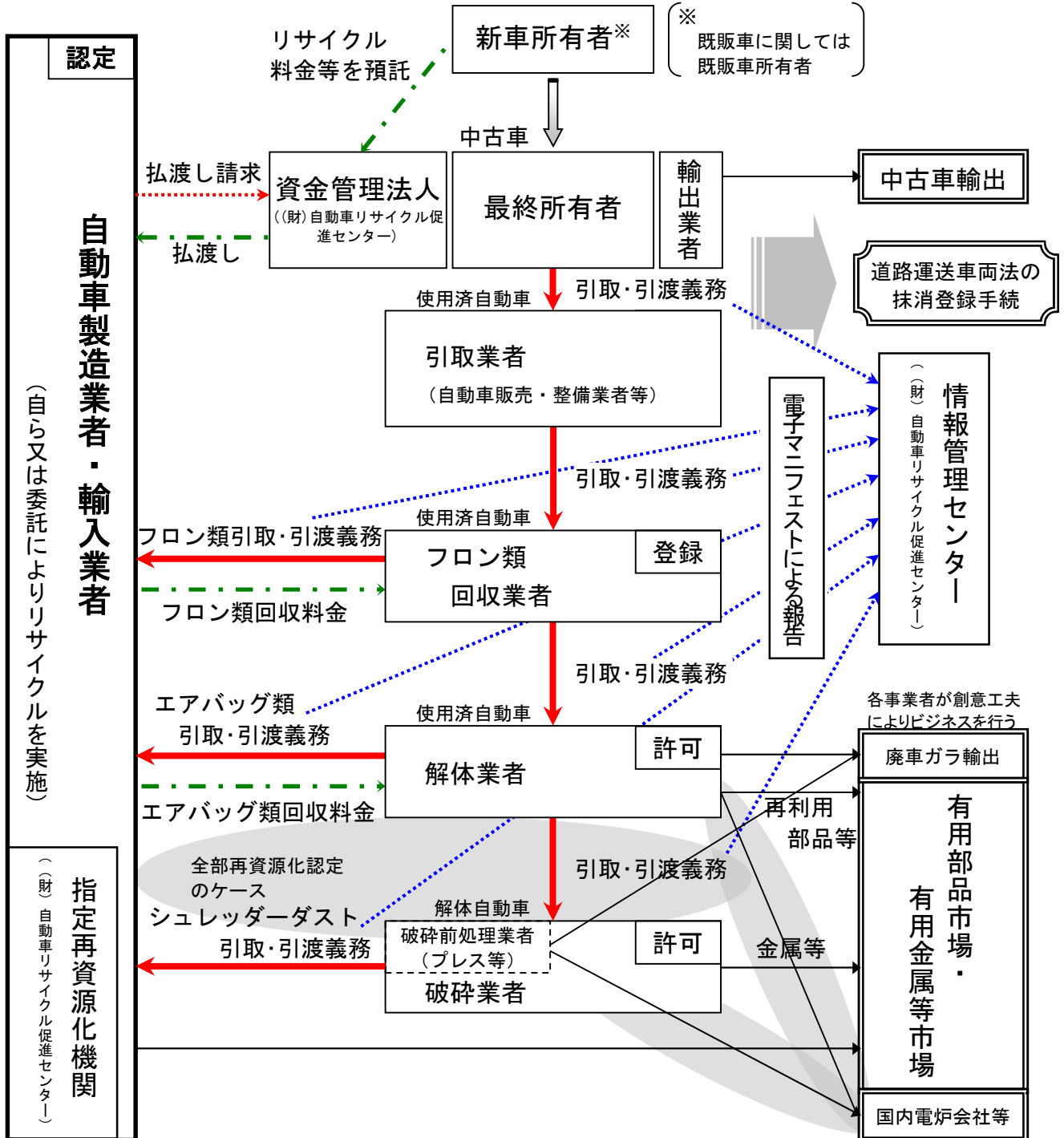
4 自動車リサイクル法罰則一覧

1	使用済自動車（一般廃棄物であるものに限る。以下、「使用済自動車一般廃棄物」という。）の収集又は運搬を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わずに使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託した者	3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科（第137条）
2	登録を受けないで引取業又はフロン類回収業を行った者	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（第138条）
3	不正の手段により引取業又はフロン類回収業の登録（登録の更新を含む。）を受けた者	
4	業務の停止の命令に違反した者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者）	
5	許可を受けないで解体業又は破砕業を行った者	
6	不正の手段により解体業又は破砕業の許可（許可の更新を含む。）を受けた者	
7	許可を受けずに事業の範囲を変更して破砕業を行った者	50万円以下の罰金（第139条）
8	情報管理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者で、情報管理業務に関して知り得た秘密を漏らした者	
9	再資源化実施義務等に違反した者（解体業者又は破砕業者）	

10	引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者であって、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	30万円以下の罰金（第140条）
11	自動車製造業者であって、公表した引取基準又は公表したフロン類回収料金若しくは指定回収料金を変更すべき旨の勧告、フロン類回収料金若しくは指定回収料金の支払又はフロン類回収料金若しくは指定回収料金の公表をすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
12	自動車製造業者等（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）であって、フロン類の運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
13	自動車製造業者等であって、公表した再資源化等に係る料金が、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を著しく超えていると認めるとき、又は当該適正な原価に著しく不足していると認められるときの料金を変更すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
14	自動車製造業者等であって、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等に必要な行為をすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
15	引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者であって、移動報告に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
16	自動車製造業者等であって、移動報告に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
17	自動車製造業者等であって、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者	
18	引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者であって、変更の届出をせず、又は虚偽の報告をした者	
19	報告徴収に対して報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
20	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称：自動車リサイクル法)



使用済自動車等の流れ

金の流れ

情報の流れ

※ リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター）が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん義務も実施

第12節 地球温暖化対策の推進に関する法律の概要

1 法律のねらい

我が国は、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、さらに1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、SDGsも踏まえ、環境、経済、社会の統合的向上が地球温暖化対策を推進する上でも重要であり、こうした観点を法に位置付けることで、法が2050年までの脱炭素社会の実現を牽引することを明確にし、事業者・地方公共団体・国民等のあらゆる主体の取組に予見可能性を与え、その取組とイノベーションの促進のために、必要な措置を講じようとするものです。

2 法律の概要

取組の対象は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の排出及び吸収

(1) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画においては、

- ① 計画期間
- ② 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
- ③ 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する基本的事項
- ④ 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の削減及び吸収の量に関する目標、この目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標、この目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項
- ⑤ その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する政府実行計画及び地方公共団体実行計画に関する基本的事項
- ⑥ 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項
- ⑦ 普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する基本的事項
- ⑧ 地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項等について定めています。

(2) 国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務と取組

温室効果ガスは排出源が多様であり、あらゆる主体がそれぞれ自らの活動に伴う排出の量の削減等を図ることが必要なことから、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれが取組を行う責務を定めるとともに、国、地方公共団体及び事業者が自ら排出する温室効果ガスの排出削減等に関する措置を計画的に進めるための枠組みを定めています。

ア 国

国は環境の監視等を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施する。温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するとともに、関係のある施策において、排出の量の削減等を行うよう配慮する。自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講じ、また、地方公共団体、事業者及び国民が温室効果ガスの排出の量の削減に関して行う活動の促進を図るため、そのための施策及び活動に関する普及啓発を行うとともに、必要な資金の確保、技術的な助言、その他の措置を講ずる。さらに、調査研究、国際協力を行う。

政府は自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための計画を策定し、公表する。また、その実施状況も公表する。

イ 地方公共団体

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進する。また、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、これらの施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努める。

地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（実行計画）を策定し、公表する（都道府県及び指定都市等においては、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出削減のための施策についても定める。）。また、その、実施状況も公表する。

ウ 事業者

事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

相当量の温室効果ガスを排出する事業者として政令で定める者（特定排出者）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、事業所ごとに、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を当該事業所に係る事業を所管する大臣（事業所管大臣）に報告しなければならない。

エ 国民

国民は、その日常生活に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

(3) 国民の取組の支援

国民の日常生活において発生する温室効果ガスの排出量の伸びが近年大きいことから、国民の取組を促進するため、以下の措置を講ずる。

- ① 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、住民に対しきめ細やかな啓発活動、助言等を行う地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。
- ② 地球温暖化対策に関する普及啓発活動を効果的に推進するため、環境大臣及び都道府県知事等は、地球温暖化防止活動推進センターを指定し、同センターにおいて啓発・広報、照会・相談、日常生活における利用に伴って温室効果ガスが排出される製品等に関する情報提供、事例に即した排出実態調査等を行う。
- ③ 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会を組織することができる。

第13節 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の概要

1 法律のねらい

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定により、国や地方公共団体は、地球温暖化対策計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガス排出抑制等のため実行計画を策定・公表することとされており、率先して目標を達成する必要があります。

このため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的としてこの法律が制定されました。

2 法律の概要

(1) 基本方針の策定とそれに基づく契約の実施

国は、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進に関する基本方針を閣議決定し、同方針に基づき契約を推進するように努める。

(2) ESCO事業に係る国庫債務負担行為の年限の延長

省エネルギー改修事業（ESCO事業）の実施に当たっては、国庫債務負担行為の年限を従来の5年間から10年間へ延長する。

(3) 締結実績の概要の公表等と要請

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度終了後、環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に対して通知する。環境大臣は、各省各庁の長等に対し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(4) 公正な競争の確保等

国等は、環境配慮契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、公正な競争の確保に留意するとともに、温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策等との調和を確保する。

(5) 電力の購入契約

国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約は、当分の間、二酸化炭素の排出係数等の入札参加資格を定め、その資格を満たす者の価格によって落札者を決定する「裾切り方式」を採用する。

3 地方公共団体の責務等

この法の規定により、地方公共団体は下記のとおり取り組む必要があります。

(1) 地方公共団体の責務（第4条）

その区域の自然的社会的条件に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、環境配慮契約の推進に努める。

(2) 環境配慮契約の推進（第11条）

環境配慮契約の推進に関する方針を作成するよう努める（方針は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類について定める）。

方針を作成したときは、方針に基づき、環境配慮契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努める。

環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ公表するよう努める。

(3) 公正な競争の確保（第12条）

環境配慮契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意する。

(4) 他の施策との調和（第13条）

環境配慮契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、他の契約に関する施策、エネルギー基本計画に基づく施策その他の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保する。

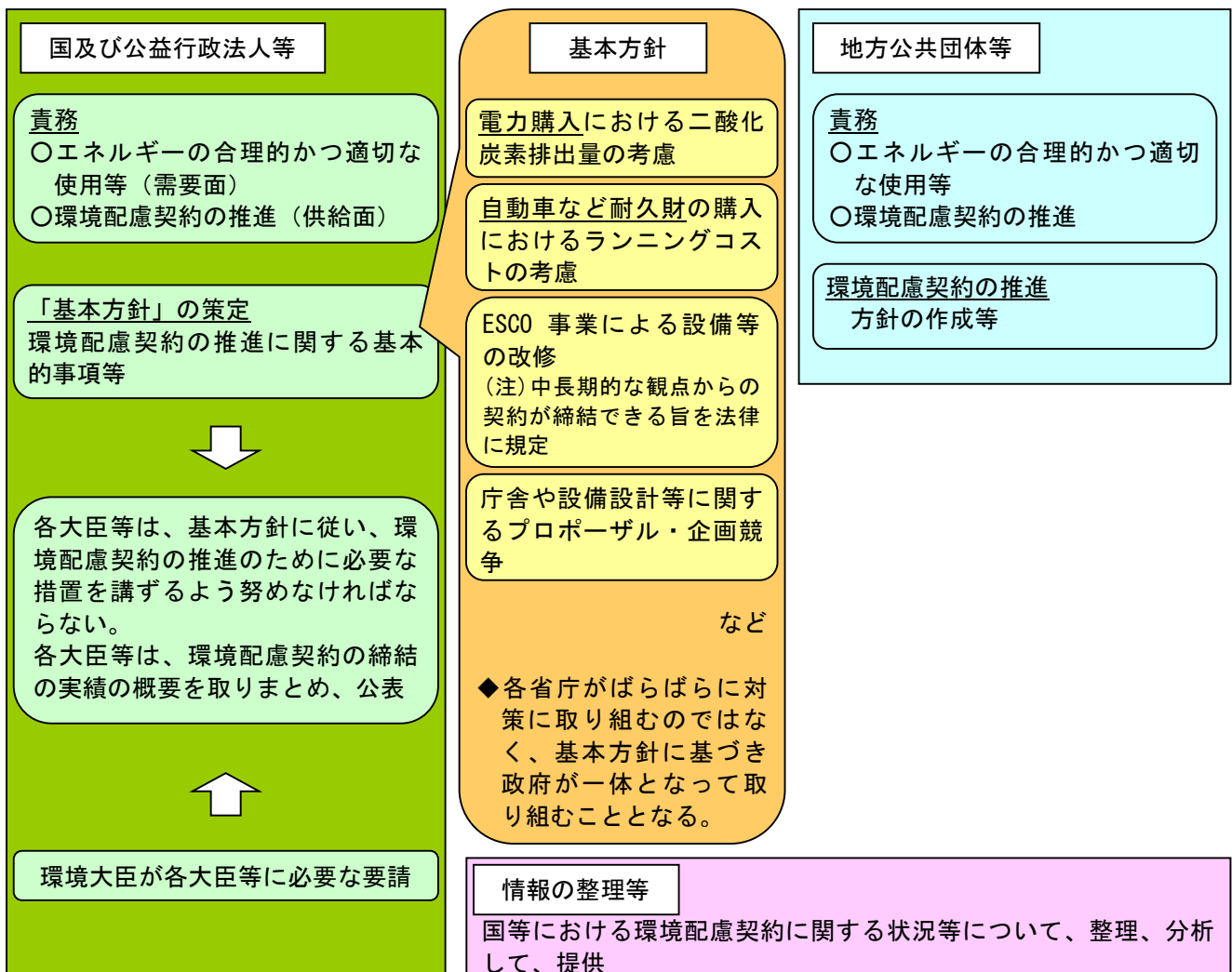
環境配慮契約法の構造

目的

国等による環境負荷（温室効果ガスの排出等）を削減するため、

国等が契約を結ぶ場合に、競争を促しつつ、価格等を含め総合的に見て最善の環境性能を有する物品・役務を供給する者を契約相手とする仕組みを作る

もって、環境への負荷が少ない社会の構築



公正な競争の確保、エネルギーなど他の施策との調和の確保

電気の供給を受ける契約における「総合評価落札方式」は今後の検討課題とし、当分の間は、「裾切り方式」による

第14節 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

1 法律の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

責務

- 国：原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 地方公共団体：国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 関係原子力事業者：誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

制度

基本方針の策定

環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める

基準の設定

環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理に関する基準を設定

監視・測定の実施

国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物（特定廃棄物）の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

放射性物質により汚染された土壌等（草木、工作物等を含む）の除染等の措置等

- ① 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定
 - ② 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施
 - ③ 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域（市町村又はそれに準ずる地域を想定）を指定
 - ④ 都道府県知事等（※）は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定
 - ⑤ 国、都道府県知事、市町村長等は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施
 - ⑥ 国による代行規定を設ける
 - ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止
- ※政令で定める市町村長を含む

※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施

特定廃棄物又は除去土壌（汚染廃棄物等）の処理等の推進

国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施

費用の負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

検討条項

- 本法施行から3年後、施行状況を検討し、所要の措置
- 放射性物質に関する環境法制の見直し
- 事故の発生した原子力発電所における原子炉等についての必要な措置

2 主要な用語等

(1) 事故由来放射性物質（法第1条）

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質

(2) 指定廃棄物（法第17条）

法第17条第1項の規定による指定に係る廃棄物

- ①法第16条第1項の規定による調査の結果、事故由来放射性物質であるセシウム134及び137の放射能濃度の合計が“8,000Bq/kg”以下の基準（規則第14条）に適合しないもので、地方環境事務所長に指定されたもの
- ②廃棄物の占有者が調査した結果、規則第14条に適合せず、法第18条第2項の規定により地方環境事務所に申請を行い指定されたもの

(3) 特定廃棄物（法第20条）

対策地域内廃棄物及び指定廃棄物

※対策地域内廃棄物は環境省告示106号で指定された福島県内の区域

(4) 特定一般廃棄物、特定産業廃棄物（法第23条（規則第28条、規則第30条））

- ①除染廃棄物（除染実施区域内）
- ②焼却施設のばいじん、焼却灰その他の燃え殻*（岩手県対象）
- ③廃稲わら（岩手県対象）
- ④廃堆肥（岩手県対象、汚泥は特定産業廃棄物、他は特定一般廃棄物）
- ⑤特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物（地域限定なし） など

※焼却施設から生じる「焼却灰その他の燃え殻」は、平成24年1月1日以降に排出されたことが明らかなもののみ特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。

(5) 特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設（法第24条（規則第32条、第34条））

【一般廃棄物】

- ・一般廃棄物の焼却施設、熔融施設、熱分解施設又は焼成施設
- ・一般廃棄物の最終処分場*

【産業廃棄物】

- ・産業廃棄物の汚泥の脱水施設（令第7条第1号）
- ・産業廃棄物の汚泥の焼却施設（令第7条第3号）
- ・産業廃棄物の廃油の焼却施設（令第7条第5号）
- ・産業廃棄物の廃プラスチック類の焼却施設（令第7条第8号）
- ・産業廃棄物の廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設（令第7条第11号の2）
- ・産業廃棄物の廃PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設（令第7条第12号）
- ・産業廃棄物の焼却施設（令第7条第13号の2）
- ・産業廃棄物の最終処分場*

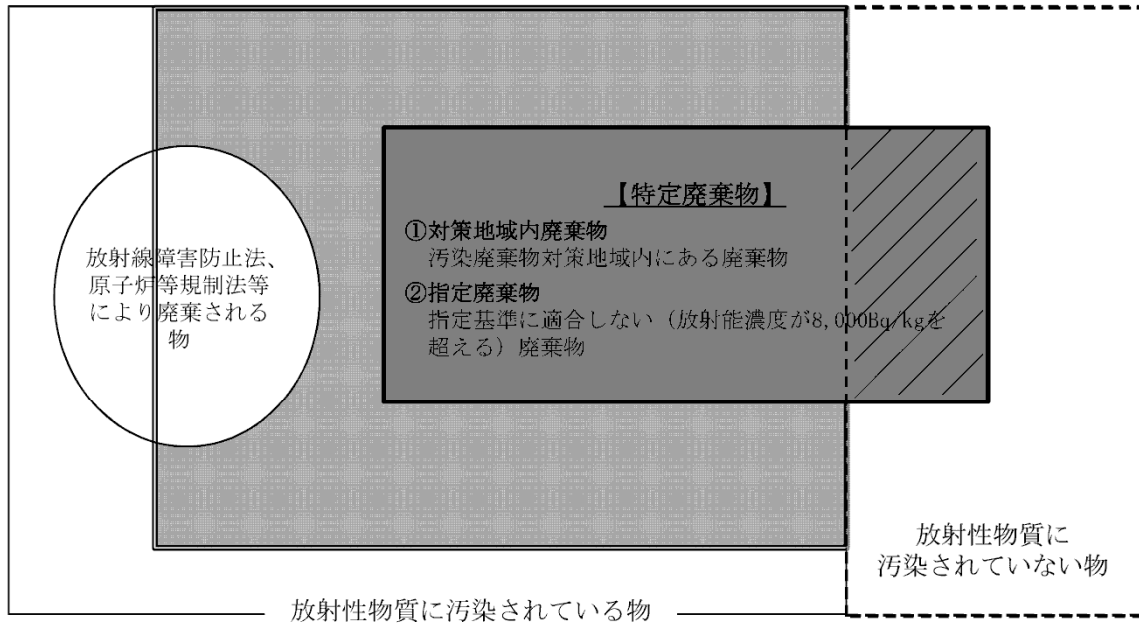
※最終処分場については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたもの






3 廃棄物処理法第2条第1項の読み替え（法第22条）

廃棄物処理法で「放射性物質によって汚染された物」は廃棄物に該当しないこととされていたが、事故由来放射性物質に汚染された物については、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を除き、廃棄物処理法の適用を受ける。

ただし、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物、特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設については、特措法に規定される処理基準等が上乗せとなる。

【法及び廃棄物処理法が適用される範囲等】



-  事故由来放射性物質により汚染された物
-  従来廃棄物処理法が適用されていた範囲
-  特措法に基づき特定廃棄物に係る規制が適用される範囲
-  特措法第22条により新たに廃棄物処理法を適用することとする範囲
-  特措法第21条により廃棄物処理法が適用されない物（特措法は適用）

出典 平成23年12月28日環廃企発第111228002号、環水大総発第111228002号

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行について」